

平成30年第3回定例会

河津町議会会議録

平成30年 9月4日 開会

平成30年 9月14日 閉会

河津町議会

平成三十年 第三回〔九月〕定例会

河津町議会会議録

平成三十年 第三回〔九月〕定例会

河津町議会会議録

平成30年河津町議会第3回定例会会議録目次

第1号（9月4日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告	2
○開議の宣告	2
○議事日程の報告	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	3
○諸般の報告	3
○町長の行政報告	6
○一般質問	16
渡邊弘君	16
遠藤嘉規君	34
小林和子君	50
上村和正君	63
○散会の宣告	78
○署名議員	79

第2号（9月5日）

○議事日程	81
○出席議員	82
○欠席議員	82
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	82
○事務局職員出席者	82
○開議の宣告	83

○議事日程の報告	8 3
○一般質問	8 3
土 屋 貴 君	8 4
○報告第 2号の上程、報告、質疑	1 0 0
○報告第 3号の上程、報告、質疑	1 0 4
○諮問第 1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
○同意第 3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 7
○同意第 4号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 8
○承認第 4号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
○承認第 5号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 2
○議案第 33号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
○議案第 34号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
○議案第 35号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 6
○議案第 36号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
○議案第 37号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 5
○議案第 38号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 7
○議案第 39号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 0
○議案第 40号～議案第 47号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 5 2
○散会の宣告	1 7 3
○署名議員	1 7 5

第 3 号 (9月14日)

○議事日程	1 7 7
○出席議員	1 7 7
○欠席議員	1 7 7
○地方自治法第 121条の規定により説明のため出席した者	1 7 7
○事務局職員出席者	1 7 8
○開議の宣告	1 7 9
○議事日程の報告	1 7 9
○議案第 40号～議案第 47号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 7 9

○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	184
○議員派遣の件	186
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	187
○閉会の宣告	187
○署名議員	189
○議案等審議結果一覧	191

第 1 日

9 月 4 日（火曜日）

平成30年河津町議会第3回定例会会議録

議事日程(第1号)

平成30年9月4日(火曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長の行政報告

日程第5 一般質問

出席議員(10名)

1番	遠藤嘉規君	2番	上村和正君
3番	塩田正治君	4番	仲里司君
5番	小林和子君	6番	土屋貴君
7番	渡邊弘君	8番	稲葉静君
9番	宮崎啓次君	10番	山田勇君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	土屋晴弥君
教育長	鈴木基君	総務課長	野口浩明君
企画調整課長	後藤幹樹君	町民生活課長	飯田吉光君
健康福祉課長	川尻一仁君	産業振興課長	鳥澤俊光君
建設課長	村串信二君	水道温泉課長	中村邦彦君
教育委員会 事務局 会長	渡辺音哉君	会計管理者 兼 会計室長	土屋亨君

事務局職員出席者

事務局 局長 木村吉弘 書記 鈴木英光

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（宮崎啓次君） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。
よって、本日の議会は成立しました。
-

◎開議の宣告

- 議長（宮崎啓次君） これより平成30年河津町議会第3回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（宮崎啓次君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ごらん願います。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（宮崎啓次君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長より指名します。
2番、上村和正君、3番、塩田正治君の両名を指名します。
-

◎会期の決定

○議長（宮崎啓次君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、8月29日に議会運営委員会をお願いし、ご検討願った結果、本日より9月18日までの15日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の行政報告と一般質問4名をお願いしたいと思います。

あす5日は、一般質問1名、報告案件、人事案件、承認案件、条例案件、補正予算の審議及び平成29年度決算8議案の提案理由の説明と、それに対する総括質問並びに決算審査特別委員会への付託をお願いしたいと思います。

6日から14日午後3時までを休会とし、その間に決算審査特別委員会による決算審査を願い、14日午後3時から本会議を再開し、決算審査特別委員会委員長の報告についての審議、議員発議による条例改正等をお願いしたいと思います。

なお、18日は念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より9月18日までの15日間と決定しました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告いたします。

◎諸般の報告

○議長（宮崎啓次君） 日程第3、諸般の報告を行います。

河津町議会第3回定例会諸般の報告。

平成30年9月4日、第3回定例会が開催されるに当たり、平成30年第2回定例会以降の諸般の報告をいたします。

1、議会議長会の事業について。

6月7日、静岡県町村議会議長会総会が静岡市で開催され、出席しました。

7月23日、賀茂郡町議会議長会会議が南伊豆町で開催され、出席しました。

7月24日、静岡県市町議会議員研修会が静岡市で開催され、議員とともに出席しました。

この内容は、講演「報道と人権 ～メディアを読み解く力～」ということで、講師に元NHKアナウンサーのキャスター、宮川俊二氏にお願いしました。

2、町議会活動について。

町議会議員活動。

7月12日、議員月例会を開催し、諸問題について議員全員で協議しました。

8月3日、伊豆縦貫自動車道建設促進要望活動を町及び産業団体とともに実施し、財務省、国土交通省及び安倍内閣総理大臣に建設促進要望を行いました。

8月6日、石井国土交通大臣が伊豆縦貫自動車道の視察に当町を訪れ、議員全員で視察に同行しました。

8月9日、河津町議会議員説明会が町の要請により開催され、議員全員が出席しました。

例月出納検査結果報告。

6月28日、平成30年5月分（平成29年度、30年度）の出納検査報告書を受領しました。

7月26日、平成30年6月分の出納検査報告書を受領しました。

8月24日、平成30年7月分の出納検査報告書を受領しました。

議会運営委員会。

8月29日、議会運営委員会を開催し、平成30年第3回町議会定例会の日程等を協議しました。

議会広報編集委員会。

6月26日、7月4日、7月9日、議会広報編集委員会を開催し、第2回町議会定例会の広報紙面作成、発行作業を行いました。

8月29日、議会広報編集委員会を開催し、第3回町議会定例会の内容について広報紙作成打ち合せを行いました。

常任委員会関係議員活動。

6月25日、河津町社会教育委員会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

6月26日、河津町都市計画審議会が開催され、第1、第2常任委員長が出席しました。

同日、河津町自衛隊協力会理事会が開催され、第1常任委員長、副委員長が出席しました。

6月28日、河津町表彰審査委員会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

7月19日、河津町青少年問題協議会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

7月23日、河津町立学校給食運営審議会が開催され、第2常任委員会正副委員長が出席しました。

8月21日、河津町表彰審査委員会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

3、一部事務組合について。

8月28日、東河環境センター議会定例会が行われました。

8月30日、下田地区消防組合議会定例会及び同日下田メディカルセンター議会定例会が行われました。

8月31日、下田斎場組合議会定例会。

以上、それぞれ開催され、組合議員が出席しました。

4、広域連合議会について。

7月26日、静岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、連合議会議員、私が出席しました。

5、議長に要請のあった諸会合等。

6月14日、伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会要望活動が国土交通省本省で行われ、出席しました。

6月15日、第16回河津会の集いが東京で行われ、議員とともに出席しました。

6月28日、河津町夏季対策連絡協議会が開催され、出席いたしました。

7月4日、駿河湾フェリーの存続支援を求める要望書提出に係る打ち合せ会が松崎町で開催され、副議長とともに出席しました。

7月9日、伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会要望活動が名古屋市国土交通省中部地方整備局で行われ、出席しました。

7月10日、駿河湾フェリーの存続支援を求める要望書の提出が静岡市で行われ、副議長及び第1、第2常任委員長とともに出席しました。

7月11日、夏の交通安全県民運動街頭広報が西小学校上国道で行われ、議員とともに出席しました。

同日、富士山静岡空港利用促進協議会総会が静岡市で開催され、出席しました。

7月20日、平成30年度伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会ほか合同促進大会及び要望活動が東京都都道府県会館ほかで行われ、出席しました。

7月30日、体験型カエル館「K a w a Z o o」特別内覧会が開催され、出席しました。

8月27日、河津町交通安全対策委員会が開催され、出席いたしました。

6、町の行事について。

7月14日、今井浜海水浴場安全祈願祭。

9月1日、河津町総合防災訓練。

それぞれ開催され、議員とともに出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の行政報告

○議長（宮崎啓次君） 日程第4、町長の行政報告をお願いします。

町長。

○町長（岸 重宏君） 初めに、この度の平成30年7月豪雨により、被災をされた皆様に哀悼とお見舞いを申し上げます。皆様の安全と一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

本定例会が開催されるに当たり、6月定例会以降の行政報告と所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

平成30年度7月豪雨に係る被災地職員派遣について申し上げます。

7月に発生した西日本豪雨災害につきましては、静岡県 of 被災地支援先である広島県呉市へ職員1名を派遣しました。全8陣あるうちの第4陣として、7月27日（金）から8月4日（土）までの9日間、現地において、主に災害見舞金申請受付業務を行ってきました。なお、6陣までの静岡県全体の状況は、延べ268人、うち静岡県123人、市町145人の派遣をしております。

平成29年度決算について申し上げます。

平成29年度一般会計決算は、歳入総額38億7,655万4,275円で、前年度比6.9%の減、歳出総額は36億8,112万8,225円で、前年度比8.0%の減、歳入歳出の差引額は1億9,542万6,050円となりました。

歳入の状況は、前年度と比較して、町税は民間事業所の償却資産残存価格の減少や、個人所得の伸び悩みにより、調定額は減額になったにもかかわらず、関係機関との連携、協働を図り、各税目において徴収率が増加し、対前年度と比べ0.4%増の10億1,010万4,960円の税収を得ることができました。その他の増額要因は、笹原地区区画整理事業旧保留地の売払い等による財産収入が59.2%の増、東小学校並びに南小学校体育館天井落下防止対策事業の財源として、静岡県市町振興協会の地震・津波対策事業交付金の増による諸収入が20.8%の増、同事業等の増により、町債が41.6%の増となりました。一方、減額した収入の要因としては、

個別算定経費単位費用及び地域経済・雇用対策費減により地方交付税が3.8%の減、年金生活者等臨時福祉給付金給付事業終了など、対象事業の減に伴い国庫支出金が12.4%の減、産地パワーアップ事業完了など、対象事業の減に伴い県支出金が15.0%の減、財政調整基金繰入金の減による繰入金が84.8%減などとなり、歳入総額では2億8,513万1,973円の減額となりました。一方の歳出の状況は、東小学校並びに南小学校体育館天井落下防止対策事業、海洋センター体育館改修事業、台風21号災害復旧費、橋梁長寿命化事業、町道大堰・笹原線道路改良事業などの費用増加もありましたが、上河津財産区補助事業、年金生活者等臨時福祉給付金給付事業、中学校校舎屋上防水対策事業などの事業終了、公的病院運営補助金、東河環境センター負担金の減などの減額要因により、3億1,849万5,405円の減額となりました。なお、ここ数年、各事業の執行財源として繰り入れていた財政調整基金へ、5,000万円を積み立てました。不測の事態の財源として、運用していくものであります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、公表されることになっている健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも黒字決算により非該当、実質公債費比率は6.2%、将来負担比率は13.2%で、危険信号である早期健全化基準の25.0%、350.0%をそれぞれ大きく下回りました。また、公営企業の健全化判断比率である資金不足比率も、黒字により非該当となりました。

これらの健全化判断比率から見ても、当町は健全な財政運営を維持していると判断できるところですが、今後も最少の投資で最大の効果を上げることを念頭に、活力あるまちづくりを推進していきたいと考えております。

河津川水力発電事業町有地の新規賃貸借契約等の締結について申し上げます。

以前より申し出のあった河津川水力発電事業により、大鍋、川横地区町有地賃貸借及び工作物譲渡契約の件ですが、河津川水利用許可等関係法令許可の手続が済み、町、七滝観光協会、梨本区、事業者間での水力発電所取水に関する協定書の締結を行い、省エネルギー施策の推進の観点から、7月27日に事業者と賃貸借契約及び施設譲渡契約を締結いたしました。事業者は一般社団法人I Z Uパワーで、事業用地約3万2,000平方メートルの土地を、年間約67万円で20年間、工事用道路用地約7,000平方メートルを、年間約52万円で3年間貸し付けいたします。また、東京電力より譲り受けた旧水力発電工作物を、約133万円で譲渡いたしました。工事期間中は、踊り子遊歩道の通行どめに伴う迂回路の整備など、地元の方々にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

町有自動車購入について申し上げます。

現在34台の公用車を所有、運用していますが、このほど学校給食センター公用車1台を老朽化の理由により買いかえることとなり、8月8日に入札を実施し、104万7,060円で黒田自動車駅前工場と契約をいたしました。11月上旬に納車される予定となっております。

防災訓練について申し上げます。

本年も、9月1日に大規模地震が突発的に発生した場合を想定し、町内全域で総合防災訓練を行い、2,464名の参加がありました。

各地区の自主防災会では、本部開設訓練、情報伝達訓練、防災機材の点検等を行ったほか、消防団と合同で消火訓練などを実施し、町内の各事業所におきましても、それぞれの訓練を実施しました。

また、河津中学校を会場とし、田中、下峰地区の自主防災会を中心に、陸上自衛隊や、消防組合職員と町職員の参加による共同訓練を行い、応急救護訓練、AED訓練を実施いたしました。

河津町フラワートライアスロン大会について申し上げます。

11月11日に開催します町制施行60周年記念第3回河津町フラワートライアスロン大会開催に向け、7月31日に第1回実行委員会を開催しました。今年も河津町の資源と環境を生かし、オリンピックで正式種目として採用される同等の距離で競技を行います。また、各種目を3人でつなぐリレー部門も行われます。既に330名以上の方の応募があります。開催当日は、午前9時から正午ごろまで、交通規制をさせていただきますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いしますとともに、運営スタッフとしてお願いする皆様のご協力をお願いいたします。

伊豆縦貫自動車道IC周辺地域振興計画策定業務について申し上げます。

伊豆縦貫自動車道の整備が着々と進み、数年後には河津ICと逆川IC間の開通が見込まれる状態となってきました。町では、この2カ所のIC周辺を魅力化することにより、交流人口の拡大を進める取り組みとして、IC周辺の地域振興計画策定業務に着手しました。本業務策定に当たっては、7月11日に入札を行い、株式会社地域まちづくり研究所が落札し、442万8,000円で契約しました。

この地域振興事業は、地域住民と行政が共同で地域振興計画をつくり、周辺地域住民が担うこと、行政が担うことを明確にし、相互連携を図りながら、総合的に地域振興を図っていくとするものです。

今年度は、河津 I C 周辺地域の湯ヶ野、小鍋、大鍋、川横、梨本地区の 5 地区、逆川 I C 地域の逆川地区より推薦をしていただいた策定委員、上河津財産区議員、地域おこし協力隊と、公益社団法人ふじの国地域・大学コンソーシアムのご協力をいただき、日本大学国際関係学部「文化伝承発信研究会」の学生が参加し、各 I C 周辺地域を、ワークショップ形式によりグループでまち歩きしながら、町内外者の視点で、地域の魅力再発見と発掘を行い、地域振興となる素材をまとめます。

河津バガテル公園事業再生事業について申し上げます。

事業再生をマネジメントするため、事業経営分野に精通している山田コンサルティンググループ株式会社と 537 万 8,400 円で 7 月 2 日に契約し、現在、開園当初からの運営状況を調査整理しながら、公園の強みや弱みの分析を行っているところです。これを受け、専門家と 2 名の町民公募委員で構成する事業再生検討委員会を開催し、方針を絞り込み、平成 31 年度には再生に向け総合的に判断して、実行に移していきたいと考えています。

町制施行 60 周年記念事業について申し上げます。

昭和 33 年 9 月 1 日に河津町が誕生し、ことしで 60 年となります。これを記念し、10 月 28 日に河津バガテル公園オレンジリーで、町制施行記念式典と河津町表彰式を開催いたします。式典当日は、多くの皆様に町制施行を祝っていただこうと、河津ふれあいまつりも河津バガテル公園で同時に開催しますので、多くの町民の皆様のご来場をお待ちしております。なお、無料バスも運行しますので、ご利用ください。町制 60 周年を広く知っていただくために、役場庁舎前に、町制施行 60 周年を告知する懸垂幕を設置するとともに、役場公用車での告知シートによる PR を行っています。現在、記念式典にあわせ、河津桜原木や花菖蒲など、5 枚で構成する記念切手シートの製作を行っています。また 60 周年を記念して、河津町勢要覧を製作し、9 月上旬の回覧にて各戸配布しますので、今日の河津を、改めて知っていただく機会として、ごらんいただきたいと思います。

河津町子ども議会について申し上げます。

8 月 7 日、議場において初の「河津町子ども議会」を開催いたしました。これは子供たちの意見も町政に反映させる機会にと行ったものです。町内 3 小学校の 6 年生 6 人が一般質問に登壇し、学校のエアコン設置や通学路など身近な問題、旧南中学校跡地の活用や人口の減少のことなどの質問がありました。町民の一員である子供たちも、町の将来についての考えもしっかり持っていることがわかり、将来の河津を考えるためのよい意見を聞くことができ有意義でありました。

町政地区懇談会について申し上げます。

町政地区懇談会を、5月10日から6月18日まで、町内10会場12回開催し、355人のご参加をいただきました。私の進める「オール河津のまちづくり」について、「今年度予算の説明について」を主体に懇談会を行い、議会はもとより、住民と行政の総意による行政執行について、理解を求めました。

懇談会の内容については、6月に制定しました河津町情報提供の推進に関する要綱により、広報かわづ7月号で「参加者アンケート調査結果」、8月号で「懇談会の質疑内容」について概要を掲載し、町のホームページでも詳細をごらんいただくことができます。

町税収納状況について申し上げます。

平成29年度の町税収納状況につきましては、現年度分9億8,927万8,000円、徴収率98.4%で前年度比0.8ポイントの増、滞納繰越分2,082万7,000円、徴収率31.5%で6.1ポイントの減となり、町税全体の徴収率は0.9ポイントの増となりました。

静岡地方税滞納整理機構による平成29年度の徴収実績につきましては、町が移管した1,330万6,000円に対し1,070万9,000円の徴収実績がありました。平成30年度は、10件2,688万1,000円を同機構に移管しております。

また、賀茂地方税債権整理回収協議会による今年度7月までの滞納整理の状況は、預貯金、生命保険、給与等の財産調査219件、預貯金、生命保険、自動車の財産差し押さえ27件を実施しております。

滞納者全員に年3回の催告通知を予定しており、平成30年度は、1回目を8月14日に送付しました。今後は11月、3月に通知予定で、納税促進を図ってまいります。

国民健康保険税収納状況について申し上げます。

平成29年度の国民健康保険税収納状況につきましては、現年度分2億3,752万5,000円、徴収率94.3%で、前年度比1.0ポイントの増、滞納繰越分2,351万1,000円、徴収率45.4%で前年度比10.6ポイントの増となり、全体の徴収率は3.0ポイントの増となりました。

犬・猫の伝言板設置事業について申し上げます。

近年の動物行政につきましては、犬・猫の遺棄等により、野良犬や野良猫が増加し、住民の生活環境に支障を来している地域があります。

そこで、犬・猫を譲りたい人と、新しく飼いたい人との情報交換を行う伝言板、「ポッチとニャンチの愛の伝言板」を、役場庁舎内に設置しました。

この伝言板の利用促進を行い、野良犬や野良猫の拡大防止に努めていきますので、町民の

皆様におかれましては、伝言板の積極的なご利用をお願いいたします。

エコクリーンセンター東河基幹的設備改良工事について申し上げます。

エコクリーンセンター東河は、平成15年度の本格稼働以降15年が経過し、施設の老朽化が進み、大規模改修を実施しております。

11月、12月のうち、45日間は2炉両方の焼却炉を停止して、改修をすることとなっております。また、この期間にあわせて計量器更新も実施しますので、11月16日から19日までは、一般ごみの持込み受付が完全停止となります。

今後、この期間のごみ受付方法等を、広報紙、回覧等でお知らせしますが、町民の皆様には、ごみの減量化を引き続きお願いします。

こども医療費助成事業について申し上げます。

子供の疾病につき適正な治療を受けさせ、もって疾病の慢性化の予防と経済的負担軽減を図るため、医療費の助成を15歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、いわゆる中学生まで行っておりましたが、10月診療分より、県補助制度に合わせ、18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に変更させていただきました。対象者が結婚している者、また対象者が被保険者となり、みずから医療費を負担している者は適用対象外とさせていただきました。本定例会において、医療費助成の補正予算を計上させていただきましたので、ご審議をお願いいたします。

地籍調査事業について申し上げます。

5月30日に実施した入札結果について申し上げます。

昨年度から広域連携（1市5町）により共同実施しております地籍調査事業でございますが、現地調査等に向けた地籍調査業務委託は、有限会社渡辺測量事務所が落札し、799万2,000円で契約しました。

進捗状況につきましては、実施区域であります浜地区の説明会を8月初旬に開催し、調査の目的及び実施方法等を、地区の関係者の皆様に周知させていただきました。今後は、10月に予定しております境界立ち会いに向け、準備をしている状況でございます。また、前年に行った地区については、測量結果に基づいて地籍図、地籍簿を作成し、7月27日から8月16日までの間で閲覧を行い、土地所有者の方々に最終確認を行っていただきました。今後は、県及び国の承認を受け、調査結果を法務局に送付し、備えつけられることとなります。

農業施設維持管理事業について申し上げます。

本年度も多くの地区要望を受け、現地調査等を行いました。その結果、協働の精神にのっ

とり、原材料支給で事業を実施できるところは、地区で対応していただくよう調整を行い、経費の削減を図りながら要望に応えさせていただいております。

本定例会に要望のあった農業施設修繕料及び原材料費等についての補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

治山事業について申し上げます。

県で実施いたします公共治山関係につきましては、予防治山事業の大鍋（細久保）工事の入札が6月に行われ、株式会社大塩組が落札し、3,240万円で契約したと賀茂農林事務所から報告を受けております。

観光事業について申し上げます。

7月11日に実施した入札結果について申し上げます。

河津桜まちづくり計画策定業務委託は、株式会社地域まちづくり研究所が落札し、1,023万8,400円で契約しました。この業務は、上位計画、関連計画及び推進中の事業等と整合性を図りながら、地域住民の意向、現在のまちづくりの状況や来訪者のニーズ等を踏まえ、土地利用の景観形成を含む、河津桜のまちづくりに向けた計画を策定し、将来のまちづくりに役立てることを目的としているものです。

夏の海水浴について申し上げます。

7月14日に河津浜、今井浜海水浴場の海開きを行い、河津浜海水浴場は8月19日まで、今井浜海水浴場は8月26日まで、運営をいたしました。

ことは比較的天候に恵まれ、台風等の影響による遊泳注意や遊泳禁止があったものの、今井浜海水浴場の入り込みは、4万744人、前年比42.2%の増で、3年ぶりの増加となりましたが、河津浜海水浴場は、今井浜海水浴場と同様の運営にもかかわらず1,726人で、前年比15.4%の減となりましたが、全体では、4万2,470人、前年比38.3%の増で、前年を上回る状況となりました。

台風12号の被害について申し上げます。

7月28日から29日に台風12号の通過に伴う異常な波浪により、当町においても海岸線等において大きな被害がありました。特に下河津漁港（谷津地区）において、防波堤の転倒及び滑動等の被害がありました。また、現在災害復旧工事を施工中であります下河津漁港（浜地区）では、工事用の仮設道路が流出する被害がありました。

現在、町といたしましても、早急な対応が求められていることから、漁港用施設災害復旧費に3,211万6,000円を予算計上し対応させていただき、災害復旧工事等を実施中でございま

す。

観光施設の被害は、河津浜海岸公衆トイレと菖蒲沢海岸公衆トイレが、台風による高波により浸水被害があり、観光施設災害復旧費に70万2,000円を予算計上し、対応させていただきました。

道路・橋梁事業について申し上げます。

6月21日に実施した入札結果について申し上げます。

防災・安全交付金・町道小鍋峠線（門の沢橋）調査設計業務委託は、静岡コンサルタント株式会社が落札し、286万2,000円で契約しました。この業務は、平成24年度に策定した、河津町橋梁長寿命化修繕計画に基づき調査設計を実施するもので、来年度以降補修工事を予定し、橋梁の長寿命化を図るものです。

繰越事業で実施しておりました町道大堰・笹原線改良工事Ⅱ期は、7月10日に完成いたしました。

また、町道佐ヶ野1号線改良事業につきましては、用地買収等が完了したことに伴い、本定例会に工事請負費の補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

なお、道路の維持修繕料につきましても、地区要望を調査した結果、補修を図る必要があるため、本定例会に補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

伊豆縦貫自動車道関係について申し上げます。

伊豆縦貫自動車道関係につきましては、小鍋地内でランプ橋や工事用道路の施工が、逆川地内でトンネル工事が順調に進んでおります。近隣住民の皆様には、ご不便ご迷惑をおかけしますが、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

8月6日には、伊豆縦貫自動車道の視察で、石井国土交通大臣が逆川地内トンネル工事現場を訪れました。その際、伊豆市で施工されている天城北道路については、河津桜まつり開催前までに、開通させたいとお言葉をいただきました。

また、8月3日には、町議会議員と商工会、観光協会、農業経営振興会の代表者が、国土交通省、財務省、総理官邸へ伊豆縦貫自動車道整備促進の要望活動を行うとともに、当町の観光PRを行いました。

河津町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例について申し上げます。

環境意識の高まりや東日本大震災を教訓とした国の再生可能エネルギー推進施策により、太陽光発電などの再生可能エネルギー発電施設は、近隣市町でも設置件数が増加しており、

本町においても、規模の大きい太陽光発電施設 2 カ所、風力発電施設 1 カ所の稼働並びに工事が行われております。

再生可能エネルギーの有効活用は、重要だと考える一方、設備の設置に伴う大規模な森林伐採による景観の阻害、土砂災害や生活環境への影響など、町民から不安の声が寄せられる事例も見受けられるようになりました。

町では、条例を制定するに当たり、8月10日から24日まで、町民によるパブリックコメント（町民意見）を募集したところ、6名から21項目の意見がありました。内容については、条例案の内容そのものに対する意見というよりも、現状での不安や規制の必要性を求めたものでした。町としては、特に条例案の変更の必要はないものと判断し、原案どおり本定例会に上程しましたので、ご審議をお願いいたします。

なお、パブリックコメントの実施結果については、町のホームページと建設課にて公開しております。

水道事業について申し上げます。

6月21日に実施した入札結果について申し上げます。

河津町水道ビジョン・経営戦略策定業務委託について、日本水工設計株式会社静岡営業所が落札し、756万円で契約しました。

経営健全化や財源確保の具体的方策を整理し、将来の理想像を明示する「水道ビジョン」及び平成31年度（2019年度）から平成40年度（2028年度）までの中長期的な経営戦略を策定するものです。

賀茂地域広域連携会議専門部会（水道事業）における財務会計システム共同化について申し上げます。

7月10日、賀茂地区1市4町（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町）は、クラウド技術を活用した水道事業等財務会計システムの共同化による、コスト削減、災害対策の充実、業務の効率化などを図るため、協定を締結しました。今後、具体的な取り組みを進めていきます。

学校教育関連事業について申し上げます。

7月11日に実施した入札結果について申し上げます。

河津町立河津中学校武道場天井板改修工事設計業務委託は、一級建築士事務所野田建築設計事務所が落札し、75万6,000円で契約しました。これは、武道場の天井板の老朽化によるもので、本委託業務を経て12月から2月中旬にかけて、武道場天井板改修工事を予定してお

ります。

8月22日に実施した入札結果について申し上げます。

河津町立河津中学校施設長寿命化計画策定業務委託は、玉野総合コンサルタント株式会社沼津事務所が落札し、97万2,000円で契約しました。国では、昭和40年代後半から昭和50年代後半にかけて建築された校舎等が一斉に更新時期を迎えており、平成32年度（2020年度）までに個別施設ごとの計画を策定し、計画的に老朽化対策を進めていくこととしております。今年度は、河津中学校を行い、次年度以降にさくら幼稚園、各小学校について個別施設計画を策定する予定です。

河津町学校教育環境整備委員会について申し上げます。

5月に引き続き、7月11日に第2回目の委員会を開催し、保育園・幼稚園・小学校等の保護者からいただいた要望カードの集計結果についての協議を行いました。

また、保護者のみならず、町民の方々から意見を伺うべく、懇談会を8月27日から8月31日にかけての4日間、3会場にて懇談会を開催いたしました。いただいたご意見やご要望は、次回開催の委員会において協議する参考とさせていただきます。なお、懇談会にご参加いただいた町民の方々に、厚くお礼申し上げます。

社会教育事業について申し上げます。

河津町史編さん事業につきましては、第3回河津町史編さん委員会を7月20日に開催いたしました。この会議では、町史の構成や今後の作業内容について、協議を行いました。今年度については、月に1回のペースで開催する予定です。

また、同事業において、一部事業費が増額となりますので、本定例会に補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

昨年度に引き続き、河津町B&G海洋センター体育館改修工事につきましては、施設利用閑散期である11月から2月中旬に実施を予定しております。

報告は以上のとおりです。

私は町民参加型で進めていくことによって、みんなが安心して暮らしていける、そんな魅力あるまちづくりを推進するためにも、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（宮崎啓次君） これで町長の行政報告を終わります。

11時まで休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（宮崎啓次君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎一般質問

○議長（宮崎啓次君） 日程第5、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁します。

なお、質問について、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

7番、渡邊弘君、1番、遠藤嘉規君、5番、小林和子君、2番、上村和正君、6番、土屋貴君。

◇ 渡 邊 弘 君

○議長（宮崎啓次君） それでは、7番、渡邊弘君の一般質問を許します。

7番、渡邊弘君。

[7番 渡邊 弘君登壇]

○7番（渡邊 弘君） おはようございます。

30年第3回定例会開催に当たりまして一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

私の質問は次のとおりでございます。

1件目、予防接種事業について。

2 件目、防災対策について。

3 件目、人口減少対策について。

町長及び担当課長の答弁をお願いします。

まず質問の前に、きょう台風21号が四国、和歌山のほうに上陸、そういうような状況でございます。災害に対しても早い対応ができればなというふうに思います。被害は最小限度に食いとめることが大変必要ではないかなというふうに思っております。

また、台風12号の被害に遭われました町民の皆様には、心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。前の台風に続きまして、今台風でも大変な被害に遭われた海の関係者、先ほど町長のほうからも、早い対応をしていただいたということで大変喜んでおりましたけれども、再度の被害で大変だったと思います。町の対応が早くて本当に喜んでおられると思いますが、今後もより多く最大限の支援をしていただければいいなというふうに思っております。

それでは、私の一般質問に入らせていただきます。

1 件目の予防接種事業について質問をさせていただきます。

予防接種の種類といたしまして、定期接種、また任意接種とありますが、町としてどのような考え方でこの事業に取り組んでいるのか、お伺いをいたします。

また、定期接種とはどんな種類で、どのような基準で、どのような方法で受けるのでしょうか。費用はどのようになっているのでしょうか、お伺いをいたします。また、任意接種とはどのような種類で、どのような基準で、どのような方法で受けるのでしょうか、費用はどのようでしょうか、お伺いをいたします。

また、地元の医療機関の先生と相談したり指導を仰いだり、このようなことをしているのでしょうか。

以上、お伺いしたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの渡邊議員の質問にお答えいたします。

主に、予防接種事業についてのお尋ねだと思います。

基本的には議員の質問のとおり、2つの予防接種が主流になってございます。基本的には予防接種法という法律が、予防接種法関係法令に基づいて、予防接種を町が実施ということになっております。

その中で定期予防接種と個人で行う任意予防接種がございます。定期予防接種の実施方法につきましては、未就学児は集団接種、小学生以上の児童は医療機関における個別接種であ

ります。また、28年度より4種混合予防接種が医療機関における個別接種となりました。また、平成28年10月からB型肝炎予防接種が定期予防接種、医療機関における個別接種と変更となりました。

なお、基準等につきましては、担当課長より詳細は答弁させます。

○議長（宮崎啓次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、定期予防接種についての基準、それから費用、それから医療機関との連携といったものについて、説明をさせていただきます。

まず、予防接種といったものにつきましては、人の免疫の仕組みを利用して、病気、感染症の予防に有効であると認定されたワクチンを接種することによって、病気に対する抵抗力、免疫を高めるという方法でございます。

定期予防接種でございますが、一定の年齢において接種を受けることとされており、感染症対策上、重要度が高いと考えられる予防接種、予防接種法に基づき予防接種を受けることが勧められる予防接種でございます。

対象となる感染症でございますが、A類疾病、それからB類疾病と分かれておりまして、A類につきましては、予防接種を受けるように努めなければならない、これ努力義務とされておるものでございます。B類につきましては、接種の努力義務はありません。A類の種類でございますが、ジフテリアとか百日咳等の13疾病に対応しております。各予防接種には標準的な接種期間等が示されております。町では、これにより接種を受けるように案内をさせていただいております。接種率の向上のため、先ほど町長が申したとおり、未就学児は集団接種を基本として、それから小学生以上の児童等につきましては、医療機関の個別接種としております。

集団による接種につきましては、医師の謝礼、それから医療材料費等、それから個別接種につきましては医療機関への委託料といった形の支払いとなっております。今年度予算でございますと1,135万4,000円でございます。

それから、B類の疾病につきましては、高齢者のインフルエンザ、それから肺炎球菌感染症の疾病が対象でございます。接種費用の一部を助成という形でしております。インフルエンザの接種につきましては個人負担が2,000円になるように差額分を助成、それから高齢者の肺炎球菌につきましては4,000円の助成を行っております。今年度予算につきましては5,850万円となっております。

それから、医療機関との連携でございますが、毎年、賀茂医師会と接種方法、それから接

種費用等について協議を行っております。

それから、任意の予防接種ということでございますが、主にインフルエンザの予防接種といったものがございます。費用的には医療機関によって異なりますのであれですが、大体3,500円から4,500円程度、それから2回目接種については2,000円程度かかるというふうに聞いております。

それから、任意の予防接種としましてロタウイルスといったものもございます。こちらのほうにつきましては2回の接種、それから3回の接種というものがございまして、2回の接種ですと1万3,000円程度から1万5,000円程度、それから3回の接種ですと8,600円から1万円程度、1回当たりかかるというふうに聞いております。

それから、おたふく風邪でございますが、こちらのほうにつきましては、費用としまして大体5,000円から9,000円、医療機関によってばらつきがございまして、その程度かかるというふうに聞いています。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 7番、渡邊弘君。

○7番（渡邊 弘君） 町の考え方として、その予防接種のあり方というのは、確かに法で決められた中で予防接種をしているので、定期接種についても問題ない、任意接種についても、これは決められた中での話なので問題はないかなというふうに思うんですが、行政を行う中で、予防接種の必要性と、今後、町の予防接種事業について、どのような考え方なのか、また、次の質問と一緒に伺いできればなというふうに思います。

予防接種というのは、基本的にワクチンを接種することによって免疫をつくりまして、発病を予防したり症状を軽減する方法だということです。赤ちゃんが大きくなっていくにつれて、母親の免疫がなくなって、そういうものについて子供たちが健やかに成長をするために、感染症を予防することが非常に大切だということで、予防接種が行われているわけです。現在は予防接種法の定期接種で実施されています。しかし、子供たちの健康を考えると、もっとしっかりと取り組む任意接種の問題もあるのではないかなというふうに考えております。

具体的に取り組むべき種類といたしまして、現在の定期接種の中でB型肝炎というのがございます。キャリアになりますと、大人になったときに肝硬変を発症したり、それから肝がんを発症するということがありとされております。現在は、定期接種によって受けておりますが、実際問題として、その期間によってまだ受けていない子供たちが現実いるということをお伺いしまして、そのような対応をどのように考えていらっしゃるのか、お伺いをしたい

と思います。

任意接種につきまして、種類別にちょっと伺います。

先ほど課長のほうからも説明がございましたけれども、ロタウイルスにつきましては、感染症の胃腸炎、嘔吐、下痢により脱水症状になって、けいれんを起こしたり、脳症などの合併症状が起こるような、そういうようなことの予防でございます。

また、おたふく風邪につきましては、合併症として無菌性髄膜炎、難聴、今、NHKのテレビドラマでやっていますけれども左耳が聞こえないとか、あれも結局おたふく風邪の菌が耳にいて、よく聞こえなくなったというようなことでございます。成人男子では睾丸炎症を起こすことによって子供ができにくくなったり、できなくなったりということでございます。

インフルエンザにつきましては、高熱とせきと鼻水だとか倦怠感があって、強い感染力があるので、学校なども学級閉鎖をせざるを得ないというような感染症でございます。

このような感染症に対しまして、子供たちの健康にしっかりと目を向けた子育て政策が必要だと思うんですが、取り組んでほしいと思います、いかがでしょうかということでお伺いをさせていただきます。

また、ちょっと参考に任意接種に公費の助成をしている自治体もあるわけございまして、近隣では、西伊豆町がおたふく風邪、風疹、肺炎球菌と、南伊豆町がインフルエンザと、松崎町がインフルエンザと肺炎球菌と、河津町が肺炎球菌と、このような任意接種をしているわけでございます。また、ほかに24市町におきましては、多いところでは焼津市の5種類をやっているところとか、川根本町が4種類とか、いろいろ財源的にも厳しい中で取り組んでいる市町もございます。

このような状況で取り組んでいるわけでございますけれども、当町においては、本当にこれから任意接種の必要があるのではないかなと思いますので、そこら辺も含めて、ご回答をいただければありがたいと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員のご質問にお答えしたいと思います。

主に2つあったと思います。予防接種についての町の考え方、もう一つはB型肝炎の関係だと思います。

まず、予防接種の考え方でございます。当然、議員がおっしゃるように、子供の病気に対する予防対策は大変重要だというふうな考えを私も持っております。しかし、現在、河津町

は、県だけでは賄えない部分の医療費の助成事業をやっております。年間約2,000万円以上の負担を町がしております。そういうことで、本定例会にも議案を出しておりますが、今度は18歳まで引き上げるということで、またさらにその部分のお金が追加されるようになります。そういうことを考えますと、現状では財政面を考えても、任意接種については現状の中で対応してほしいなど、そのように考えております。

これからのまちづくりを考えている中でも、当然、健康行政の取り組みも大事でありますし、子供からお年寄りまで健康で生きがいのあるまちづくりのためにも、一つずつ選択をして進めていきたいと思っています。

それで、もう一つは、B型肝炎の関係でございますけれども、先ほど議員がおっしゃったように、2016年10月から定期接種になったということで、それ以前の子供については任意接種を受けた人とそうでない人がいると、そういうふうに思います。今後のB型肝炎については、任意接種の予防接種については、先ほど申し上げたように現状でお願いをしたいなと思っています。

詳細は担当課長より答弁させます。

○議長（宮崎啓次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから2点ほど説明をさせていただきたいと思っております。

まず、B型肝炎ウイルスの接種の関係でございますが、B型肝炎ウイルスの予防接種につきましては、その効果から1歳児までに接種が望ましいとされているものでございます。

先ほど町長から申したとおり、2016年、平成28年10月より定期予防接種化され、対象児は平成28年4月1日以降に生まれた児対象となっております。これ、以前に生まれた児につきましては、定期予防接種開始後に任意で受けている方もいらっしゃいますということでございます。このようなことから、B型肝炎ウイルスの予防接種については現状で対応をしたいというふうに考えております。

それから、任意の予防接種の状況といったことの質問もございましたので、そのことについて説明をさせていただきます。

まず、インフルエンザ予防接種でございますが、こちらにつきましては平成5年度まで定期予防接種化されたものでございます。中学生まで対象ということになっていたと思っております。こちらにつきましては、副反応とか予防接種の効果という観点から、定期予防接種から外れたというふうに聞いております。

それから、ロタウイルスでございますが、こちらのほうについても、小児学会等から定期予防接種化の要望というものをしているそうでございます。ただ、国のほうでは副反応のおそれということで見送られているものでございます。

それから、おたふく風邪でございますが、こちらのほうにつきましても、小児学会等から定期予防接種化の要望を行っているというふう聞いております。厚労省のほうでは、引き続き審議される予定というふうには聞いておりますが、ただ無菌性髄膜炎、それから難聴などという形のこともあるということで、難聴については自然感染の合併症として頻度が高くなるといったようなことも報告として上がっているものでございます。

それから、ワクチン接種後、耳下腺、耳の下でございますが、そちらのほうの腫れ、それから発熱があるということで、そういったことがあることから、定期予防接種から外れているといったふう聞いております。町では、定期予防接種を中心として行いたいということで、こちらのほうについては、任意の接種ということで、個人的に接種をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 7番、渡邊弘君。

○7番（渡邊 弘君） 今、町のほうのお考えだと、もう全然、任意接種は余り考えていないよと、はっきり言って財源もないというようなお考えなのかなというふうに感じます。

私も専門家ではないので、実際問題として予防接種自体に本当に効果がないのか、あるのか、それはまだまだちょっと考えて取り組んでいく部分かなというふうに思います。

まだ、ほかにちょっと聞きたいものもあるんですが、子供たちの将来、胃がんにならないための検査と治療というのがないと伺っております。それはピロリ菌というものの検査でございますが、中学生のときにおしっこで検査ができる。菌が発見されたら、胃の洗浄をすれば胃がんにならないというようなことでした。そのような検査も取り入れたような、これから健康行政、そういうものが町としては必要ではないかなというふうに考えられるわけです。

町長のまちづくり理念の中に、小さい町だけど、子供からお年寄りまで生き生きとして暮らしていると。健康で生きがいのあるまちづくりを目指しておいででございますので、ぜひ、この予防接種事業というのは、実際問題、じゃ、幾らかかるからできないよというんじゃないかと、事業として取り組むべき事業は、私は取り組むべきだろうと。要は100%の補助をする形でなくとも、任意なので、自己負担が発生すると。そのような取り組み方も必要ではないかなというふうに思いますけれども、もう1度、町長のほうのお考えをお伺いできれ

ばなと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 渡邊議員の質問にお答えします。

財政上、お金がないからということじゃなくて、現状として渡邊議員がおっしゃるように、私も当然、子供の健康というのが大事だと思っていますし、町民全てがやっぱり健康で過ごす、そういうまちづくりが一番いいなと思います。ただ、その中で先ほどもありましたけれども、施策の中でも選択してやっていくことも大事じゃないかなと思っているんです、町の状況を見ながら。今回につきましては、今の現状ですと、例えば18歳までの医療費を無料化することによって、ご父兄の負担ですとか、病気になったとき、すぐ医者にかかりやすいという状況もできると思うんですよ。そういうことを中心として、状況では、そっちのほうを先に進めたいなと。予防接種については定期接種を中心として、町のほうとしてはやっていきたい。任意接種については個人の負担でお願いできないかなと、今の状況ではそういう考え方でございます。

ピロリ菌についてはいろんな考え方があるようでございますけれども、発見されても、すぐ発がんといえますかということではないという話も聞いております。発見されても、大人になってそのリスクを減らすために治療を受けることもできるというふうなことも聞いておりますし、あえて子供のときにやらなくてもいいじゃないかという、そんな声もあるようでございます。町として、特に現状では、子供のときにやることについて助成等は考えていないという状況でございます。

詳細は担当課長に説明させます。

○議長（宮崎啓次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、ピロリ菌の検査でございますが、先ほど議員が言われたとおりの方法もございまして、基本的には内視鏡を使う方法、それから内視鏡を使わない方法というのがございまして、尿による検査のほかに、尿の検査だけでは正確に把握できないものというふうに聞いております。他の検査と組み合わせることによりまして、より正確に判断できるというふうになるということでございます。

検査でピロリ菌感染者となっても、ピロリ菌感染者が必ずしも将来胃がんになるというわけではなく、若い世代での除菌が胃がんを減らすとの効果はまだ検証されていないとのことでございます。また、除菌薬には下痢や味覚障害、味覚の異常等、副作用が報告されており、胃炎などの症状が出ない段階での除菌については慎重に考えるべきというような意見もござ

います。このようなことから、現段階ではピロリ菌検査の実施は考えていないということでございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 7番、渡邊弘君。

○7番（渡邊 弘君） わかりました。私も再度いろいろ勉強させていただきまして、河津町がよりよい健康を考えることができる町にということで勉強をさせていただきたいと思いました。

次に、防災対策についてお伺いをいたします。

今回の質問は、いろいろな災害が今予想されている対策をどう取り組むか、伺ってまいりたいと思っております。

ハザードマップは町内各戸に配布されていると思います。現在、津波の避難マップ、防災マップが配布されております。水害に対するマップはあったでしょうか、お伺いをいたします。

防災マップは、危険な地域の皆様に認識をしていただく重要な情報提供です。このたび西日本を襲った水害については、マップに載っていたにもかかわらず被災された住民が多くおいでになりました。ハザードマップは配布するだけでなく、啓蒙活動が非常に大切だと思います。防災訓練などを利用し、この防災マップについて有効な啓蒙活動ができるのか、お伺いをいたしたいと思っております。災害による危険な地域がありますが、あと避難情報の出し方に町として基準はあるでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの渡邊議員の質問で、ハザードマップと防災訓練の関係、あるいは避難情報の基準についてのご質問だと思います。

あとハザードマップの関係でございますが、2種類ございます。それぞれその中には河津川の浸水想定区域も載っております。それには流域の予想がされています。マップの裏側なんで、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、ごらんいただけたらと思います。なお、今年度中にマップを見開き形のブック形のものにつくり変える予定ですので、もう少しわかりやすくしたいと考えております。

それから、避難情報の基準の出し方でございますけれども、災害想定時の雨量などの情報の確認ですとか、国や県との連携共有を図りながら、町の防災計画の中のルールによりまして、マニュアルをつくっておりますので、それに従い、出しております。町として町民に、

まさに得ている情報の中で、町が情報を判断して情報を提供して事前に備えていただくことが一番大事かと思っております。ただ、情報にも段階がありまして、よく聞くかと思うんですけれども、避難準備情報ですとか避難勧告、避難指示といった段階を追って判断をして出すこととなります。

しかし、その時点でも町の中が一律だということは当然考えられないわけでございます。地区によっては情報より先に事態が進行している場合もあろうかと思えます。そのときには、現状、ご自身で判断をしてとどまるか、あるいは避難するか、決めていただくしかないのかなど、そのように思っております。とにかく災害は常に自分の命は自分で守るといった基本的な考えを持って、早目早目に避難していただくことが大事かと思っております。

詳しいことは担当課長より説明させます。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） ハザードマップの件につきまして、答弁させていただきます。

平成26年3月に作成いたしました河津町防災マップ、こちらに河津川の浸水想定区域及び大雨等の気象に関する情報を掲載しております。また町のホームページにも公開をしているところでございます。

本年度、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、今、ハザードマップの更新作業中でございます。このハザードマップにつきましては、河津町の「防災ガイドブック」と称しまして、A4サイズの差しかえ可能なバインダーのブックタイプとなっております。こちらにつきましては、随時、情報の追加更新が可能なものとしております。掲載内容につきましては、水害や土砂災害あるいは地震、津波等の被害想定を地図上にわかりやすく表現することをメインとしております。防災啓発に関する各種情報や情報発信、情報取得方法をも掲載いたしまして、本年度、全戸配布をする予定としております。

まず、自身の地域地区がどのような区域に指定されているのかを、これ住民の皆様がご確認いただきたいと思っております。町民の皆様には、この防災ガイドブックを日ごろから身近なところに配置していただき、防災訓練また災害発生時のマニュアルとして、防災、減災対策の一助となりますよう、ご利用をお願いしたいと考えております。

次に、2点目の避難情報の基準でございます。

避難情報発令に関する判断基準に関しましては、地域住民及び来町者の安全・安心確保を最優先とし、発生災害ごとに、水害、土砂災害、高潮などの判断基準を設けております。こういった冊子でございます。こういった形で判断基準のほうは設けさせていただいております。

す。

また、避難情報を発令する区域につきましては、町内を4つのブロック単位といたしまして、該当ブロックに係る行政区に対し、個々に発令することも可能となっております。発令に当たりましては、気象庁が発令いたします気象庁の防災情報システム及び静岡県が発表する土砂災害警戒情報と各種気象情報等をもとにいたしまして、今後の気象予測、大雨警報ですとか土砂災害、解析雨量、降水短時間予報等につきまして、そこら辺のもろもろ総合的に判断した結果、避難情報等を発令しているところでございます。

また、避難情報を発令した場合には、速やかに避難に対する準備、行動をしていただくことが重要と考えております。避難情報が発令されない場合におきましても、自身の安全に危険が迫ることが懸念される場合には、ちゅうちょなく自発的に避難を開始していただくことも、町民の皆様の安全確保につながることを考えております。

これは7月の台風12号の件をちょっとご紹介させていただきます。

28日の18時30分に、町のほうは避難情報と高齢者避難開始情報の発令をさせていただきました。これに関しまして、避難情報の発令前に地区集会施設、町内の9カ所におきまして、10世帯16名が自主避難をされたところでございます。これに関しましては、昨年度につきましても、避難準備情報等2回を発令しております。こういうこともありまして、自らの安全確保による意識がちょっと浸透してきたかなというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 7番、渡邊弘君。

○7番（渡邊 弘君） 非常に住民の意識も防災の部分で要は高まってきている、非常にありがたい状況かなというふうに思います。

確かに、避難情報が出ないから逃げないんだよというんじゃなくて、今回、今、総務課長のほうのお話にありましたけれども、もう自主的に避難所をあけていただいて、それも避難していただいた。だから、本当に災害があって避難するんでなくして、先に避難していけば、2時間か3時間非常に危険な時期が過ぎれば、家に帰って何もなくてよかったねというようにお話ができるんでないかなというふうに思います。

あと危険な地域といたしまして、土石流でありますとか、堤防の決壊の水害でありますとか、土砂崩れ、地すべり、地震、津波など、災害の予測地域に情報の提供が本当に必要ではないかなというふうに思っております。

町の中に、地域においても避難場所はどこに設置されているのか、いつ逃げるのか、どん

な方法で逃げるのか、町の避難情報では、避難の準備を整え、必要なら避難を開始しようという、そういうルールがございます。また、避難勧告におきましては、速やかに避難場所に避難しようとして、外に出るとかえって命が危険に及ぶような状況では、近くの安全な場所、自宅の中でも安全な場所に避難していきましよう。また、避難指示、まだ避難していない人は緊急に避難所に避難しようとか、そのようなルールがあるわけですが、そのようなルールを同報無線、防災ラジオ、防災メールで町は発信をされるわけでございます。実際問題として、この前の台風の時でも、逃げなさいというような同報無線の放送もございました。実際問題としましては、もうそのときは雨風が非常に強くなっておりまして、実際問題といってもその時は外には出られないような状況だったのではないかなと。例えば、それがましてお年寄りであったり小さな子供づれでということであると、実際問題としてはもうなかなか無理な状況であったんじゃないかなというふうに思いました。

確かに町のほうの基準はあるわけですが、そういう情報をもとに避難行動をとってくれる住民に対して、どのような啓蒙活動をされていくのか、お伺いしたいなというふうに思います。いかがでございましょうか。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの啓蒙活動等のご質問だと思います。

先ほど来申しておりますように、それぞれがとにかく災害については考えていただきたい。特に今回は西日本の水害があったものですから、水の被害に対する関心が高まっていると思います。先ほど総務課長が申したように、前回、台風ときには避難準備情報というのを出していると思うんですけども、それについてもいろんな情報の中で、他の市町の様子とかいろいろ見たわけですが、ある面では大丈夫かなというのもちよっと考えたこともあるんですけども、出そうということで判断いたしました。避難準備ですので、お年寄り等の問題もあるものですから、明るいうちに出そうということで、そういうことで、こちらで判断をして出させていただきました。

ただ、特に雨の場合ですと、なかなか聞きにくいという同報無線もあるようです。今、総務課のほうといろいろ打ち合わせしている中で、何とか戸別受令機もあるわけですから、もっと違う方法で雨の中でも伝達がいくような、そういうことができないのかなと、そういう仕組みを考えたらいいんじゃないのかなということで、特に水害については、雨の降っている中で情報を流さないとならないということがあるものですから、少し今後の課題として、伝達方法を考えてみたいなど、そんなことを思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 防災情報の伝達の拡充ということでお話をさせていただきたいと思えます。

先ほどご質問がありましたように、現在、情報につきましては、同報無線等により伝達をしているところでございます。また、防災ラジオや防災メールにつきましては、これは希望者のみの販売のため、確実な伝達方式にはちょっと懸念があるかという意識を持っております。その中で個別に伝えることができる伝達手段の検討ということで、防災メールと防災ラジオ以外の手法といたしまして、今、検討をしております。

まだ、検討状況でございますが、ケーブルテレビの活用をしたプッシュ型の情報配信システムの導入、2番目といたしまして、スマホ、タブレットによります必要なアプリをダウンロードすることにより同報無線と同様の放送を聴取できるという、こういったことについて、今現在、検討中としておりますので、できれば来年度以降、その辺の対応ができればいいのかなということで、今、検討させていただいております。

○議長（宮崎啓次君） 7番、渡邊弘君。

○7番（渡邊 弘君） 非常に町の取り組みとして、前に前に進んでいるのかなということが感じられます。実際問題として、どうやって情報を町民に与えることができるか、その選択は町民がするわけですが、やはり町としては防災情報をいかに早く伝えるのが必要かなというふうに思いました。

町内におきましては、地震だとか津波だとか土砂とか土石流、堤防の決壊による水害、災害が非常に予想されるというわけでございます。今、気象の状況が異常に変わって、昔から変わっているのかなという感じがありますので、土石流の問題だとか堤防の決壊だとか、そういうものも念頭から離すわけにはいかないのかなというふうに思います。大規模の災害も予想される、例えば堤防決壊したときに非常に大規模な災害が予想されるのではないかなというふうに思います。そういう災害に対して、しっかりとした避難基準を設けて情報提供をすることが災害から町民を守ることだと思えます。

町内におきましては、避難所は24カ所ですか、広域避難地が4カ所あるわけですが、各避難所、広域避難地が、看板等明確に見えるようなシステムになっていないと、例えば地元の方はわかって、観光の方とか、そういう方がなかなか場所が不明だとか、そういうようなこともあるんじゃないかなと思ひまして、標示の看板が必要ではないのかなというふう

に思います。

あと町としての避難基準、これは、今、マニュアルを町として持っているというんですけども、それが県の指導だとかそういうものでなくて、河津町として必要な基準を持って防災には取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに思いますので、そこら辺も含めてご答弁をいただければありがたいなと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、ご質問の標示の関係でございます。広域避難所は当然学校の施設が広域避難所になっていまして、看板は一応設置はしてあるわけですが、ちょっとわかりにくいのかなということもあるかもしれません。数の問題もあるかと思えます。

今、やはり総務課と検討しているのは、地震の後の津波の避難の関係であります。その関係で、特に河津町は観光地でございますので、避難する場所がお客さんにわかるのかなと、土地勘がないものですから、そういう中でどういう標示の方法がいいのかなということで、今、検討しているわけですが、今までは看板というだけの意識があったんですけども、検討中なんですけれども、地面に歩道あたりに方向性を示すような、そんなものがどんな人が来ても、例えば津波なんかの危険の場合は逃げる方向がわかるということで、地面のほうにやるような看板といいますか印も検討したらいいのかなということで、今、研究をしております。そんなことで、特に津波の関係では、逃げるのが優先なものですから、そういうことで、その看板にかわる違うものを検討したいなと、そのように思っております。

それから、基準として町は持っているかということでございますが、一応、防災計画の中にルールを決めなさいということで、町として独自の判断基準を持っております。その中で、避難準備ですとか避難勧告、避難指示は出しております。特に、雨の場合、その場合にはその基準を持って対応しているということでございます。

以上であります。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 避難地への標示についてご答弁させていただきます。

避難地の誘導標示につきましては、河津町防災ガイドブックへの掲載を予定しております。これはあくまでもガイドブックの中での掲載でございます。現在、歩行者目線での誘導案内対策といたしまして、町長も今お話がありましたように、道路の路面上に設置可能な誘導設置板、誘導設置標示を施工する計画をしております。道路に附帯いたしません大型の誘導案内標示の設置は現在のところ考えておりません。歩行者目線での視線誘導型の案内標示の設置

を推進していきたいと考えております。

今ちょっとこれ、例なんですけれども、縦90センチ、横60センチでございます。こういった「地震 津波 海から離れろ」ですとか、「土砂災害に気をつけよう」、これを道路上に張りつけることによって避難を誘導しようということで、現在、来年度、県の補助金をいただいて施工する予定でおります。イメージとしましては、ちょっと小さいんですけれども、スクールゾーンという形で、よくこういったカラーの標示がされていますけれども、このような形で各避難地誘導するような形の避難誘導ができればなということで、現在、来年度の設置に向けて計画をしているところでございます。

7月以降、国内におきましては、過去に経験したことのない局地的な豪雨や多発激甚化する気象災害に対しまして、自治体での防災対策への期待感はより一層高まっていると感じております。今後におきましても、これまで取り組んできました防災減災対策に加えまして、各種災害に対し、いち早い安全対策を心がけた避難基準の確立に取り組み、町民に対し、適切な情報を伝えていきたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎啓次君） 7番、渡邊弘君。

○7番（渡邊 弘君） いろいろな方法があると思います。その方法につきましては、この方法が悪いよとかというのは何も無いと思いますので、ただ道路に書くと、水がいっぱい出るとどうするのかなど。地震のときは、津波のときは大丈夫だと、いろいろあるかなと思います。また、その辺も検討しながら取り組んでいただけたらと思います。

次の質問に移りたいと思います。

人口減少対策についてお伺いをしてまいります。

町長が持っている課題の中に、将来人口の問題があります。何もしなければ人口減少が進んで、町の存続が成り立たなくなると、そのような危機感をお持ちでないかなというふうに思っております。町長といたしまして、そのような人口減少の問題に対して、どのような政策を持って取り組んでいかれるのかなというようなことをちょっとお伺いしたいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 人口減少対策についてお答えしたいと思います。

河津町の人口は、現在減少傾向でございます。このまま対策を何もしない場合には、国の統計によりますと、30年後には約3,800人になると予想されております。人口の増減には2つの観点がございます。1つは、自然増減で死んでいく人、生まれてくる人の差、もう一つ

は、社会増減で、転入してくる人、転出していく人の差でございます。

現在の少子高齢化の中で河津町の現状を見ますと、自然増減というのはマイナスにいくことは、これからもやっぱり間違いなく進むものと思われま。そういう中で、一方、社会増減は、まちづくりによってプラスに当たることは可能だと思います。そのための施策として、私はあらゆる面でやっぱり高齢者を支えながら働き世代をふやす、その施策がとても重要だと思っております。総合的な面もございすが、とにかく働く世代をふやすためには、やはり私は子育てしやすい、あるいは子供を生みやすい環境をつくるのがまず大事じゃないのかなと思っております。

また、高齢者には健康に気をつけてもらい、生きがいややりがいを見つけて、住みなれた町で元気に暮らしていただけたらと思います。何よりも働く場所の確保も大事でございます。一つ一つ上げたら切りがありませんが、現状の中では、私の公約に掲げた7つあるわけですが、一つ一つを実施することによって、人口問題を含め、町の将来にとって大事な施策であるのかなと、そういうふうに思っています。

○議長（宮崎啓次君） 7番、渡邊弘君。

○7番（渡邊 弘君） 本当に何もしないと、多分そのままずるずるべったりということではないかなというふうに思います。将来を見据えた政策を立てて、今、何に取り組むか、そういうことが必要ではないかな。例えば、観光政策であったり、商工業政策であったり、1次産業の政策であったり、子育て事業の政策であったり、交通のインフラ整備であったり、そのような人口問題についても、本当に町が活性化しないと、この問題は解決しないと。このような個別政策というのはお考えになっているんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 個別政策につきましては、先ほど私申したように公約を実施していくということをまず優先的に考えたいと思います。ただ、今、考えていることを少し述べさせていただきます。

観光政策では、河津の資源の掘り起こしとインバウンド対策が基本的には大事なのかなと。それと、もう一つは、やはり観光に対するおもてなしの再認識をし、リピーターをふやしていくことが大事ではないのかなと、そういうふうに考えております。掘り起こしについては、特に将来的な伊豆縦貫道の完成を見据えた河津インターチェンジからの導入強化を考えたときに、やはり上地区といいますか、湯ヶ野七滝地区の資源の見直しと、その対策が必要ではないかなと思っております。

また、現在ある施設のイベントあるいは施設の見直しを行いまして、誘客に努めることが大事でありまして、特に現在進めております河津バガテル公園の再生化ですとか、あるいは将来に向けて花菖蒲園の候補地の検討ですとか、河津桜まつりの対策あるいは魅力化を図りまして、リピーターをふやすことが大事じゃないのかなと、そう思っております。

商工業対策でございますけれども、商工業につきましては、特に河津町、大きい工場といったものが少ないので、観光業に依存することが多いと思います。訪れる観光客をどう取り込むのか、そして、魅力ある商業をどうつくっていくのか、そして、伊豆縦貫道を利用した新たな流通ルートを確保することもこれからは大事ではないのかと思っております。

さらに農産物や河津独自のオリジナルな商品を、地元だけではなくて都会でも利用できるような商品開発や販売ルートの研究も必要かと考えております。特に1次産業と3次産業が結びつくような1.5次産業ですとか1.6次産業といった分野での見解も必要と考えております。

次に、1次産業の政策でございますけれども、1次産業に従事者が減少していることはご存じだと思います。さらに実際、高齢化も大きな問題となっております。また、鳥獣被害のことも生産者にとって、とても大きな問題となっております。現状では、従事している農業者あるいは第1次産業の方々には、労働力の省力化も含めて、従事しやすい環境を整えること、あるいは農業ですと、耕作放棄地の利用を促進することも重要だと考えています。

また、商工業や観光業と連携や、新たな農業者の生産作物として、現在、町が検討を行っております河津桜の切り枝の商品化にも取り組んで、今後の耕作放棄地対策や所得向上等を目指したいと考えております。

次に、子育て事業政策でございますが、子育てについては、子供を生みやすい、子供を育てやすい環境をつくることが大事であります。また、子育て世代の就労意欲のある人もいることから、ママさんが働きやすい環境づくりも私は大事だと思っております。そのためには、子供の一時預かりですとか、小さいお子さんの保育の問題、あるいは預かり保育時間の問題、まだまだ取り組む課題があると思っております。現在進めております子ども・子育て会議の答申を受けて、当面はなるべく早い時期に、子育て関連施設の用地確保ですとか、建設に取り組むことが大事だと思います。

それから、交通インフラですとか……の面では、特に伊豆縦貫道に期待することが多いものですから、それに沿ったような施策を進めていきたい、そう思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 7番、渡邊弘君。

○7番（渡邊 弘君） 実際問題としましては、政策というのは掲げるものであって、それを実行していかないと、ただ政策に終わってしまいますので、具体的に何をどういうふうに行っていくかというのがやっぱりこれからの町の仕事であったり、我々の仕事であったり、また町民のご協力をいただかないと、こういう事業はなかなか成り立たないので、そこら辺を声を大きくして町民の皆様をお願いしていくというのが必要じゃないかなというふうに思います。

そんな中で、大きな動きをしているわけですが、伊豆縦貫道の問題でございます。伊豆縦貫道が通りますと、この河津地区におきましても、要は道路の効果というのは相当大きいというふうに思います。経済効果も大きいですし、また、仕事に出かける時間帯の短縮でありますとか、そういう効果が非常に多いんじゃないかなというふうに思います。

そんな中で工事が進んでいるわけですが、工事に伴いまして、これから天城のトンネルを抜いていくということになりますと、相当な残土が出てくるというようなことでございます。これを河津町として宝物として利用できないのかなと。実際問題としては、捨て場所の問題はものすごくあるわけですが、その残土を利用して、谷津の港を防災港を含めた港湾の建設を提案したりできないのかなというふうに思います。

伊豆地区の交通の拠点整備は河津がすばらしい最も適した地区だというふうに思っております。海と空と道路の集合は河津町しかできないんじゃないかなというふうに思います。町として、そのような声を上げたり取り組む気持ちはございますでしょうか。国ですとか県ですとかは、声を上げないと何も進まないんじゃないかな。だから、声を上げて初めていい悪いも出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺のご意見がありましたら、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、伊豆縦貫道の建設促進についてでございますけれども、議員の皆様には河津町単独で8月3日の財務省、国交省、総理大臣に要望活動を行っていただきました。大変大きな成果があったのではと思っております。本当に感謝申し上げます。

渡邊議員提案の伊豆縦貫道の改良といえますか、問題でございます。これ、既に国のほうから町に問い合わせがありまして、現状では数カ所、国にお伺いしております。そういう中で、今後新たに提案による排出土の港の埋め立ての問題でございますが、これについては、やっぱりなかなか環境的な問題と、あと計画の問題いろいろありますので、現状では当面は陸地を優先として考えたいなと、そう思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 7番、渡邊弘君。

○7番（渡邊 弘君） 本当にそういう事業というのは、初めは何だ、こんなものというところからスタートしてくるのかなというふうにも思います。今回、このような政策が町の活性化につながりまして、人口問題によい影響を与えるというふうに思いまして、私は質問をさせていただきます。

私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（宮崎啓次君） 7番、渡邊弘君の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（宮崎啓次君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

1番、遠藤嘉規君の一般質問を許します。

1番、遠藤嘉規君。

〔1番 遠藤嘉規君登壇〕

○1番（遠藤嘉規君） 1番、遠藤嘉規です。

平成30年第3回定例会開催に当たりまして一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

なお、私の質問は次のとおりです。

1件目、学校施設のエアコン導入の検討について。

2件目、自然災害で被災した町民への公的補助の検討について。

3件目、災害時の避難について。

以上3件でございます。

町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

それでは、1件目の学校施設のエアコン導入の検討について、お伺いいたします。

このエアコンの導入という質問につきましては、先日行われました子ども議会でも同じ内容が質問をされておりまして、年齢にかかわらず町民が高い関心を寄せているものであると

いうふうに考えております。

また、8月30日の伊豆新聞では、下田市で全小・中学校、9月1日の伊豆新聞では、南伊豆町で来年夏までに全中学校にということで、周辺市町でも教育施設へのエアコン設置というものは、スピード感を持って積極的に進みつつある案件かというふうに考えます。

昨今の気象状況なんかを考えますと、正直いって数十年前、20年前、30年前の状況と比べますと、もう完全に別のものだというふうに感じるところです。気象庁でも、ことしの高温は異常であるというようなことを言うております。このような異常だと言われるような高温の中で子供たちは日々学校で授業を受けているということで、全国的に見ますと、学校で熱中症になって病院に搬送されたという例ですとか、校外学習中の後に熱中症で亡くなったという例が出ております。

このような中で、河津町内の学校ではどのような状況になっているのかというところが気になりましたので、7月19日に町内の小・中学校を視察させていただきました。視察には伊豆地域の市町の有志議員でつくっております学校施設整備議員連盟の河津町議会のメンバーであります土屋貴議員、上村和正議員、私ということで、伺わせていただきました。

その際に温度計を持参して、各学校、各教室を回らせていただいたんですけども、教室内の温度が32.1度を示しておりました。これは校舎の中の日陰の部分でこういった気温でありました。放課後に中学校で部活動を行う体育館に関しましては、我々午前中に行ったんですけども、午前中の段階で、窓や何かは全部あいている状態で、33度を超えておりました。保健室には数名の生徒が体調不良で休んでおり、現状では、町内の児童・生徒はそういった環境の中で日々授業を受けていると。

現場の学校サイドでは、できる対策ということで、とても積極的に行っておりまして、扇風機を設置して風を生徒に届けるようにということで対応をしたりですとか、あとは教室の扉、普通はがらがらとあけて出入りする扉ありますね、あの大きい扉自体をもう外してしまっ、少しでも風が入るようにというようなことで、現場では創意工夫を行っております。休み時間に外で子供たちが遊ぶといった際に、この気温だと危険だよということで、学校の玄関のところに大きく看板で「外で遊ぶのは危険だよ」というようなことをアナウンスもしたりしておりました。

最も小さな子供が多い学校施設でいいますと、幼稚園に関しては、エアコンの設置は完了しているということで安心するんですけども、このような状況を考えますと、教育施設などへのエアコンの設置というのは急務であるというふうに考えます。そのようなところを背

景に3点質問をいたします。

町では、小学校、中学校、学童クラブなどの気温の把握をしているのか。

2点目、現在の状況は教育環境として適切だというふうに認識をしているのか。

3点目、エアコンの設置を検討しないのか。もし、設置を検討するのであれば、予算措置ですとか時期なども含めて、でき得る限り具体的な回答がいただけたらありがたいと思います。お願いします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの遠藤議員の学校施設のエアコン導入について答弁いたします。

まず1つ目の学校施設等の気温を把握しているかという点でございます。

私もことしの7月初めの午前中に教育長と各小・中学校の冷房環境とトイレの状況を見てまいりました。それぞれの学校で立地条件が違うので、それぞれの学校における気温の影響の様子はそれぞれ違うように私は思いました。教室の気温については特に計っておりませんが、訪れたのが午前中だったので、多分午後には気温が上がり、かなり高温になったのではないかと、そういう予想がされました。現況では、各学校とも教室においてはそれぞれ扇風機が2台設置されておりまして、理科室や音楽室といった特別教室には設置されておりませんでした。エアコンについては職員室、校長室、会議室、保健室、パソコン室にそれぞれ設置されている状況でありました。なお、実際の温度については、後ほど教育委員会事務局長と健康福祉課長より答弁させます。

2点目の学校施設として適切な環境なのかという点でございます。

子供たちが勉強する環境として適切なのかについては、教室温度の国の基準があるそうですので、後ほど教育委員会事務局長より答弁させます。

ただ、私の感想では、先日の子ども議会での質問の中で、小学生から、暑くて勉強に集中できないというような声を聞きました。現状では余りよくない状態じゃないのかなという認識をしております。

3つ目のエアコンの設置を検討しないかという点でございます。

近年の異常気象による猛暑は、かつてないような危険を伴うような暑さというか、全国的には気象の異常による災害も発生しており、今年だけでなく、今後も心配をされます。先日の子ども議会でも多くの子供たちが設置を望んでいるという声も聞きました。私としては、子供たちの教育環境をできるだけ早い時期に整えてあげたいという気持ちから、現在、教育

委員会事務局に、来年度、平成31年度に小・中学校の全クラスのエアコン設置に向けて、概算費用等の検討を指示したところでございます。

ただ、県内を初め全国で、このエアコンの設置要望が出されるものと思いますので、国の補助金対応がどうなるか心配な面もございます。できるだけ活用を図り、推進したいと思っております。制度の内容によっては、数年にわたることも懸念されますが、できるだけ早い時期に実施をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君） 遠藤議員にお答えします。

幼稚園では日誌をつけておりませんが、教室や廊下にある温度計を見ながらエアコン等を使用しております。また、小・中学校では学校保健安全法に基づいて日誌をつけており、児童・生徒が安全に快適な環境で学習やさまざまな活動ができるよう、学校環境衛生基準に照らし、適正な温度であるよう努めております。

河津中学校の場合でいいますと、今年度の気温の日誌を見ますと、6月27日から7月24日の間で授業日数が19日あります。その中で28度を超過している日が13日ございました。また最高気温は32.6度と記録してございます。

それとあと、学校施設としての適切な環境なのかというところのご質問ですけれども、平成30年4月2日の文部科学省初等中等教育局長より、平成30年4月1日施行の学校環境衛生基準の一部改正についての通知がありました。その中で教室等の望ましい温度の基準について、改正前は10度以上30度以下が望ましいとされておりましたが、改正後は17度以上28度以下となりました。そのため幼稚園、小学校、中学校において基準を超える日が発生しておりますが、幼稚園ではエアコン等を利用して、適切な温度管理をしてございます。また、小学校、中学校では、扇風機の使用や廊下側の入り口の戸を外したり窓をあけるなどの温度管理に努めておりますが、適正な環境ではないという状況が発生しております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） 放課後児童クラブの温度の把握といった点について説明をさせていただきます。

放課後児童クラブ、ご存じのとおり、体育館の上の部分を使っているわけですが、体育館の温度自体は、窓をあけた状態で一番暑いとき38度まで上がったというふうに記憶を

しているそうでございます。ただ、放課後児童クラブの部屋につきましては、エアコンの設置を行っておりますので、人数が多い関係で温度が下がらないということもございますが、一応29度まで下がるというふうに、一番暑いときで29度というふうに聞いております。

それから、今年度でございますが、仮設で教室のほうにエアコンの冷風機の設置をさせていただきました。吹き出し口はかなり涼しいんですが、室内の温度全体を見ますと、やっぱり31、2度まで上がっているというようなことでございました。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 1番、遠藤嘉規君。

○1番（遠藤嘉規君） 町長のほうから、来年度中には小・中で全校設置の方向で進みたいと。ただ、国の補助の状況がどういうふうになるかわからないのでというところで、とても前向きな回答をいただけたのかなというふうに思います。

どうしても一昔前の考え方ですと、学校や何かはちょっとその辺は根性だろう、努力だろうというふうなところで見られがちなんですけれども、もう台風の動き一つとっても、昨今の気象状況というのは、もう従来の常識が通じないような状況が続いているというふうにも思いますので、ぜひ早急な対応をとっていただいて、学校関係というところから放課後児童クラブや何かは、どうしても切り離されがちなところを感じるんで、放課後児童クラブとかの関連施設、要は子供が使うそういう施設全般をしっかりと対応をしていただけるように取り組んでいただきたいなというふうに思います。

続きまして、次の質問へ移らせていただきます。

自然災害で被災した町民への公的補助の検討ということで質問をさせていただきます。

7月の末に発生しました台風12号、また昨年10月に発生した台風21号と異例の台風被害が続いております。沿岸部に住まわれている方々も、何十年も住んでいるけれども、こんなことは過去には経験したことがないというような状況が続いて被害が出ております。全国的に見ましても、西日本を襲った集中豪雨で、多くの被害が出ております。昨今の状況を鑑みると、先ほどのエアコン設置とも内容的に若干かぶるんですけれども、異常気象というものがめったに起きなかったものが頻繁に起きているというような状況になっていると。異常気象がとても身近になってしまったというように感じます。

町内を見ても、さきの台風12号では、町長のお話でも渡邊議員のお話でもありましたけれども、昨年の台風の被害で菖蒲沢が復旧作業を行っている。その中でまた台風の被害があつて復旧作業が遅れるというようなことになっております。今般の台風被害では、昨年

の台風では、港湾施設自体には被害が出ていなかったという話も、谷津の港も防波堤が倒れてしまったというようなことで被害が出ております。民間の施設に目を移しましても、菖蒲沢であったり谷津であったり今井浜であったりと、少なくない被害が出ております。

このような自然災害が発生した際に、公的支援による補助制度というものがあるというふうに思います。そのあたりを踏まえて3点質問をしたいのですが。

自然災害が発生した際に町民を助けるための国・県・町の公的補助が発生する基準というものはどういうふうになっているのか。

2点目として、その基準を下回った場合は、町独自の基準を設けて、補助制度があってもいいのではないかとこのように考えるんですけども、検討はしないのか、するのか。

3点目として、他の自治体ではそういった場合の生活再建ですとか、事業再建に対応した公的補助というのはどういったものがあるのか。

以上、3点をお伺いします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、3つのご質問にお答えしたいと思います。

まず、公的補助が発生する基準はどうなっているのかという点でございます。

公的補助につきましては、大規模災害の場合には災害救助法が適用されれば、数々の公的な適用基準に沿った対策が行われます。ただ、災害救助法が適用されない場合には、町が対応することになりますが、町の条例等によりまして被災者への公的補助が行われます。個人所有のものについては、内容や規模にもよりますが、基本はそれぞれ対応すべきものだと考えております。国の法律などにより町が対応する主な公的支援について、幾つか紹介いたします。

経済生活面の支援でございますが、町の条例に、災害弔慰金等支給等に関する条例がございます。これについては、死亡された遺族に対し国の法律に基づき弔慰金を支給するものでございます。以下、次の内容の制度の町の弔慰金等の支給条例に含まれておりますので、2つほど紹介いたします。

災害障害見舞金、これ災害により身体に障害が出た場合に見舞金を支給する制度でございます。それから、災害援護資金、これ負傷や住居、家財などの損害を受けたときの資金貸付でございます。主なものは以上でございます。あとは後ほど、より詳しいものは担当課長より答弁させます。

次に、国や県の基準を下回った場合に、町の補助があってもよいのではないかとこの質問

でございます。

確かに今回の高潮についても、今井浜や下河津漁港の谷津、菖蒲沢、小縄地などでも民間施設が被害を受けていることは承知しております。ただ、現状ではなかなか民間の施設などの災害については、公的補助は考えられない状況でございます。

それから3つ目の関係でございますが、生活再建ですとか、そういうものに対する公的補助はどのようなものがあるかということでございます。

これにつきましては、事業再建にはそれぞれ目的により商工業の補助制度や銀行融資など、補助制度や生活再建の補助制度が考えられます。河津町における現状で想定される補助制度と他市町村等の状況については担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、公的支援の基準、それから町の補助制度、それから他市町の補助制度について、説明をさせていただきます。

まず災害が発生し、災害救助法の適用になった場合については、国の責任において財政支援、それから災害援助資金の貸与、それから災害弔慰金、それから被災者生活再建資金、それから中小企業災害対策資金の貸与等の各種制度が受けられるようになります。

災害救助法の対象となる災害でございますが、暴風、それから豪雨、地震、津波、その他異常な自然現象のほかに、大規模な火災または爆発等がございます。同一の災害において被災の程度に基づき、法適用が決定されるものでございます。

河津町でございますが、消失世帯が40世帯を超えた場合につきましては、災害救助法の適用となります。災害救助法では救助の種類、それから程度、それから方法、また期間等を定められており、費用については国・県で全額負担ということになります。

町では、河津町災害弔慰金の支給等に関する条例によりまして、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法の施行令の規定を準拠しまして、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸与を行うこととしております。

災害弔慰金、それから災害障害見舞金の支給基準でございますが、こちらにつきましては、1市町以上において住居が5世帯以上消失した災害、また県内において5世帯以上消失した市町が3以上ある場合の災害、それから県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害、また災害救助法が適用された市町をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害とされております。こちらのほうにつきましては、事業主体は町で、補助率は

国が4分の2、県が4分の1、町が4分の1でございます。

災害援護資金の貸与の基準でございますが、こちらにつきましては、県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害というような規定がございます。こちらのほうにつきましても事業主体は町で行いまして、補助率は国が3分の2、県が3分の1となっております。こちらのほうの援護資金の貸与の関係でございますが、河津町に関係するものにしますと、昭和50年、それから51年の豪雨、それから昭和52年の伊豆大島近海地震、それから昭和57年の台風18号、それから平成3年の伊豆半島南部の集中豪雨といったものが、こちらのほうの基準として貸与されているものでございます。

その他、町では、河津町災害見舞金支給規程によりまして見舞金の支給規程を設けてございます。町内に発生した火災、それから風水害、地震及び異常災害による罹災世帯等に支給するものでございます。

また、国の制度でございますが、国の制度としまして、被災者生活再建支援法及び同施行令による被災者生活再建支援制度がございます。こちらのほうにつきましては、制度の適用の災害でございますが、災害救助法の適用を受けた、それから、または10世帯以上の住宅、全壊被害を発生した市町等というような規定がございます。住宅が全壊した等の被害を受けたものに支給されるものでございます。県から委託を受けた被災者生活再建支援法人等が事業主体となって行います。町は被害認定、それから罹災証明の発行業務等を行うこととなっております。

それから、国の被災者生活再建支援制度に該当する災害で、被害の程度が国の制度に該当しない半壊等の被害を受けた世帯につきましては、県による支援制度がございます。県のほうとしまして、被災者住宅再建支援事業費補助金がございます。また、国の被災者生活再建支援制度に該当しない災害で、全壊、それから大規模な被害を受けた世帯に、県による支援制度として、被災者自立生活再建支援事業等がございます。国・県等の支援として、経済生活面の支援として先ほど申しましたものを含めまして17項目、それから住まい確保、それから再建のための支援としまして5項目、それから安全な地域づくりへの支援としまして17項目ほどございます。町では各種制度の活用を行い、町民への支援を行っていきたいというふうに考えております。

それから、他市町の状況でございますが、特別な支援制度を特に設けているといったようなことは聞いておりません。このような国のほうの制度をもとに活用していくということだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 1番、遠藤嘉規君。

○1番（遠藤嘉規君） かなり複雑なあれなんですけれども、国と県のほうで、ある程度、補助制度を設けていると。トータルすると39項目ほど補助制度があるということで、災害救助法の適用がされるかどうかというところが大きな分かれ目になってくるのかなということが、よくわかりました。

被災者生活再建に関しての補助なんかだと、10軒以上が全壊しなければだめと。それを下回る場合、半壊なんかの場合は県のほうでも対応するというお話をお伺いしたんですけれども、直接それを補助するという制度は、全国にも町単位でやっているところはないということだったんですけれども、災害が発生したときに、すぐにそれを町のほうで全額を何か補助するというような部分ではなかったとしても、例えば災害ごみの処分といったものを考えると、去年の台風でもありました、今回の台風でもあるんですけれども、町としては、波などで漂着したようなものであったりというものに関しては町で処分をするということで対応をしていただけるんですけれども、例えば同じ波で民間の施設が壊れたと、そういった場合に関しては、それはもう対象外になってしまうと。例えば公共のトイレや何かが壊れたといった場合は、それはごみじゃないですけれども、すぐに修理はするんでしょうけれども。

そう考えると、大きい災害、災害救助法が適用になるような災害や何かを見ますと、民間から出たそういった災害ごみみたいなものというのをたくさん積んであって、それを公的な費用をもって対処すると。ただ、これが小さいと適用外なので、そういったごみの処理なんかは独自に個々でやってくださいというようなところで考えると、大きい災害だろうが小さい災害だろうが、罹災した人間というのは同じだと思うんですね。そうすると、困っていることというのが大小の違いでなく、その人は困っているわけで、今後の台風や何かが毎年毎年大きな災害として被害を出しているような状況を考えますと、小規模の災害であっても、災害ごみとかに対する対処の新たな仕組み、災害で出たごみに関しては民間のごみでも対応できるというような仕組みを検討してみたいかなものかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの遠藤議員の質問の災害ごみ処分に対する新たな仕組みということでご質問だと思います。

基本的には遠藤議員がおっしゃっているルールが基本的なルールでございます。大規模な

災害の場合には、民間の力でどうしてもできない状況でありまして、公的機関で仮設置場を用意して、その最終処分については行政が行っております。

ただ、先ほどおっしゃっているように、規模が小さい災害の民間施設の場合には、原則的には通常のルールに従ってそれぞれが収集に出していただくと、そういう形か持ち込みでそれぞれが行っていただくと、そういう状況でございます。状況によって若干違いますので、担当課長に答弁させます。

○議長（宮崎啓次君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 災害ごみの持ち込みの場合ですが、エコクリーンセンターでは減免制度があります。この制度は罹災証明や町担当課の確認で手数料を減免するというものでございます。町長の答弁にもありましたが、災害ごみの量にもよりますが、少量の場合はごみ収集日に出すなど、個々での処分をお願いしているところでございます。

実例としまして、昨年10月の台風に伴う高潮や、ことし7月末の台風のときは、漂着ごみについては地域の関係者でまとめてもらうなど協力をお願いし、町で処分いたしました。ごみの処分につきましては、どこまで個人に対応してもらうか線引きが難しい面もあります。ただ、運搬手段を持たないなどいろいろな状況がありますので、被害を受けた場合には町へ連絡いただいた中で対応をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 1番、遠藤嘉規君。

○1番（遠藤嘉規君） 罹災証明や何かをいただくことで、エコクリーンセンターや何かで対応してもらうということで、例えばですけれども、この夏の台風、この間の12号なんかだと、海の家なんかでかなり被害が出ていたりだとか、あと菖蒲沢のスキューバダイビングをやられているようなところでも被害が出ていたりとか、要は商業施設、個人経営の商業施設であったりというようなところでも被害が出ていたりするじゃないですか。そういったものも例えばこの罹災証明というのをいただくことで負担を免除してもらえたりという仕組みってあるんでしょうか。

○議長（宮崎啓次君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 減免制度ですが、エコクリーンセンターで処分できるものが対象になっておりますので、一般廃棄物が対象となっております。議員ご指摘の廃棄物、海の家のですと、リサイクル法等に関連するごみ廃棄物になりますので、それらをその法の基準によってというところをお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 1番、遠藤嘉規君。

○1番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。なかなかいろいろな法と絡んでくるということで難しいところだなというのはちょっとわかったんですけども、ぜひこういった公的補助というものが被災した方々に直接届かないというようなものであっても、例えばこのごみ処分とか一つとっても、自然災害で被災した場合に関しては、万遍なく対応ができるような仕組みというのでできれば、その後の再建に進むというときも少しでも負担は軽減できるかなというふうに思いますので、ぜひ上手なルールをつくっていただいて、新たな仕組みを検討していただければなというふうに思いますので、お願いいたします。

続きまして、3点目の質問に移らせていただきます。

災害時の避難についてということで質問をいたします。

広島・関西のほうで大きな被害が出ました西日本豪雨災害、かなり多くの方が被災をされたわけですが、その中で特に注目をする部分というものが、避難をしたかどうかというところは、すごく注目をしなければいけない部分かなというふうに考えております。

広島市では、27万3,000人に避難指示を出して、実際に避難された方は9,200人ということで3.4%の方しか避難をしなかったというような事実があるそうです。町内に目を移してみますと、さきの台風12号で、先ほどの質問で町長、総務課長がお話しされておりましたけれども、もう事前に避難をされた方もいるよということで、町内では幾分避難に対して前向きな対応というのが広がりつつあるのかというふうに思うんですけども。

避難準備情報が発令されたけれども、やっぱり避難された方、避難しなかった方、避難できなかった方ということで、私がちょっと方々で聞く感じだと、3種類の方がいるのかなと。町内の方々から少しの方、人数はそんな多くないんですけども、話を伺ってみますと、先ほど総務課長がおっしゃっていましたが、そもそも避難準備情報自体が聞こえなかった、知らなかった。やっぱり大雨の場合ですと、同報無線の話というのがどうしても聞こえないというのが起きるんですよね。これもう全国いろんなところで起きている問題ですので、河津町だけという問題ではないんですけども、そもそも知らなかったという状況ですと、避難するしない以前の問題になってしまうのかなと。その部分を河津町としては防災メールというものを使ってカバーをしていこうということで、ここ何年来、対応を一生懸命やっているというのは把握しているんですよね。

先ほどの渡邊議員の質問の回答にもあったんですけども、ケーブルテレビを使ったりと

かスマホを使ったりということで、町のほうで積極的に対応をされているということで、少しずつ改善をしていくのかなというふうに思うんですけども、高齢者の方にはどうしても、例えばメールであったりというものが届かなかったり、スマホであったりというものも届かなかったり、大雨が降っている中での同報無線なので、それも聞こえなかつたりということで、どうしても高齢者の方にはそういう情報が届きにくいのかなというふうに思うんですけども。

ちょっとある地区でお話を聞いた中ですと、そういった状況を共助の力で補ったよというような場所があるようです。区内の連絡網ができて整備されていて、避難所が公民館あけたよというふうになると、区の連絡網で各隣組の組長さんに区から連絡が行って、そこからまた組の中の人たちに連絡が行ってというような対応をしている地区もあるようです。先ほど伺った話ですと、山田議員の地区でもそういった対応をされているというようなことを伺いました。

また、ある地域に行きますと、大雨で避難しなきゃいけないということはわかっているんだけど、雨のときに公民館に避難すると、逆に危ないから避難をしないと。高波が来るよというときに公民館に避難するというと、逆にそこが危ないということで避難をしないという判断をしたという方もいました。そういった方に話を聞いていくと、じゃ、どこに避難をしようかという、学校に避難したほうがいいのかなど。ただ、公民館はあいているけれども学校はあいていないと思うということで、学校はいつ行ったらいいんだいということも逆に聞かれたりもするんですね。

こういった話をいろいろ伺っていて私思ったんですけども、この災害の直後にどういう部分に困ったのか、どういう対応を求めているのかということ町民の声を集めることで、防災の対応を今後どういった対応をするかということを適切に判断するための一助になる情報はそこで拾えるのかなというふうに思うんですけども、そういった声を集めるというようなことを今後検討してはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの遠藤議員の質問でございますけれども、町民の声を集めるということだと思います。まず、先ほどのお話でもあったように、まず知らせるということが最初に大きい問題だと思います。これはほかの議員の答弁でも言いましたけれども、少し方法を変えてみようかなと。同報無線だけではなくて、メールだけではなくて、例えばテレビをつければ情報が流れるとか、そんな方法によって知らせることが拡大されるのかな。ち

よっと検討課題として取り組んでいきたいなど。

それから、あとは高齢者等の逃げる方法として何がいいのかなということですが、遠藤議員がおっしゃったように、共助という隣近所の中で助け合っていくことがやっぱり一番大事じゃないのかなと。特に、日ごろからその意識をしてもらおうということが大事なものですから、今度、防災マップ等をつくり変えることによって、そういう自分の置かれている状況ですとか、危険区域を知ってもらうことも、これ一つのその手だてになるのかなと思っております。

それと、確かに町民の声を聞くことは、とても大事であります。この間も防災訓練があったわけですが、そこにも職員を派遣して、その後、災害対策本部会議の中でそれぞれの意見が、職員の対応、地区の意見を聞いて集約はしております。それとはまた別に、地区のほうから報告をいただいております。その中でいろんな疑問点等、問題点があれば、その中で今後の参考にするということで検討しております。そういう状況で、今のところ対応していると、そんな状況でございます。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 最近の報道では、今まで経験したことのない何々や、命に危険を及ぼすおそれのある何々等、そういったくんだりをよく耳にすることがございます。当町におきましても、常に気象に関しまして、危険にさらされているということは再認識をしているところでございます。このような気象状況が、異常気象が取り巻く環境におきまして、町民の安全・安心確保は重要なテーマとして最優先に取り組んでおります。情報提供のあり方につきましても、町民に着実に伝わるよう、同報無線だけではなく、先ほどもお話をしましたが、多様な情報伝達手段の確立に向け施策をしているところでございます。

現在、情報収集の手段としましては、各地域の行政連絡委員が自主防あるいは町民を代表される議員の皆様方の情報によりまして、その意見を参考に防災対策に反映をしているところでございます。個々に意見集約をする方法も防災対策を考える上では一つ的手段とは承知しておりますが、個々を取り巻く状況はさまざまであります。個別対応には難しいものもあると考えております。意見集約に当たりましては、各地域、地区の自主防並びに議員各位のご協力によりまして、地域の問題や意見等を吸い上げていただき、課題解決に向け取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 1番、遠藤嘉規君。

○1番（遠藤嘉規君） 職員と地区からの声を集めたりということで、もう既にその辺は取り組んでいるということで安心をいたしました。

今回の台風や何かのことで、個別の対応はなかなか難しいというところは理解ができるんですけども、お話を聞いていく中で、早急に検討をする必要があるのかなと気づいた点が、車を持っていない高齢者の方の避難がとても難しいという点をお話を聞く中で感じました。高齢者の方々は、昨今ですと、免許証の返納なんていうようなものも問題になっていたりするんですけども、もう既に車を持っていないというような高齢者の方というのが実際に町内に多くおります。今後はさらにそういった方々がふえていく。そういうところを考えますと、早目にちょっとその部分の対応に関しては検討をしていかなければまずいのかなというふうに思うんですけども。

避難準備情報が発令をされたらと。避難準備情報とあわせて高齢者避難情報というのも一緒に出るというふうに思うんですけども、避難をしたいという気持ちはあるんですけども、もう雨が降っていると。その中で荷物を持って公民館まで歩いていくというのは、現実的にはかなり厳しいので、避難を諦めた、今回は避難しなかったというような話を伺うと、せっかくの準備情報なんですけれども、出した意味がなくなってしまうのかなと。かといって、まだ雨も降っていない、これからどこまでひどくなるかもわからないというような、すごく早い段階でそれを出しても、それはそれでやっぱり無駄になってしまうというところもあるかと思うんで、難しいんですけども。

一つの解決策として、隣近所の方に、もし避難するのであれば、私も一緒に乗せていってねといって、事前に話しておくというようなお話も伺っているんですけども、こういった状況を考えますと、町で行うべきか、地域で行うべきか、さらに細かく隣近所で行うべきかというところはあるんですけども、事前の対応策というものを検討していく必要があるのかなと。それをまた、もうまんま地域に投げるのではなくて、何か上手な形はないのかなというふうに思うんですよ。

ちなみに、あるお年寄りの方が言っていたんですけども、避難ができない、雨が降っているという状況で、区のほうとかに避難したいんですけども、こんなだからと言うと、消防団の方を派遣してくれたりなんていうようなことが過去にあったと。ただ、大雨で、もうざんざん降りの中、消防団の方がうちまで来てくれて背中に負ぶってくれて荷物も持ってくれて、どしゃ降りの中、車に乗せてもらって公民館に運んでもらったと。すごく助かったんですけども、余りにも申しわけなくて、もう二度とそんなことは電話できないよというふうに

考えてしまう高齢者の方もいるというふうなことを聞きますので、何かこう今後のことを考えると、車を持たない高齢者の避難というものを考えていく必要があるかなというふうに思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） この問題、大変難しい問題といたしますか、特に河津町は約4割近い方が高齢者ということもあります。先日の防災訓練でも、各自主防で二千数百人の方が参加していただきましたけれども、そのうち約半分が65歳以上の方でした。ある面では防災意識もあるのかなという感じもいたしましたけれども、それだけお年寄りが現実的に多いんだなというのを現実に参加人数で感じた次第であります。

今の高齢者の避難の問題なんですが、やはり公助で全てを賄うというのは大変難しいと思います。状況にもよるんですけども、準備情報の段階では、ある程度はできる可能性もあるわけですけども、全てそれ公助っていうのは難しいと思います。そういう中で、やはり共助といたしますか、隣近所と自主防とがうまく絡み合って、その連絡体制をとりながら、そういうお年寄りだとか要援護者といたしますか、そういう人たちを、状況に応じて安全なところに避難していく手段をとってもらいたいというのが私の考えでございます。

そういう中では、特に今、心配されているのは、隣近所のおつき合いというか、コミュニティーのつくり方、その辺の問題も大きくあります。そういう中で、防災にとっては共助という、とても大変なものですから、それぞれの自主防についても、それぞれの行政あるいは自主防の中で、隣近所の把握といたしますか、そういうものを進めながら、共助に向かって、より有効な手段として、こういうお年寄りを避難させるということも一緒になって考えていただくような、そんな仕組みづくりを各自主防でやっていただくと助かるのかなと、そんなふうにご考えております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 1番、遠藤嘉規君。

○1番（遠藤嘉規君） 確かにこの問題はものすごく難しい、公助でどうにかできる問題ではないなというふうにも思いますので、ぜひ町と地区とで上手に情報交換をしながら進んでいったらいいのかなというふうに思います。

3点目の質問なんですけれども、そうして避難を避難所にしたとして、多分、町内のほとんどの方が避難所ってどういったものかというのを知らない方が多いのかなと。実際にお話を伺った方は、避難をするに当たって、何が必要で何が必要じゃないのかがわからない。

「遠藤君、教えてよ」と言われたんですけれども、その方の話を聞いていると、仏壇の仏様だけを持って公民館に行ったら、それでいいのかいという方もいれば、キャンプのための道具みたいなものを一式全部持って、飲み物も食べ物も毛布も火もライトも全部持っていったほうがいいのかいという方もいれば、ものすごく分かれるんですよね。河津でそういう話があるかどうかはわかりませんが、よそでは避難所に行ったと。避難をしたんだけど、毛布もない、食料もない、「何なんだ、この避難所は」と言って、全部がそろっている快適な暮らしを避難所で行えると勘違いをしているような方もいるというような話を、まあ外の話ですけども聞いたことがあるんです。

そうすると、基本的にはどういうものを持っていけばいいのか、避難所ってどういう状況になっているのかということを知っていただく必要があるのかなと。基本的には避難袋みたいなのを用意してもらって、それをぱっと持っていけばいいという話なんだろうけれども、避難所というものをテーマにした訓練であったり、町民に対して、広報かわづの冊子なんかでアナウンスをしたりというようなことがあってもいいのかなというふうに思うんですけども、そういった情報提供というものに関して、また避難所をテーマにした訓練HUGなんていったものもあったりするんですけども、そういったものに対して、どのように考えているのかということをお伺いできればなと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 避難所をテーマにした訓練調整等でございます。当然、避難所に対する訓練も重要でありますし、今後も実は課題であるという認識はしております。今年度は本部の運営訓練を予定しております。避難所につきましては、自主防の皆様には県より発行されている避難生活の手引きなんかもありますので、今後はそれをさらに町民まで広げて周知するように努めたいと思っております。

詳しくは担当課長より説明させます。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 現在、河津町の防災マップでございます。こちらには、各避難所の表示、それと避難発生によりまして避難する際の非常の持ち出し品についても掲載がしております。先ほどもご説明いたしました、現在、更新作成中の河津町防災ガイドブック、こちらにおきましても、さらなる内容の充実を図りまして、よりわかりやすい表示等をしたものを年度内に全戸配布する予定としております。

また、避難所の関係でございますが、この7月26日に開催されました第2回河津町行政連

絡委員会、こちらにおきまして、避難所の運営マニュアルと避難生活の手引き、先ほど町長がお話ししましたが、こういった30年3月に作成された避難所運営のマニュアルと手引きがございます。こちらを行政連絡委員会の場におきまして配付をしております。皆様にお願ひしたのは、地区の会合や防災訓練等の活用によりまして、地域住民への周知により災害に対する準備、避難所の運営方法についてお願いをしたところでございます。

また、本年度、先ほど町長も答弁いたしました、災害対策本部運営訓練の実施を予定しております。広域避難所の運営訓練につきましても、次年度以降取り組むような形で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 1番、遠藤嘉規君。

○1番（遠藤嘉規君） 避難所に関してのマニュアルを作成して、今後、訓練として対応していくということで、とても前向きな対応を先んじてやっていただけているなと思って安心をいたしました。

ぜひ、やっぱり町の防災に対する姿勢が変わっていくと、地域のほうにもそれが波及していくものだというふうにも思いますので、積極的な対応というのを引き続き期待をしたいなというふうに思います。

以上で質問を終了いたします。

○議長（宮崎啓次君） 1番、遠藤嘉規君の一般質問は終わりました。

午後2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時05分

○議長（宮崎啓次君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 小林和子君

○議長（宮崎啓次君） 5番、小林和子君の一般質問を許します。

5番、小林和子君。

〔5番 小林和子君登壇〕

○5番（小林和子君） こんにちは。5番、小林和子です。

今回の定例会に一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

今回の私の質問は3つ。1つ、高校生への通学費について、2つ目、美伊豆創造センターについて、3つ目は、難聴者への配慮についての質問です。一問一答でお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

早速、1問目の高校生への通学費助成についての質問をいたします。

この質問は前にもしましたけれども、さらに父兄の方から何とかならないかという意見を受けて、再度質問をいたします。

今、河津町には小学生、中学生にバスの通学に補助があります。小学校までは4キロメートル、中学校までは6キロメートル以上の距離の子たちが対象になります。高校生への補助は育英奨学金というのがありますが、通学費についてはありません。しかし、河津の子供たちは電車、バス、これらの交通費がなければ高校へ通うことはできません。高校生になると、通学費はもちろん、制服、部活の費用、かばん、参考書、雑費、塾、その他にも習い事など、かかる費用は大きな金額になります。お小遣いも要ります。

伊豆急線の通学費を調べてみました。最寄りの駅までの学生定期が一番安く買えるのは学期ごとの定期だということを知りました。1学期、2学期、3学期分、これ、期間限定されますが、年間でいくと、河津から蓮台寺までは6万8,130円、稲取までは3万6,550円、川奈までは15万4,750円となります。夏休み、冬休みにも部活で学校に行くことになる場合には、さらに必要になります。バスを利用する子にはバスの定期代もかかります。河津町の子供たち、今年度の高校生は100%の進学率でした。

ここで、他の市町の事例、高校生、通学費の補助について事例を、近隣の市町村を幾つか紹介します。

まず、伊豆市では、バス代に補助しています。南伊豆町でもバス代を経費の2分の1の補助をしています。西伊豆町では1カ月の経費から3,000円を引いて、それに3分の1、または4分の1掛けた金額を補助しております。そのほかにも、全国を調べましたら、ユニークな補助制度がありましたので、2件だけ紹介させていただきます。これは、高校生通学補助というところで検索をしました。

遠いところですがけれども、北海道の標津町、これは遠距離通学には全額補助、そして新入学生へ教科書、制服代1人5万円補助しているそうです。ほかにも、標津町では高校2年生の修学旅行への補助を1人5万円している。もう1件は、神奈川県清川村です。通学費の補助を3カ月定期の2分の1を補助。おもしろいことに、自転車で通う子が大勢いるかと思われましたが、自転車の購入費を上限2万円まで補助。そして、さらに清川村では、大学の通学費、3カ月定期の2分の1を補助というような、このような例が出てきました。

そして、さらにその例を調べていると、バスや鉄道などの通学費に補助をしている市町村は全国でかなりの市町で行っています。全額ではなくても2分の1、3分の1または上限を決めたりと、いろいろ工夫が見えます。とにかく河津町の子供たちは、高校に行くには電車に乗らなければ通えません。駅までどうやっていくか。バスでもいい、自転車の子もいる、親が送っていく子もいる、さまざまではありますが、電車に乗ってよその市町へ行かなければいけない。この状態を少しでも援助するのは当たり前ではないでしょうか。いかがでしょう。通学補助についてのお考えを質問いたします。

先ほど、高校生の進学率は100%で、今年度は52人が進学をしましたと話をしました。さて、この子供たちがさらに上の学校へ進学して専門的な学習を受けて能力を身につけ、社会へ巣立っていくようなことになります。高校生の進学率はどのくらいになるでしょうか。高校生の進学率を聞いたのは、(3)の質問について関係があるから、ちょっとお聞きしたいと思いました。

そして、(3)の奨学金制度です。資格を取得する学生への支援はどうかという、ここの質問です。

今、看護師、保育士、介護の人材が全国的に不足している状況にあります。これらの専門家は、住民生活に必要な資格で、今から多く必要とされるであろう職種ではないかと思えます。今、河津の町内には保健師の資格取得に奨学金があります。戻って、町に就職すれば、返済は不要です。看護師、保育士、介護士などの資格取得にも、保健師の資格取得への補助制度のような支援をするお考えはあるでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、小林議員の3つあった質問に対して答弁いたします。

1つは、短大、専門学校、大学生の進学率についてどのくらいかという質問でございます。これについては、後ほど教育委員会で答弁させます。

2つ目の通学費の補助制度の考えでございます。

議員もおっしゃるように、高校生の補助制度としては、経済的理由などにより就学が困難で、町長が認める者に対しまして学資を給付する奨学金制度、これ、月額7,000円支給でございますが、行っております。また、今年度から教育ローンの借り入れに対する利子分、上限3%でございますが助成を行っております、前期は4月から9月分については、10月から申請を受け付けの開始の予定でございます。後期は10月から3月までの来年4月に申請を行う予定でございます。通学費につきましては、高校生についてはバス代の補助や伊豆急自体の学生割引制度がありますので、町としては高校生以上の補助については、現状では、現状のままお願いをしたいなど、そう思っております。

それから、3つ目の資格を取得する学生の支援はどうかということでございます。

議員がおっしゃるように、例えば保健師ですとか保育士、介護士を想定していると思いますが、町においては保健師に、議員がおっしゃるように保健師の確保に関する助成制度がございます。専門職の確保は大変重要でありまして、特に公的機関での役割は大きいものがありまして、職種によっては確保が難しい事態も起こっております。

ご質問の看護師などについては、病院等で学生に対する助成制度もあると聞いております。保育士については助成制度については特に把握はしておりませんが、今のところ町独自の補助制度、助成制度は考えておりません。

詳細については、担当課長より答弁させます。

○議長（宮崎啓次君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君） 小林議員の質問にお答えします。

短大、専門学校、大学等への進学率についてですけれども、河津町の生徒の進学率については、町外の高校へも就学していることもあり、進学率については把握しておりませんが、下田市、賀茂地区4校の下田高校、稲取高校、松崎高校、南伊豆分校の4校につきましての平成29年度の対象生徒数は、473名です。そのうち、大学、短期大学、専門学校への進学率は350人で、進学率が約74%です。内訳としまして、大学へは174名で約35.9%、短期大学は42名で約8.9%、専門学校へは138名の約29.2%となります。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから資格を取得する学生への支援といったものについて説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど小林議員、それから町長のほうからありましたとおり、町では、保健師の養成に対

する制度ということで、河津町保健師修学資金貸与規則というのが設けられております。こちらのほうにつきましては、貸与の方法としましては月額5万円、それから年間を4期に分けて貸与するというごさいます。返還につきましては無利子とさせていただきます、返還の最後の免除といったものにつきましては、保健師資格取得後、保健師としての貸与期間プラス5年従事した場合については、保健師の債務が免除されるといったものでございませう。

それから、看護学生向けの奨学金といったものでございませうが、こちらのほうにつきましてはいろいろな制度がございませう。日本学生支援機構の奨学金、それから看護協会による奨学金、それから静岡県の奨学金、それから病院等の奨学金といったものがございませう。

静岡県の奨学金についてちょっと説明をさせていただきますと、貸与の金額でございませうが、国公立の看護学校に通った場合につきましては月額3万2,000円、それから私立につきましては3万6,000円ということで、返還の利息については無利子ということでございませう。静岡県の奨学金につきましてはございませうが、卒業後、看護師または助産師として県内200床未満の中小病院、それから診療所等で5年間勤務した場合は、返還免除ということになるそうございませう。

それから、保育士の関係でございませうが、保育士のほうにつきましては、各年度ごとに要綱を定めるものですから、30年度の要綱でちょっと説明をさせていただきますと、30年度に静岡県保育士修学資金の貸与といったものがございませう。こちらのほうにつきましては、貸与金額が一応5万円、月額でございませう。それから、入学の準備金で20万円。それから就職の準備金として20万円以内といったようなことございませう。貸与されたものについては無利子で、卒業後、一定期間県内施設、それから事業所で児童の保護等に従事した場合については修学金が免除されるといったことになっております。また、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸与といったものもございませう。これは、貸与につきましては無利子で、一定期間県内の保育所等で児童の保護等に従事した場合については、修学資金の返還が免除になるといったようなものでございませう。

このような制度が各種あるものですから、町としては制度としては特に設けないというものでございませう。

以上でございませう。

○議長（宮崎啓次君） 5番、小林和子君。

○5番（小林和子君） 今、町長と健康課長のほうから、高校生の通学補助はしないで現状のままいくというようなお話を伺いました。河津町だけ高校生の通学補助がないと、他市町と

の格差が私はちょっと気になることですが、バスへ乗って学校へ行けば、公共交通の乗車率を上げることになるんじゃないでしょうか。通学のバスの運行時間なんかの問題が出てくるとも思いますが、それは業者との話し合いをして検討されていくというようなこともやっていたら、また違う形での町の中の交通機関が回っていくというようなことにもなるのではないのでしょうか。

その方法として、もうやる気はないとおっしゃったので、何を言っても無駄なのかもしれませんが、今、給食費に一定の補助をしていますね、1人につき1,000円。こういったような考え方もできるような援助の仕方の工夫、たとえ少しでもいいと思うので、もう一回、考え直してもらえませんか、いかがでしょうか。もう一度、町長、返事をください。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 確かに高校生の皆さんに対する援助、できればしてあげたいという気持ちもあります。特に、近年は義務教育ではなくて、高校は義務教育ではないわけですが、ほとんどの方が義務教育に準じたような形で高校へ行っているという認知性もあります。今までは町の管轄として、義務教育という形で基本的にそうした制度を主にやってきたのかなど、そんな気もいたします。

それと、公共交通の問題も確かにあります。だからといって、公共交通を使ってもらえばありがたいわけですが、現実的にはいろんな問題があって、家族が送っていったりとかいろんな問題もあるようなことも聞いておりますので、今後、高校生ということも義務教育に準じた考えができるかどうか、現実としてどうなのか、それも含めて少し考えてみたいなど思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 5番、小林和子君。

○5番（小林和子君） 考えてみてくださるということで、長い時間がかかるのかもしれませんが、先のことはわかりませんが、少しでも何か別の形でも、高校生に対しても100%の進学率であるという、ここのところを考えていただいて、対応していただければありがたいと思います。

2問目に移ります。

美伊豆創造センターについての質問です。

今回、この質問をなぜするかというと、伊豆の住人の人から匿名で投書をいただきました。その投書の内容は、横浜アンテナショップの実情が大変憂える状況であると。各大きな、多

くの市町がかかわってやっている事業だけれども、これでいいのかというようなお話を聞きました。

それで、そのお話を聞いたときに、私は調べてみましたら、わからないことがいろいろ出てきたので、今回の質問をすることにいたしました。

美伊豆創造センターというのは、グランドデザインができたときに管内の文化センターですか、あそこで大々的にセレモニーをしたのを覚えております。28年に美伊豆創造センターができてからことしで3年目になります。美伊豆センターのことは、各種団体がいろいろかかわり合っているということ、内容からも出てきましたけれども、そのような方とか、中からは美伊豆のことはなかなかこちらに響いてこないし、空回りをしているように感じるというような意見もお聞きしました。私たちも美伊豆の新しい話、事業などは新聞で知ることが多くて、詳しいことはよくわかりませんでした。

今回、総会の資料を求めたことで、こんな状況になっているのかというようなことを知ることになりましたが、その中でちょっとおもしろいというか、よく頑張っているというような話とか取り組みも見せていただきました。例えば、あんバターわさこのポスター、ちょっとこの辺には余り出回ってないと思うんですけども、バーガーパンがあんことバターと生ワサビのこんな大きいのを1本くわえた写真が入っているポスターです。これは、すごくインパクトのあるポスターでした。

また、わさびで泣かせ隊という商工会の頑張った組織が、11月には、今からお話を聞く横浜のアンテナショップでイベントを行うというような話も聞いていました。それなりに頑張っているのかなと思っていますところです。

そこで、美しい伊豆創造センターのそもそもの目的は何か、そして、その組織はどうなっているか、今までにどのような事業を行われてきたのでしょうか、このことについて質問をいたします。3と4の質問は後でします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、小林議員の2つの質問についてお答えいたします。

まず、美しい伊豆創造センターの目的は何かということでございます。当然、河津町も構成員であります。ただ、美しい伊豆創造センターと2つの組織がございます。1つは任意団体の組織と、もう一つは、一般社団法人の美しい伊豆創造センターの2つの組織でございます。美しい伊豆創造センターについては、目的、組織については後ほど担当課長より答弁させます。

それから、今までどんなような事業が行われてきたかということでございます。先ほど、小林議員がおっしゃったように、目的に沿って伊豆半島のグランドデザインのPR及び伊豆半島の一体化のための事業、あるいは来誘客の周遊性、滞在性向上のための事業、あるいは地域ブランド化のための事業などが行われております。

担当課長より詳しくは答弁させます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 小林議員のただいまの2つのご質問にお答えをさせていただきます。

最初の美しい伊豆創造センターの目的ということでございます。この関係でございますが、伊豆半島7市6町の首長、町長と市長が集まった合議体の会議がございます。ここで、平成25年4月に策定した伊豆を一体的、総合的に捉えた中長期的の計画、伊豆半島グランドデザインを推進するため、平成27年4月1日に設立をしたものでございます。伊豆半島グランドデザインというのがこの冊子でございます。これを実行するために設立したものでございます。

設立されました美しい伊豆創造センターでは、平成29年2月に伊豆半島観光戦略、これは2018年から2020年までの期間を定めたものでございますが、これをまとめまして、この観光戦略に基づく事業計画のマネジメント機能を有する運営組織として、最初の一般社団法人美しい伊豆創造センターと、あと伊豆半島グランドデザイン推進組織としまして、伊豆縦貫自動車道建設促進等の道路要望事業や、観光関係者や産業界と一体となり推進するための基盤構築などを行う、いわゆる任意の美しい伊豆創造センターに組織を分担して、推進をしているところでございます。

これらのセンターの構成は、法人組織につきましては代表理事を筆頭に、80名の行政と民間による会員の構成で、専務理事と市町派遣職員、交通事業者からの派遣社員により実務運営が行われています。また、任意組織のほうは、会長は現在不在ではございますが、会長代理以下68名の会員により構成され、事務局長、市町の派遣職員により実務運営が行われているという状況でございます。

もう一つの質問でございます、どのような事業が行われてきたかということでございます。

この事業の関係でございますが、先ほど申し上げました経過の中で、実質的には昨年度から本格的に事業が動き始めております。まだ実績が見える状況ではないように思われます。

先ほど町長が大きな枠としての事業はご説明を申し上げておるところでございますが、主な事業の一部ですが、伊豆半島グランドデザイン推進のため、伊豆縦貫自動車道整備促進のための要望活動事業の実施、東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技伊豆開催を好機としまして、自転車愛好家のサイクリング環境整備や、サイクリングを通して台湾との交流事業、伊豆半島の特色ある食材を活用した新商品の開発と販売を行うため、横浜市でアンテナショップの運営と、そこから情報発信を行っているということでございます。

特に、この中のアンテナショップの関係でございますが、伊豆半島内の69事業者、568品目を取り扱われておりまして、河津町からも2つの事業者が参画をしているところでございます。今年の7月30日には、観光地伊豆半島のかじ取り役として官公庁の日本版DMOにも登録をされました。先ほど申し上げました伊豆半島観光戦略2018から2020を着実に実行するため取り組み、国内外からの誘客キャンペーンの実施、特に静岡デスティネーションキャンペーンでは、世界的に注目の集まる伊豆半島ジオパーク推進協議会とともに連携を図りながら、誘客推進を図っていくような事業展開をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 5番、小林和子君。

○5番（小林和子君） 美しい伊豆創造センターの構成団体は大きな枠で進められていくという、これはこれからの若い人たち、また未来への可能性を大きく持った事業であるかなという事は思います。

そして、今、アンテナショップの話が出ました。アンテナショップというのは、ご存じのように、そのショップでいろんな情報を発信して、各市町への誘客をしてみたり、商品の宣伝をしてみたり、そういうところだと思いますけれども、最初の冒頭に述べましたアンテナショップがちょっとあれじゃもったいないよというような意見の中で、私の近い方がショップを見てきてくれました。今は食堂を閉めていて、店頭のパンフレットもざっと置いてあるだけで覇気がないと、このようなことを言われました。

そして、課長のほうからは、そのアンテナショップに参入している業者が69業種で586ですか、品目が。そのうちに河津からは2つの事業者でやっていると。そうすると、このアンテナショップについての質問をしたいと思うのですが、このアンテナショップはいつから始めたかというのは先ほど話をしてくれましたので、この部分の答えはいいです。その内容について、ちょっとお話くださるとありがたいと思います。

そして、このアンテナショップを河津町はどう捉えていらっしゃるでしょうか。河津町に

において、そのアンテナショップの位置づけであるとか、これからどのような方向にいかうかというような、その辺の話をお聞かせ願えるとありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） アンテナショップの内容については、後ほど担当課長より答弁いたします。

町として、アンテナショップをどう捉えるかということについて答えたいと思います。

アンテナショップ自体は、議員もおっしゃるように、地元の産物などを都市圏に広く紹介できるもので、広域で取り組むことは、私はとてもその意義は大きいとっております。ただ、議員がおっしゃるように立地条件ですとか運営費用、委託先の能力などにより、その評価は違うと思います。

私の個人的な見解でございますが、美しい伊豆創造センターのアンテナショップがなぜ横浜なのかということ。また、聞くところによると、中華街の近くにあると聞いておりますので、もう少し立地条件のよいところで、それなりの経費などの負担が賄えるなら、別の場所でもよいと思いますが、ただ会員の中にも現状でよいではないのかという声もありますので、今後、会の中で検討されることだと思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） ご質問のアンテナショップの内容ということでございます。

ちなみにですが、アンテナショップにつきましては、昨年度3月27日にオープンしております。このアンテナショップでございますが、1階は物販コーナーとなっております、伊豆半島の特産品の販売と観光情報の提供ということです。2階のほうは飲食コーナーを設けまして、交流拠点としてほかの地域との情報交換の場としておりまして、これはマーケティング的な要素も持ち合わせたということで、伊豆半島への誘客を目的として運営をしているものでございます。

アンテナショップの状況でございますが、平成29年度も、なから軌道に乗ってきたというふうに伺っておりますが、今年度、さらに昨年よりいい状態で、多くの方がご来場しているというふうに報告を聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 5番、小林和子君。

○5番（小林和子君） ご説明ありがとうございました。

町長のなぜ横浜にという、そのところは私も存じ上げていないし、わからないけれども、知りたい部分でもありますので、もしこれから先、わかるようなことがありましたら、ぜひアナウンスしていただきたいと思います。

それと、アンテナショップの経営なんですけれども、実は、これ、資料をいただいてわからないことがあったので、じゃ収支が欲しいからどうしたらいいですかと言われてたら、センターの事務所のほうへ行ってくださいと言われて、そちらへ行って、アンテナショップの収支資料を尋ねたんです。そしたら、そちらの事務所のほうで、アンテナショップは委託運営なので収支の資料は提出できないと、このようなことを聞いたんです。よく考えてみますと、町は分担金を出しているのですから、その報告を知るべき、聞くべきではないでしょうか。資料は公開するべきではないでしょうか。

そして、アンテナショップの総会資料の中に、説明会を行ったと、29年度の秋。その資料請求もいたしましたら、1日分は出ました。もう1日分は欠席したので資料はありませんと、これを言われました。これは、取り寄せますと言っていただきたかったかなと思っております。

アンテナショップの件は、このようにアンテナショップだけでなく、美伊豆センターの話はちょっとわかりにくい状況にあるのではないのでしょうか。先ほども言いましたが、このセンターを否定するものではありません。河津町でも毎年170万円近くの負担金を出している事業なので、無駄な出費にならないようにしていくべきです。

伊豆縦貫道ともに美伊豆の中でも要望活動をしていくというところで、伊豆を一体的に宣伝して、このセンターの役割は大きいものがあると考えています。そして、その中でもプロジェクトが満載されています。このセンターの運営は、それぞれの市町が納得できるような運営をしていくべきではありませんか。投じるお金を無駄にしないように、空回りにならないように、参加する側も積極的に働きかけて、大いに活用して行って、町の経済発展に寄与するような動きをしていただきたいと考えます。センターの質問はこれで終わりにします。

3番目の磁気ループについて質問いたします。

磁気ループについて、これを質問するに、どうしてこの質問をするのかなと考えることでしようけれども、私は、あるときに、シニアの老人の方たちが老人会への出席が余りに少ないのでどうして行かないのと聞いたところ、話が聞こえないからおもしろくないと、こう言われたんですね。でも、私はある1,000人クラスの講演会に参加したときのことですが、ア

ナウンスがありました。「磁気ループを張りましたので、聞こえにくい方は、どうぞそちらの場所に移動してお聞きください」と、こういうアナウンスがありました。そこで、磁気ループの存在を知ったことになったことです。

磁気ループとは、聴覚障害者用の補聴器を補助する放送設備のことです。別名をヒアリンググループとも言います。磁気を発生させるワイヤーを輪のようにはわせることから、磁気ループと言われます。集団補聴システムとも言うそうです。調べてみますと、この磁気ループのシステムは、かなり今はいろいろなところで設置されています。

今、日本では難聴の方は軽度の方も含めると600万人もいると言われていています。これから高齢化社会が進みますと、聞こえがうまくいかなくなる方も増えることでしょう。このような方へのケアは重要になってきます。今は人生100年と言われるますから、全ての人々にさまざまな機会が均等に届くように、また聞こえなかったけれども、そういう外からの作用で聞こえるというような状況が生まれれば、積極的に社会に参加をしていくことで元気度も増すことも考えられるのではないのでしょうか。

ここでまた、磁気ループが近隣の自治体で使用されているかどうか調べてみました。かなりのあちこちの公的な機関、スタジアム、教会、保健福祉センター、ホール、スポーツ施設などでも導入は進んでいることがわかりました。近いところでは、三島市の社会教育委員会、小山町の市役所、裾野市の文化センター、こういったところが利用しているようです。この磁気ループへの検討の考えはおありでしょうか、いかがでしょう。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 磁気ループの導入について答弁いたします。

一般的には、難聴者に対しては補聴器といいますか、そういうのを使って一般的にいるかと思えます。磁気ループについては、より鮮明度があって、聞きやすいという話は聞いております。磁気ループの導入につきましては、難聴者にどのような効果が考えられるのか、あるいは会場にとって対象者の確認等、あるいは今後必要であるのかどうなのかも含めて調査をしたいと思えます。ただ、現時点では導入は考えておりません。

以上でございます。

担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） 磁気ループの関係について説明をさせていただきます。

磁気ループは、聴覚障害者用の補聴器を補助する放送設備ということでございます。先ほ

ど議員が言われましたとおり、磁界を発生させるということで、磁界を発生させるための磁気発生アンプ、それから補聴器に信号を送るための磁気発生ワイヤーを使用するエリアにはわせまして、利用者が補聴器にあるスイッチをT、テレホンというところに切りかえて、初めて使用するということになるそうでございます。

ただ、通常使っている補聴器につきましては、Tといったテレホン、Tコイルといったものでございますが、こちらのほうがついていないため、この補聴器ではなく買い換えが必要になるということも考えられます。講演会、それから会議室、会議などで人が多く、雑音が多い場所で使用するものであり、マイクからの音声を直接補聴器等に伝えることで雑音の少ない、クリアな音声を提供できるものというふうに思っております。

ただ、先ほど言ったとおり、現在、河津町で聴覚障害による身体障害者の手帳所有者でございますが、16名でございます。年齢構成からいいますと、18歳から64歳が3名、それから65歳以上が13名となっており、会議や出張先で必要であれば、手話等の違った方法で対応等をしております。現在、磁気ループの導入を求める声といったものが余り聞こえてこないものですから、現段階では導入というものは考えていないということでございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 5番、小林和子君。

○5番（小林和子君） 聴覚障害者の方がそんなに多くはないというところで、私が、じゃお聞きしたのは、その少ない方にたまたまお会いしたというようなことかなと今、思っているんですけども、大きな会議でなくても、今、形がいろいろなものもあるそうです。例えばこういう対面型、携帯型、またループの大きさも1,000人クラス、またはもっと小さい50人、30人、そのようなものもあるようですので、もし聴覚障害の方たちを多く招いて研修会をしたいというようなときには、どこかで一度お借りして、試してみたいかでしょうか。高齢化の社会に向けて積極的に社会参加ができるように、交流ができるように支援をして、行事に多くの方が参加できるように、希望の持てるまちづくりをともに進めていきたいと思っております。

最後に今、借りてみてはどうでしょうかというこの意見に対して、ちょっとお答えをもらえますでしょうか。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの借りてみてはということなんですけれども、それについても一つの意見として聞かせていただきまして、今後そういう機会があれば、またそういう貸

し出すところがあれば、そういう必要性があれば考えてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 5番、小林和子君。

○5番（小林和子君） 貸し出すところは探してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問は終わります。

○議長（宮崎啓次君） 5番、小林和子君の一般質問は終わりました。

午後3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時00分

○議長（宮崎啓次君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 上 村 和 正 君

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君の一般質問を許します。

2番、上村和正君。

〔2番 上村和正君登壇〕

○2番（上村和正君） 2番、上村和正でございます。

今任期中、最後の一般質問となります。この4年間、いろいろな貴重な経験をさせていただきました。関係者の皆様、町民の皆様には感謝申し上げますとともに、御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

平成30年第3回河津町議会が開催されるに当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

私の質問は、水道会計について、インフラ施設の維持管理費について、南中跡地について、河川氾濫について、ヘリポートについて、以上5点お伺いいたします。

まず初めに、水道事業会計についてお伺いいたします。

7月の月例会におきまして、水道アセットマネジメントについて報告がありました。結論から申し上げますと、施設の老朽化、給水人口の減少に伴い、維持していくためには水道料金改定をしなければならないという状況であるというお話でありました。3月定例会において、重要なライフラインである水道について質問させていただきました。その中で、水道事業において将来に必要な施設、設備、管路の更新や財源状況の厳しさや人材確保など、危惧されることが多くあり、改めて現在の水道事業の置かれる状況が見えてまいりました。また、前回の答弁において、将来の計画についてはアセットマネジメントの結果が出てからということでありました。

そこで、水道事業アセットマネジメント業務については結果が出てきているところであります。このアセットマネジメントをどのように利用し、経営戦略を図っていくのか、その道筋についてお伺いいたします。

まず、アセットマネジメントの結果において、人口減少における経営上の条件が厳しいものであり、施設の老朽化などが明らかになりました。この結果から、町長はどのような感想をお持ちになったのか。また、その上で今年度策定いたします水道ビジョン経営戦略でアセットマネジメントの結果である老朽化した設備、管路の多額な更新需要にどのように対応していくのか。中でも、公営企業として最重要である財源確保という点からも、料金改定は避けられないという結果になっており、料金改定についても、どのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 上村議員の質問にお答えいたします。

アセットマネジメントと経営戦略についてお答えいたします。

今回の試算結果から、現時点での管路、設備などの耐用年数が超えているものや更新時期が間近に迫っているものが多くあります。今後の更新費用試算での財源確保の問題、あるいは更新需要への対応など、水道事業の経営上の大きな課題であるということが私の率直な感想でございます。

今回のアセットマネジメントの試算による更新需要は、あくまでも40年という中長期的な試算でありまして、現実的には更新需要は状況によって変わってきますが、安定した給水を損なわないように優先順位などを検討し、平準化やコストの抑制を踏まえた10年間の中長期計画でまず取り組んでいきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君。

○2番（上村和正君） ありがとうございます。

今回のアセットマネジメントについては、水道事業を経営していく上で重要な試算であるということは理解しております。しかしながら、先月の議員月例会の資料によりますと、アセットマネジメントについては、厚生労働省からも、平成21年度に水道事業におけるアセットマネジメントに関する手引きが策定、公表され、またその4年後であります平成25年には簡易支援ツールを使用したアセットマネジメントの実践マニュアルが公表されておりました。水道事業における厚生労働省が公表した当時、アセットマネジメントを行い、水道事業の運営計画を立てていたのか、お伺いいたします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） アセットマネジメントの関係で、特に水道料金との関係もあるわけでございます。現状としては、更新需要が増える反面、人口減少により水道事業自体は収縮、小さくなっていくような状況ではあります。既に厳しい状況でありまして、現状では、今後は人口減少等により収益が減っていくことは間違いないと思われまます。

計画を実行していく財源である料金収入については、現状の料金を改定して、さらに更新財源を確保する必要があると考えております。公営企業の独立採算性という考え方、30年間以上据え置かれた水道料金の改定についても、財源の確保という観点から検討しなければならないと、そういうふうには思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君。

○2番（上村和正君） ありがとうございます。

平成21年と25年に厚生労働省から指針が来ていると思うんですけども、この辺について、当時なぜやらなかったのかというところをちょっとお伺いしたいんですけども、財政計画も、当時、多分立てていたとは思いますが、アセットマネジメントについては当時まだやっていなかったという認識でいるんですけども、その辺についてお伺いしたいのと、回数がありますので、一緒に次の質問もさせていただきます。

料金改定については、今年度、水道ビジョン経営戦略の中で検討され、改定率についても試算されることと思います。とはいえ、町民にとっては公共料金である水道料金の値上げについては家計に大きな影響があります。前定例会の総括質疑において、この経営戦略につい

ては、人件費分として水道会計からではなく一般会計から、補助金という形で700万円ほどを単年度ではなく3年をめぐり予算措置をするという答弁がございました。3年で約2,000万近くになるわけでありましてけれども、2,000万近くかけて料金改定をするわけでありましてけれども、まずこの3年間もかかる理由、3年で2,000万円もかかる理由と、具体的なスケジュールについてもお示しいただけたらと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 先ほどの関係で3年間の問題でございます。以前の水道計画の中では、施設整備から必要費用を算出して財政計画を立てておりました。今回は、ただ、議員が言われるように、国のほうの厚生労働省、総務省なんかが出されております方針に沿ってアセットマネジメントを実施した上で、今後、水道ビジョン、経営となるようにしたものでございます。そういうことで、これによってより具体的な更新需要や費用について明らかになりまして、今年度策定する水道ビジョン、経営戦略に反映できるものと思っております。

それから、料金の関係でございますが、水道事業から町への補助金ですとかいろいろありますが、水道料金の改定に向けてのスケジュールの関係でございますが、現在、水道ビジョンの作成中でありまして、現状ではスケジュールは決まっておられません。今後の更新計画や消費者の動向など、社会情勢に配慮しながら検討したいと思っております。

ただ、水道事業そのものも大変経営が苦しいという中で、今年度、補正予算に対応していただきましたけれども、新たな事業を策定するという中で、町からの補助金について経営戦略策定費用の交付税措置の対象分と合わせまして、公営企業の経営戦略の策定や料金改定の検討、あるいは設備の更新工事などの公営企業の運営上の補助金として、新たに町のほうから水道事業のほうの会計に補助金として支出してございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君。

○2番（上村和正君） ありがとうございます。

社会情勢等を考慮した上でスケジュールと料金改定をするという形で、具体的なスケジュールについては回答が出なかったわけでありましてけれども、3年間のうちに料金改定があるという認識ではおります。

また、水道会計につきましては、先ほど行政報告でもありましたけれども、1市4町における財務会計システムの共同化によるコスト削減を図るための協定が締結されたということもございます。今後はしっかりとした計画を立てまして、更新のための財源確保である料金

改定について町民に理解していただけるような公共料金であってほしいと願います。

続きまして、次の質問へ移りたいと思います。

続きまして、インフラ施設の維持管理費についてお伺いいたします。

こちらにつきましては、前回の6月定例会における地区要望についての一般質問に対しまして、「道路や橋といったインフラ施設や公共建築物などの維持に大変多くの費用がかかります。現状でも、今後を推計しますと、やはり年間1億円ぐらい不足してくると言われております」という回答があった件でございますけれども、不足する1億円についての内容、詳細についてご説明をお願いいたします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 6月議会で、公共建築物などの維持にこれから毎年1億円ぐらい不足するという答弁をした根拠についてお答えいたします。

町では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定しており、今後30年間の公共建築物とインフラ資産の更新費用を試算しております。それによりますと、学校や公共建物の修繕、建てかえ費用の試算が30年間で約111.7億円、年平均で3.74億円と試算されております。また、道路、橋などのインフラ資産では、今後30年間の更新費用が約70億円と試算されております。これらの経費について、過去10年間の建設維持補修費実績などから可能な財源を試算すると、公共建築物で約79.4億円、インフラ資産で約73.6億円の財源が見込まれます。

そういう中で、特に公共建築物が費用の試算111.7億円から可能財源の79.4億円を引くと、約32.3億円不足することになります。そういうことで、30年間で割ると、平均で年に約1.07億円不足するという結果を受けて答弁をした次第でございます。インフラ資産についてはほぼ同額ですが、今までの財源が確保されれば、計算上は維持できることになります。ただ、これらの計算の中には水道や温泉施設、あるいは一部事務組合などの維持更新経費は含まれておりませんので、実際はもっと多くの費用がかかるものと予想されます。

このようなことから、現在ある施設については適切な維持管理を進めていくとともに、町民のニーズに対応していない施設については取り壊しを行い、施設の最適化を進めて、新規建設による機能の追加や転換、あるいは再編、整理、統合に柔軟に対応する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君。

○2番（上村和正君） ありがとうございます。

今後、インフラ資産に対する年間1.07億円ということで、32億円が今後30年間ぐらい必要となってくるということを、この試算を算出した時期が平成29年3月でよろしいですか。平成29年3月って、まだ岸町長の前の話ですが、わかりました。そのころから、インフラ資産にこれだけの金がかかるということはわかっていたということでもありますね。

続きまして、関連しまして、インフラ施設の管理についても、岸町長になってから公表された事実であります。隠すことなく町の内容を表に出して、みんなで考え、我慢できることは我慢して、我慢できないことについては積極的に対処していく方法を模索すべきと考えます。国・県の補助金や交付税措置などがある事業もあるかと思いますが、いずれにしましても町の負担もごさいます。町が自由になるお金がないことには補助金も使えません。不足する1億円ものインフラ施設の維持管理費の支出が、今後、この町の財政にどのような影響を及ぼし、福祉、教育、行政サービスなどの町民に与える影響についてございましたら、町の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 特に水道施設の関係なんか先ほどございましたけれども、現在、水道ビジョン等を作成しております。確かに施設によっては、特に水道の場合は管路が40年と今、言われておりますが、実際はそれぞれ場所によったり内容によっては40年以上大丈夫だという話もあるので、より具体的に計画を立てて、どの順から進めていくのか、計画的なそういうものやっつけていかないと、なかなか更新事業というのは進まないと思います。

確かに財源には限りがあります。その中で、これから公共建物等の更新の需要、あるいは道路、橋等のインフラの需要、それぞれ課題は多くありますけれども、それを一つずつ、やっぱり財源を考えながら必要なものは残す、それから、必要でないものはどんどん整理していくといったようなことをやっつけていかないと、これから先が立ち行かないのかなと、そんな厳しい現実も自分としては受けとめております。これから、順次やっぱり必要なもの考えながら、手順を追って、計画の中で進めていきたいなど、そういうように思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君。

○2番（上村和正君） 必要なものを絞って今後やっていくということで、ぜひ、町の財政を考えながら進めていただきたいと思います。

続きまして、南中学校跡地についてお伺いいたします。

現在、南中学校跡地、大きな穴があいている状態ですけれども、8月8日、静岡新

聞に、南中学校跡地、縦貫道の残土を活用して埋め戻すことで国交省に残土受け入れを要望しているという記事がございました。こちらにつきまして、現在の要望、その他、今後のスケジュールについてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 南中跡地の問題でございます。

今、議員がおっしゃったように、新聞等に最近報道があったわけです。実は、子ども議会の中でこの問題が質問を受けました。その中で、私の答弁の内容が新聞に出たものだと思っております。

今後のスケジュール等の関係でございますけれども、旧南中跡地の複合施設の建設予定地だった用地については、現状、議員がおっしゃるような、遺跡の調査の掘削した残土を持ち出して穴のあいた状況でございます。埋めるとなりますと、土の購入ですとか、あるいは搬入等の費用がかかるため、何とか余りお金をかけないで埋め戻しができないものかと検討をしておりました。

7月の初めに国交省の沼津工事河川事務所長と打ち合わせをする機会がありましたので、伊豆縦貫道の廃土を埋め戻しに活用できないものかと直接、所長にお願いをし、現地も見てもらいました。その後、職員が調査を行いまして、先日、埋め戻しに協力していただけるという連絡をいただきました。現在、今後の対応についても打ち合わせ中でございますが、数カ月のうちには搬入作業が行われるものと考えております。近隣の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

土量は想定でございますが、約2,000立米ぐらいと予想しておりまして、期間や作業の持ち分等についても現在調整中ではありますが、余り費用もかけずに作業が進むものと考えております。

なお、埋め立て後の計画についてはいろいろな意見も聞いておりますので、当面は従来のような駐車場として使いながら、今後ワークショップ等で意見を聞きながら、今後の活用については検討をしたいと思っておりますので、今のところ計画スケジュールは決めておりません。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君。

○2番（上村和正君） ありがとうございます。

数カ月のうちに埋め戻すということで、駐車場が復活できるのかなという思いもございま

す。今後、ワークショップ等で跡地利用については再検討していくという形になるかと思
います。早い段階で具体的な再検討する具体案を示していただきまして、いろいろ形を早期
につくっていただきたいと思います。同僚議員から、その後、ワークショップの中でいろい
ろ答えが出てくるんだろうとは思いますが、できれば雇用を生むような事業であって
くれればと思っております。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、河川氾濫についてお伺いたします。同僚議員と質問内容が幾つか同じにな
りますけれども、お許しいただきたいと思えます。

近年、記録的な大雨や想定外の集中豪雨が頻発する状況にあり、国内でも各地で被災を受
けております。こうした中で、当町における支流を含む河津川の現状と課題、問題点につい
てご説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 河川氾濫についての現状と問題点でございます。

河川氾濫に対する対策については、今まで町内における豪雨災害等で中小の河川も含めて
ある程度整備されて以来、大きな災害には見舞われておりませんが、このところの異常気
象と思われる豪雨災害も起きていることから、万が一のときの備えは必要であると考えてお
ります。とにかく、早目早目の避難が大事でありますので、情報に注意をしてもらい、「自
分の命は自分で守る」を原則に行動を普段から考えてほしいと思っております。町も、国や
県からの情報をもとに、先ほども申しましたが、避難準備情報や避難勧告、あるいは避難指
示等の情報をマニュアルに従い、状況分析をしながら対処したいと思っております。

河津川につきましては、静岡県の管理となっております。下田土木事務所に現状と課題につ
いて確認をしましたところ、現在、河川整備計画を作成中とのことでした。内容は、流下能
力の低い箇所などを改修するもので、計画策定後、20年間以内に整備を行うと聞いておりま
す。また、通常の河川維持管理については河川パトロール等を実施し、堆積土砂等の浚渫を
行っているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君。

○2番（上村和正君） ありがとうございます。

下田土木事務所のほうで整備計画、そのまま改修、20年以内に直していくというお話なん
だろうと思えます。

その中で、シミュレーションについて、次、お伺いしたいと思うんですけれども、仮に集中豪雨によって河津川の堤防が決壊した場合のシミュレーションについては、先ほどから出ています防災マップというのに、こちらに記載されております。こちらには河津川流域の土地が広範囲にわたって0.5メートルから5メートル未満での浸水の想定がなされております。文中には、「浸水想定区域図は複数の箇所で堤防が壊れたり、水があふれたときの氾濫区域を重ね合わせたものであり、想定される最大範囲の水深を示しております。実際は、それらのうちの限られた箇所で堤防が壊れて、その箇所から浸水区域が広がっていきます」というふうに書いてあるんですけれども、決壊する場所と浸水区域の状況の詳細が載っていないという今、現状でございます。

そこで、今後の対応、対策につきまして、町の見解をお伺いしたいのですけれども、先ほど県のほうで改修箇所というところが、やっぱり弱い箇所というところがあるんだろうと思います。そういったものは多分、20年後に完成するのであれば、今年度中には新しい防災マップがつくられるんだろうと思うんですけれども、そういう中にそういう箇所を落とし込んでいって、実際壊れる、氾濫する可能性があるようなものをもっと具体的に、詳細に示した防災マップにしていきたいと思うんですけれども、こちらにつきまして、町の見解をお伺いいたします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまのシミュレーションの関係でございます。

県のほうでどの程度の箇所といいますか、公表するかちょっとわかりませんが、現状としては30年に一度の想定雨量で作成しております。特に、今後は下田土木事務所では1,000年に一度の想定雨量で見直し作業を進めておると聞いております。聞きますと、今年度中に公表を予定すると聞いておりますが、ただどこまでの詳細の部分が出るかということはまだはっきりしませんので、私のほうとしては、今の状況では、今後、公表予定と聞いておると、そういうことでお答えしたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君。

○2番（上村和正君） 公表予定をしているということで、今年度中には新しいものができてしまうという、やっぱりそういう情報が防災マップに盛り込まれないのかなと思うんですけれども、ちょっと待ってでもそういう情報は入れたほうがいいのかという気がします。今できることは、自分の居住地をよく知って、よく通る道だとか、よく行く場所について情

報をしっかりと身につけ、関心を持って防げる、防ぐしか今のところはないのかなと思っております。

さて、この情報についてでありますけれども、先ほどからいろいろ情報がございましてけれども、避難勧告などいろいろな情報がございまして。町が町民に出す情報の一つとして、特に要配慮者施設、これは老人ホームとか学校、病院など災害弱者に向けた情報提供でありますけれども、先ほども伝達やタイミングについていろいろご答弁ありましたけれども、先月8月7日ですか、静岡新聞にもトップ記事に、「西日本豪雨受け、水防意識の再構築へ県が本腰」ということで、県も本腰になってきたという話が載っておりました。住民避難検討会を新設して、市町に伝達体制の確認を促すという見出しでありました。

その記事の中に、県が行った調査では、約4割から5割の市町が要配慮者施設に向けた情報伝達の方法やタイミングを事前に決めていなかったということがわかりまして、体制づくりの必要性が浮き彫りになったという記事がございました。当町における要配慮者施設に向けた伝達方法、タイミングについて、事前に決まっているのかどうか。また、決まっているようでしたら、その内容について教えていただきたいと思えます。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの要配慮者利用施設についての情報伝達方法でございます。

その前に、先ほど、前の質問で、土木事務所に1,000年に一度と想定してと言いましたが、100年に一度の間違いでした。訂正をさせていただきます。

それでは、要配慮者利用施設への情報伝達方法などについて答弁いたします。

河津町には防災計画がございまして。その中で、介護施設等の要配慮者利用施設に対する情報伝達体制の方法については、特に計画では設けてございませんでした。ただ、個々の福祉施設では、それぞれの災害に対する防災計画を持っていると思えますので、今後、計画等を確認した上で、先ほど議員がおっしゃいました、県と行う予定であります検討会の動向を見ながら計画に盛り込みたいと、そういうふうに思っております。

なお、現在の防災計画の中にあります要配慮者に対する対策について、主なものを3つほど紹介させていただきます。

1つは、防災計画の住民の避難誘導體制の項目で、誘導體制の整備についてでございます。平常時より各種団体や近隣の協力を得ながら、情報伝達体制の整備、要配慮者に対する情報の配布や避難誘導體制に努めると、そういう記述がございまして。

2つ目に要配慮者支援体制の整備、要配慮者の把握の項目で、災害発生時に適切な対応に

役立てるため町が把握している要配慮者情報を積極的に活用、台帳等の整備等を行い、状況把握に努めるという記述でございます。

3つ目でございます。避難救出計画の福祉避難所、2次的避難所の項では、要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設等を福祉避難所として確保するように努める。また、福祉避難所に避難した人たちの支援に当たる人材確保に努めると、そういう記述がございます。

この3つのうち、2つ目の要配慮者の対象者把握については台帳等も整備されておりまして、関係者との情報共有を図って対応しております。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 要配慮者利用施設への情報伝達関連につきまして、ご答弁させていただきます。

要配慮者とは、災害対策基本法、こちらにおきまして、高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者と定義がされております。当町におけます要配慮者利用施設といたしましては、高齢者いきいきセンターや民間の老人福祉施設、それと病院、また幼稚園、小・中学校等の学校施設がこれに該当し、保育園や南小学校体育館におけます放課後児童クラブも対象となっております。

現在、要配慮者利用施設に向けた情報伝達につきましては、通常と同報無線、防災メールに加えまして、電話によりまして、関係機関を通じ伝達をしておりますが、その方法につきましては、先ほどの町長の答弁のとおり、現段階では特に明確な規定はございません。気象警報が発令され、今後の気象情報の変化や現場の状況等を総合的に考慮し、タイミングを図って情報発信をしているところでございます。

要配慮者利用施設の整備、要配慮者の把握につきましては、要配慮者情報といたしまして、個々の避難計画台帳が現在整備されております。避難に関する情報、例えば避難経路の避難に関します経路図等が記載されております。対象者の把握につきましては、民生委員、児童委員によります協議会が設立されておまして、年2回、見直しを行っているところでございます。平成30年4月1日現在の対象者数につきましては243名となっております。関係地区長、民生委員、町と情報共有を図って、現在、進めております。

今後につきましては、県が新設いたします住民避難検討会の動向に注視いたしまして、関連施設等の調整を図りながら、避難体制の整備充実に対応をしていきたいと考えているとこ

ろでございます。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君。

○2番（上村和正君） ありがとうございます。

いろいろ対応していただきまして、なかなか民生委員さんとかしか出せないような、見ることができないような重要な情報の管理も非常に重要かと思えます。ぜひ、要配慮者に向けた情報伝達、そして県が本腰になっているこの時期にこそ、どんどん進めていただきたいと思えます。

続きまして、ヘリポートについてお伺いいたします。

現在、利用している笹原の区画整理地内においてヘリポートが今、使われているんですけども、現状あの場所が民地でありまして、周辺の土地が売買されますと、宅地化されると利用ができなくなります。現在の状況と今後の課題、こちらの問題点についても、町のほうからご説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ヘリポートについて現況と問題点でございます。

議員がおっしゃるように、現在、ドクターヘリ等につきましては笹原区画整理地内にあります住宅地の中ではありますけれども、借地で借りております。今後も使用できるかどうか大変懸念される面もありますので、他の候補地も検討しなければならないと考えております。実際のところ、幾つか候補地について検討しましたが、今のところ結論に至っておりません。もう少し具体的に候補地について検討を進めたいと考えております。

詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） ドクターヘリの関係について説明をさせていただきます。

ドクターヘリのヘリポートでございますが、先ほどから言っています笹原区画整理地内がドクターヘリのヘリポートという形で行っておりますが、そのほかに2カ所ほど仮設というか臨時のヘリポートとして、しております。1カ所が浜の字赤川津山、菖蒲沢のほうでございますが、そちらのほう。それから、河津バガテル公園の駐車場、こちらのほうにもヘリポートとして活用をしているものでございます。ドクターヘリのヘリポートにつきましては、35メートル四方の土地、それで周りに高い建物や障害物がなく、また山の山頂との距離、角度等により設置できるか判断されるものでございます。

町では、町有地を初め民有地でドクターヘリのヘリポートとして活用できる場所がないか、消防署、またヘリの運航会社等と調査、協議を行っておりますが、適地の選定には至っておりません。ドクターヘリの要請から到着まで、ヘリポートへの患者の搬送時間等を考慮し、ヘリポートを今後、選定していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君。

○2番（上村和正君） ほかの候補地についてもいろいろ調べていただいているということがあります。結局、最終的に選定に至っていない状況ということなんですけれども、結局、笹原の区画整理地内が借地である以上、いつ使えなくなるかわからない状況でありますので、菖蒲沢の先とバガテル公園と2カ所、今、あるようでございますけれども、そのほかについての町の考え、今、選定に至っていないということで、選定に至っていない主な理由、候補地はあるんだろうけれども選定できないというか、35メートル四方の場所がとれないのか、その辺について、もう少しご説明いただけますでしょうか。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 何か所か候補地としていろいろ検討しましたがけれども、土地があっても、近くに高圧線が通っているとか、いろんな条件があって、新たな埋め立ての土地なんかも候補地で上がったことがあります。なかなか埋め立て等の場所でも近くにやっぱり電線とかそういうものがあったりして、広さだけの問題じゃないということがあったものですから、断念した経緯もあります。

今後は、いろいろ町内調べて、新たな候補地についても検討したいと思っております。私が知っている限りでは、そういう電線の関係、高圧線の関係で見てもらったら、土地としてはあったんだけどもうまくいかなかったという例がございます。

あとは担当課長から詳しく説明いたします。

○議長（宮崎啓次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） ヘリポートでございますが、先ほど説明しましたとおり、35メートル四方の土地が必要だということ。それから、先ほど言ったとおり、高い建物、それから障害物、さっき言った山とかいったものということ、山の山頂との距離とか角度といったものということがございますが、例えば1方向ですと、ヘリの参入というのができないそうでございます。最低3方向からのヘリが止まれるというようなことが必要となりますので、例えば1方向だけはクリアできるけれども、ほかのところでちょっとクリアできないとかい

ったことで、最終的にヘリポートが現在、選定されていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君。

○2番（上村和正君） わかりました。

ということは、笹原が使えなくなった場合に菖蒲沢の残土、ここが今後、メインのヘリポートになっていくという考えなのか、お伺いいたします。

あともう1点、一緒にお伺いいたしますけれども、災害時におけるヘリポートの対応についてお伺いいたします。

災害時は広域避難場所、これは小・中学校の校庭なんでしょうけれども、自衛隊の大型ヘリコプターの発着には問題ないと思われまますけれども、被災によって孤立が想定される地区があるかと思えます。こういう場所へのヘリポートの指定みたいな設定について、町の考えをお伺いいたします。2点お願いいたします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ヘリポートの問題につきましては、先ほど言ったように、菖蒲沢のほうに1カ所、綱干場のところだと思います。それは今、桜まつりの期間でもその場所を使っております。もう一つは、バガテルの駐車場、特に大型のほうの駐車場等が、特に駐車がなければ使えるのかなど、そういうことを思っております。

ただ、どちらにしても、まだ、菖蒲沢にしても財産区の土地であったり、バガテルとしてもずっと使えるという状況、はっきりしませんので、今後、事情によっては使えなくなる可能性もあるものですから、ヘリポート自体の独立したものがやっぱりどうしても必要になってくるのかなど。そういう意味で、今後また新たな検討すべき課題だと思っております。

それから、災害時の関係でございます。これは、町政懇談会でも地区を回っていると、いろいろな地区で出てきます。特に、上河津地区ですとか、中に入ってしまう、道路が寸断するとなかなか援助の手が届かないというようなところについては、どうしてもヘリコプターの部分が必要になってくるようなことも考えられます。そういう意味で、災害対応についてはそれぞれ臨時のヘリポートを確保する必要があるのかなど、そんなことも大事であると思っております。今後、応急的な臨時ヘリポートの調査も大事であると思われまます。

詳しくは担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 災害時のヘリコプターの件についてご答弁させていただきます。

災害時に孤立が予想されます地域の臨時のヘリポートといたしまして、現在、上地区には中型ヘリ 1カ所と上空待機によります物資、人員等の上げおろしに対応するヘリポート 2カ所の計 3カ所、下地区には小型ヘリ、大型ヘリ各 1カ所の計 2カ所で町内 5カ所の候補地が選定してございます。

ヘリコプターの離着陸帯につきましては航空法で定められております。平時におきましては小型ヘリ、これは先ほど健康福祉課長のほうからお話がありましたが、35メートル四方、中型ヘリに関しましては50メートル四方、大型ヘリにおきましては100メートル四方が必要とされております。さらに、条件といたしまして、離陸方向並びに着陸方向には一定の勾配を超える障害物の有無や鉄道や高架線やビル、そのような建物があっても、この条件は満たさないとされております。

しかしながら、過去に自衛隊によるヘリコプターを使用した救助訓練が見高地区で実施されております。この際は見高港の防波堤を使用いたしまして、離着陸による救助訓練が実施された経過がございます。大規模災害や有事の際に関しましては、孤立集落等に関しての救助ヘリコプターの離着陸に関しましては、地域の実情に応じた救護・救助活動への対応が可能と考えております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君。

○2番（上村和正君） どうもありがとうございました。

今後、町として、ぜひ独立したヘリポート、自主的なヘリポートをぜひ早急に設置していただきたいと思います。

質問はちょっと終わってしまったんですけども、上地区 3カ所の計 5カ所の場所だけお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 梨本地区 1カ所、小鍋地区 1カ所、大鍋地区が 1カ所となっております。下地区につきましては、先ほど話がありましたように菖蒲沢とバガテル公園ということになっております。計 5カ所になります。

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君。

○2番（上村和正君） どうもありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君の一般質問は終わりました。

一般質問の通告のありました6番、土屋貴君の一般質問はあす5日に行います。

◎散会の宣告

○議長（宮崎啓次君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

あすは定刻再開します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

9 月 5 日（水曜日）

平成30年河津町議会第3回定例会会議録

議事日程(第2号)

平成30年9月5日(水曜日)午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第2号 平成29年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について
- 日程第3 報告第3号 平成29年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第6 同意第4号 教育委員会委員の任命について
- 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(河津町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について)
- 日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度河津町一般会計補正予算(第2号))
- 日程第9 議案第33号 河津町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第34号 河津町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第35号 河津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第36号 平成30年度河津町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第37号 平成30年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第38号 平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第39号 平成30年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第40号 平成29年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第41号 平成29年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第42号 平成29年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議案第43号 平成29年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第44号 平成29年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第45号 平成29年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第46号 平成29年度河津町水道事業会計決算認定について

議案第47号 平成29年度河津町温泉事業会計決算認定について

出席議員（10名）

1番	遠藤嘉規君	2番	上村和正君
3番	塩田正治君	4番	仲里司君
5番	小林和子君	6番	土屋貴君
7番	渡邊弘君	8番	稲葉静君
9番	宮崎啓次君	10番	山田勇君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	土屋晴弥君
教育長	鈴木基君	総務課長	野口浩明君
企画調整課長	後藤幹樹君	町民生活課長	飯田吉光君
健康福祉課長	川尻一仁君	産業振興課長	鳥澤俊光君
建設課長	村串信二君	水道温泉課長	中村邦彦君
教育委員会 事務局長	渡辺音哉君	会計管理者 兼会計室長	土屋亨君

事務局職員出席者

事務局長 木村吉弘 書記 鈴木英光

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（宮崎啓次君） おはようございます。ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎啓次君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ごらん願います。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告いたします。

◎一般質問

○議長（宮崎啓次君） 日程第1、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか答弁を求めるかは質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

6番、土屋貴君。

◇ 土 屋 貴 君

○議長（宮崎啓次君） 6番、土屋貴君の一般質問を許します。

6番、土屋貴君。

〔6番 土屋 貴君登壇〕

○6番（土屋 貴君） 改めまして、おはようございます。

大変心配しました台風21号、大きな雷や風が河津町にも発生して、多少家屋にも被害が出たようですけれども、そんなに大きな被害でなかったということで、まずは安心をしておりますし、被害に遭われた皆さん方につきましては、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

9月の議会に際しまして質問を通告いたしましたところ、議長よりお許しをいただきましたので、通告した内容に沿ってお尋ねをしたいと思います。

質問に際し、町長及び関係課長の答弁を求めます。なお、質問に対しましては、一問一答方式にてお願いをしたいと思います。

今回の私の質問は、水道事業アセットマネジメントについて、河津町まち・ひと・しごと創生戦略の基本項目1と2についてのこの3問でございます。

最初の質問につきましては、水道事業アセットマネジメント計画についてであります。

この内容につきましては、先に私ども議員に対しての説明会もございました。また、広報かわづにもその内容が一部ずつ紹介をされてきているというふうに理解をしております。しかしながら、町民の理解を得るには周知徹底を図ることが大事であると、そのように考えまして、今回改めて概要や方向性についてのお伺いをさせていただきたいと思います。

また、昨日も同僚議員から同じような質問もありました。重複する部分も多々あるかと思えますけれども、町民に対して理解をしてもらうためだということとご理解をいただいて、再度お答えをいただければというふうに思います。

今年3月に完成した水道事業アセットマネジメント計画については、どんなような内容になっているのか。いわゆるこのアセットマネジメントというのは、水道事業にかかわる資産、設備、いわゆるアセットの部分について全てを精査をしたというふうに理解をしております。それらのものについては、更新しなきゃいけないもの、新しく設備をしなきゃいけないものという部分での新設、修繕、そこらのところが盛り込まれているというふうに理解をしております。

また一方で、国においては水道法の改正というような動きがあることも承知しております。

まずは、その概要等につきましてのご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 土屋議員の質問にお答えします。

計画の概要についてでございます。水道アセットマネジメントにつきましては、昨年6月に発注をしまして、議員のおっしゃることしの3月に完成をしております。厚生労働省のアセットマネジメントツールを用いて、水道事業の中長期の更新需要及び収支の見直し等の計画を策定したものでございます。

先ほど議員がおっしゃったように、国のほうにおいても水道法の見直しが行われておりまして、法改正の趣旨は、人口減少や水道施設の老朽化などの課題に対応するための基盤強化を図る目的で行われるものでございます。具体的には、都道府県が広域化の推進役として積極的に関与できる施策ですとか、コンセッション方式とって、いわゆる水道施設の所有権を地方公共団体が所有をしたまま、運営権を民間事業者に付与できる仕組みを導入するものなどでございます。

しかし、経営基盤化を図る目的で改正が行われているわけですが、水道事業は直接住民の命にかかわる水の問題でありまして、安定した供給が求められております。今後、水道事業のあり方等を含めまして、重要な課題になると思われま。

なお、計画の概要につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（宮崎啓次君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） それでは、質問のほうにお答えいたします。

河津町の水道事業につきましては、簡易水道の時代から現在に至るまで、管路や配水池など多くの施設や設備を整備してまいりました。水道水の安定供給につきまして、そのように努めてきました。

しかしながら、施設、設備も順次老朽化が進んでいく状況にありまして、更新時期を迎え、今後は多額の更新費用が必要かと思われております。一方で、財政面では、人口の減少などから水需要は減少傾向にありまして、給水収益も同様に減少してきております。このため、水道事業を維持していく上で、中長期的、今回は40年という期間で更新需要を把握し、着実に更新を実施するための試算を行ったものが、今回のアセットマネジメントということになります。

先ほど町長のほうでも答弁にありましたように、国におきましても、人口減少社会や水道施設の老朽化などの課題に対応し、水道事業の基盤強化を図るための水道法の一部改正を審

議されているところです。

また、公営企業の経営改革につきまして、総務省のほうからは、経営戦略の策定を経営改革の取り組みとして推進されております。そのため、10年以上の基本計画である経営戦略を策定することが、今、各事業体ごとに求められております。河津町の水道事業につきまして、今年度中に新しい水道ビジョンとともに経営戦略を策定し、今後の更新需要への計画を考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 6番、土屋貴君。

○6番（土屋 貴君） 今、お答えをいただきましたですけれども、これは国の方針等の中の動き、あるいは町としての動き、そういうふうに理解をしております。

水道温泉課長の答弁によりますと、国のほうでは10年以上の期間にわたる経営戦略、これをつくりなさいと。ということは、恐らくこの中で投資資本を含めて、収支の計画も策定することが望ましいというふうに私は理解をいたしました。

また、これをやるためには、今ある資産を40年間にわたって、長い期間の中で見ていくということになりますと、投資する自体の管にしても、建物にしても、あるいはポンプにしても、それぞれ更新期間、耐用年数というのはあるかと思しますので、そういうことがあるのかなというふうに、物を含めての計画が40年の中で今回見直しをされたというふうにも理解をしております。

そうしますと、一旦投資をした部分のものが更新期限が来て、再投資をしなきゃいけないよと、そういう課題も出てくるというふうになるかと思えます。そうしますと、単純に40年間のものを見て行って、10年ごとに経営戦略をつくる。これは大変難しいことだろうというふうに思います。物によっては一旦投資をして、償却期限が来ても、もう少しうまく利用すると使えるんじゃないかと、そういうことも考えられます。あるいは更新期限が来ていても、聞くところによりますと、水道管が入っている土壌の質によっても腐敗度が変わってくると。こういうふうにして、償却期限までもたないというようなことも聞いております。そこらを見据えた中で、新たな設備投資計画や、あるいは更新基準に基づいたような再投資計画をつくるというのは、相当複雑で、きめの細かいものにならざるを得ないというふうに理解をしております。

そういうような中で、現在においても、日々、広報とかいろんな形で連絡がございますけれども、緊急工事、これも発生してきていると。これもやむを得ない部分だろうというふう

に思います。水道管の破裂など、そういう緊急工事が日々発生してくるという中におきますと、まだ、工事に入っていないわけですから、そういう費用、緊急工事費用が常時かかってくる。これもプラス要因として考慮していかなきゃいけないということだろうというふうに思います。そういう意味で、今後の、考えられる時点での投資計画と、あるいはそれらに係る費用関係、特に費用関係について相当大きくなろうというふうに理解をいたしますので、費用関係についての概要が出ているようであれば、それらについてのお答えをいただければと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいま土屋議員の現行の費用状況と、今後予想される費用についてお答えいたします。

今、水道ビジョンをつくっておりますので、現段階での現行の費用状況と今後の予想される費用についてお答えしたいと思います。

耐用年数に基づいた更新費用などの試算と、人口減少による給水戸数の見込みなどを試算すると、今後相当なやっばり費用がかかると想定をされます。

現段階での見込みにつきましては、担当課長より答弁をさせます。

○議長（宮崎啓次君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） それでは、今回のアセットマネジメントの結果の中の費用につきまして答弁いたします。

今回のアセットマネジメントの結果からは、管路や施設、設備、全て合わせた更新需要の全体といたしましては、40年間ですけれども、総合計が77億円、40年間の更新需要で、年当たりいたしますと、年間平均しますと1億9,000万円程度になります。更新につきましては、実際は毎年1億9,000万円を平均して行うわけではありませんので、今井浜配水池のような大きい1,000トンの更新があったり、小さいものもあります。一概に年幾らとはいかないのですけれども、年当たりの目安としては1億9,000万円ということをおっしゃっていただければと思います。

こうした更新需要を新しい水道ビジョンでどのように更新していくかということになります。実際、議員の言われたように、すぐにだめになるものではなく、実際の実用年数もありますので、優先順位や実情においてそういったものを考えていくようになります。

また、昨日町長の答弁にもありましたように、今回のアセットマネジメントの結果からは、もう耐用年数を超えているものも、また、間近に迫っているものも多くあるということがわ

かりました。アセットマネジメントにおける更新需要はあくまでも40年という試算でありまして、現状の更新につきましては実際は変わってくるわけですが、その中では一番の問題としまして、ご指摘がありましたように、財源の確保という問題や、更新をどのように実際行っていくかということが、水道事業として経営上の大きな問題と認識しております。

また、今回の結果を資料といたしまして、今後の更新事業の実施に当たりましては、費用の平準化や、ダウンサイジング等によります機器の効率化、また、そういったことをどのように人事派遣もするか、人材を適用するかなども考えた上で、費用を抑えた計画を立て、その財源確保といたしましては、現在据え置かれております水道料の改定を主とした収支バランスを考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 6番、土屋貴君。

○6番（土屋 貴君） 今のお話によりますと、一応40年間の計画の中でいろいろ見直しをしたよと。そういう中で、総額約77億円の費用がかかりますと。単純割りしても2億円弱。この辺の数字が出てくる。大変大きな数字だろうというふうに思います。

これらについて、これからどうしていくのかという部分が、今、今年度検討されている水道事業のビジョンをどうつくるかという中に盛り込まれてくるのかなというふうに思います。これを年度別にそれぞれやるという部分が出てくるだろうというふうに思います。そういう中では、今、課長の答弁にありましたように、大きな設備投資のかかるものと、そうでない部分のところがあろうかと思えます。これらのハード部分というと、語弊があるかもしれませんが、そういうものに対する投資計画、あるいは工事の手法だとか、ちょっとした工夫をしていくことによつての費用圧縮、こういうことも考えられるのかなと。また、ある意味においては、料金徴収の方法だとか、水の量の管理ソフト、この辺をどういうようにつくっていくのか、ここのところにおいても費用の圧縮の一つのテーマがあるのかなというふうに私は思います。

こういうようなものをある程度町民の皆さんにお示しをしていくのが、このビジョンになってくるだろうというふうに理解をしますので、そこらをしていきませんと、なかなかこれからかかる費用の問題についてのご理解を得るのは大変困難な部分が予想されるというふうにも考えます。こういうことをやっていく場合に、過日新聞にも出ておりましたですが、町単独でやっていく場合と、場合によれば広域の部分で連携をしながらやっていったほうがコスト的には安くなりますよという部分なんかもあるかと思えます。

そういう意味では本当に幅広く、きめ細かくということが必要になってくるのかなというふうに考えておりますし、そこらをやっていくには大変になるんだろうなというふうに思いますけれども、最終的には、これはやっぱり本来の原則であります受益者負担、これを求めていくということが本来の原則であるというふうに私も理解をしておりますし、くどくなりますけれども、その受益者負担を求めるために、いかにこういう努力をした、そこらの部分を示していくことが必要ではないのかなというふうに考えております。それらの費用に対して、いずれにしても、受益者に求めざるを得ません。ここらの考え方の部分について、町当局のほうではどのようなお考えをしているか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの土屋議員の受益者負担の原則をどう考えるかということだと思います。

河津町には現在水源が10あります。今、広域化ということもご意見の中でも話されているわけですが、そういう中で広域化できるかどうか、その辺も含めて今後検討すべきことは多くあるのかなと思います。現在、施設についても、現状でできることは改修等も進めております。現在行っているのは、見高入谷の農免道路のところに配水池があるんですが、その位置を変えて、少し規模の大きなものにしたりもしております。

それから、今後少しでも費用を減らすために、新たな水源を求めて、効率よい運用をすることも大事なかなと、そんなことも思っております。

ただ、水道企業会計は、議員もおっしゃるように、原則は利用者の負担で賄うことが原則でございます。今後、水道事業を安定して維持するためには、当然更新あるいは機器や管路の更新もしなければなりません。そういう意味で、原則からいいますと、その費用を賄うためには水道料金で賄うため、そうするならば、当然値上げをしなければならないと、そういうことになるわけですが、先ほど言ったように、できるだけ努力をして、きめ細かいいろんな計画を立てて、効率よい運営をしていかなければならないと、そう思っております。

その水道料金でございますが、河津町の水道料金は、昭和58年以降30年間据え置かれております。計画にもよりますが、今後、将来の水道事業を維持するためには、当然水道料金の改定も検討すべき時期に来ているのかなと、そう思っております。しかし、公共性の高い水道料金事業でありますので、公営企業として河津町の水道事業がどのような状況にあるかなど、今後、公共事業におけるリスクコミュニケーションということからも、プラス要因の印象を伝えるだけではなくて、現実に財政的な問題も含めまして、人口減少や財政状況のリス

クも皆さんに情報としてしっかり伝えて、町民の皆さんに伝わるように工夫をして、理解を求めていかなければならないと思っております。

料金改正の手法としては、独立採算性という原則のもとに、負担の公平性や健全運営を確保した上で、適正な原価から算出されるものだと思っております。料金改定のスケジュールについては未定であります。アセットマネジメントの結果からも、水道事業が経営難にならぬよう時期を検討する必要があると認識しております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 6番、土屋貴君。

○6番（土屋 貴君） 今、町長の答弁の中において、それぞれの受益者の負担を求めるまでの覚悟みたいなふうに理解をいたしました。ぜひともそういう方向の中でやっていただきたいと思えますし、水道事業については、それこそ我々の生活に欠くことのできない必需品であると、このように理解をしております。ですから、緊急事態が発生したときに、担当の皆さん方は1分1秒でも早く復旧作業をしようということで、それこそ24時間体制の中でやられているのかなというふうに理解をしておりますし、そういうことがあるから、今年度新たに水道温泉課ということで一つの課を独立したのかなというふうにも私は理解しております。

その辺のところ、町長の決意というふうに理解をしておりますので、今後、今質問してありましたような内容だとか、あるいは水道ビジョンを今年度以降つくっていく、ここのものにつきましては、やはり町民を初めとして議会に対しても丁寧なる説明をしていくことによって、ああ、料金値上げというのはある程度はやむを得ないんだなど、そういうような理解が得られるような方向の中で進めていければなというふうに思っております。

未確定のことを発表する必要はありませんけれども、ある程度構想が固まった段階の中で、あるいは構想を決めていく過程の中で、我々や町民にその内容をお知らせしていただくようぜひともお願いをして、次の質問に入っていきたいなというふうに思っております。

2つ目の質問と3つ目の質問は重なりますけれども、河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお伺いをしたいというふうに考えております。

この課題につきましては、平成27年度から31年度、この5年間の中で目標を定めて、その実現に向けて町の各部署が目標管理指標に基づいて対応して、取り組むというふうに理解しております。しかも、この進捗状況につきましては、町民の代表によります方々によって、毎年その進捗状況や目標達成のためのプロセス管理をしていくというふうに思っております。

この3年間で既に達成した項目だとか、あるいは残されている項目だとか、いろいろあるのかと思いますけれども、残り2年の中で、特に重点項目としてこれは進めざるを得ないというような、いろんな色分けができていているというふうに思います。

その中で、特に基本目標1にあります町内における安定した雇用を創出するに関する事項についてお伺いをしたいと思います。この中には観光入り込み客を160万にしましょうとか、あるいは新規就業者を10人増やしましょうだとか、河津桜の管理育成に係る関係者を300人に増やしましょう等々のいろんな数値目標があるのかと思います。私どもが聞いております最初の資料においては、重要とされる項目、これが18項目あるというふうに理解をしております。これらの進捗状況はどうなっているのか、あるいは目標は達成していないけれども、目標に向けてこの3年間でどのように変わってきているか、そこらの点があればご回答をいただければと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの土屋議員のまち・ひと・しごと創生総合戦略の町内における安定した雇用を創出することについての質問に対してお答えします。

まず、雇用の創出については、産業の活性化が大事であります。特に河津町においては、主要な産業であります観光業を充実させることが大事であると思っております。当面はバガテル公園の再生ですとか、河津桜まつりの充実が私は大事であると考えております。特に観光業に限って言うなら、異業種を巻き込んだ協力体制の構築により、町じゅうによるおもてなしや、魅力づくりが求められていると私は思っております。

また、特に近年は外国人の観光客も大分増大しております。一部、町でも対応がされておりますが、さらに外国人に向けての対応策に取り組むことが大事であると考えております。特に、公共的な役割としては、多言語表記の看板ですとか、あるいはW i - F iなどの設備、民間では外国人に対するお客様への対応、あるいはニーズ調査、情報の提供などが特に大事であるのかなと、そういうように思っております。

お尋ねの評価指数の達成度につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（宮崎啓次君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 今、お尋ねになりました重要業績指標の達成度でございます。

河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略には、4つの基本目標を設定しています。そのうちご質問のありました町内における安定した雇用を創出することにつきまして、重要業績評価指標、K P Iの関係ですが、ことし3月の河津町総合戦略推進会議で、評価基準が

明瞭でない項目1項目を見直しまして、先ほど18項目ということでしたが、17項目として評価をしております。現実には達成している項目につきましては、そのうちの1項目でございます。しかし、達成には至らなくとも、河津桜の切り枝販売事業のように今年度末の試験出荷に向けて取り組んでいるもの、あと、もう少しということですが、そのあと一頑張りというところの項目が、あと10項目ほどございまして、目標の達成のために推進をしているというところでございます。

また、観光入り込み客数160万人の目標達成のために、インバウンドに対する指標として、年間を通して広域での外国人観光客数を10万人として、指標を設けていたところでございます。これにつきましては、なかなか評価が難しいということで、河津桜まつりを対象にこの指標を5万人と定めまして、業績管理を行いやすくしまして、現在取り組んでいるということでございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 6番、土屋貴君。

○6番（土屋 貴君） 今、課長のほうからそれぞれの重要業績評価目標の成果についてお伺いをいたしました。

一つ安心した部分がございます。私、18項目という形で言わせていただきましたけれども、今現在での項目については17項目に変更になったよと。これは役場の中においたり、あるいは業績評価委員の方々との協議の結果として出てきたというふうに理解をしております。立ててある目標に対して、目標管理であります重要なことでありますPDCA、Cの部分が、働いて、目標を見直しをして現実的に合わせたという意味では、そこらが定着し始めているのかなと。また、新しい動きがそれぞれの変化に合わせてやっているというふうな理解もいたしました。

ですけれども、ここの部分については、過去にも同僚議員からも質問もありました。あるいは、私もこの問題については、何回か質問をさせてもらったこともございます。そのときにも言わせていただきましたけれども、目標に向けてのプロセスの管理をいかにやっていくのかというところが、一番成功への秘訣であるよということになるのではないかなと思います。目標を達成したから終わりじゃなくて、目標を達成したその仕組みそのものを持続、継続、発展させていくよ、ここをつくるのが本来のこの目標であろうというふうに私は理解をしております。

町においても、それぞれ各事業年度においてはローリングを行って、それぞれ議論をして、

予算づけをしていくよと。物によっては長期的な視野に立った中で長期ローリングをして、それを進めていくよということでございます。

先ほど課長の中で、幾つか、もう少しで目標達成をするというようなお話もありましたですけれども、残されている期間については、あと2年をもう切りました。そういうような中で、この31年度末に何とかこれだけは達成していきたいというようなものが議論されているのであれば、そこらについての内容、もうちょっと詳しくご説明をいただければと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 31年度に向けての対応についてお答えします。

目標管理につきましては、委員会を開いて、その意見を聞きながらやっております。今年度は2回ぐらい、昨年から2回ぐらいやっていると申すけれども、担当部署と継続的に連携をとりながら、進めていきたいと思っております。

議員のおっしゃるように、この総合戦略については31年度、ただ、総合計画につきましては32年度が最終年でございます。そういうことで、新たな総合計画とともに、この計画も見直すことになるかと思っております。5年前と大分状況も変わっていることもありますので、新たな取り組みや方向性の修正も含めて、この総合戦略も含めて、考えながら総合計画の中に反映しておき、お互いの計画を充実したものにしていきたいなど、そんなふうに思っております。

担当課長より、後ほど内容については答弁させます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） プロセス管理におきましては、PDCAサイクルの手法により、施策、事業の効果を検証することにより、確実に目標を達成できるように進めております。

また、河津町総合戦略推進会議を年間の中では中間と年度末の2回開催をしまして、検証している場として、開催をしているところでございます。第三者の立場としてのご意見をいただき、反映させながら、この創生計画に推進をしているところです。

ことし8月の第1回会議では、目標達成に至らなくとも、どのように推進しているか、実行性を踏まえた内容評価検証も必要との意見から、その点についてもこれらに重点を置いてこれから進めていきます。

この、まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間は、先ほど町長のほうからも話があり

ましたが、平成31年度まで、あと残り1年半ということでございます。幅広く多くの目標を掲げている計画でございます。計画期間内に達成に及ばない事項も想定もされます。施策、事業はP D C Aサイクルによる検証、総合戦略推進会議に諮り、より今現在に合った施策、事業をブラッシュアップして推進しているということでございますから、計画期間内に達成をされなくても、そこで終了ではなく、事業、施策を継続していくことが重要であると考えているところでございます。

このようなことから、施策、事業を平成33年度からの次期総合計画、これに盛り込むことも検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 6番、土屋貴君。

○6番（土屋 貴君） 今、課長のほうからのお話をして、着々と進んでいるというふうな理解をしましたんですけれども、こういう中で私が一番大事なことは、例えば一つのものを決めました、切り花を今度育成してやっていきたいと思います。こういう部分については、大分町民の中でもそういう方向でいくんじゃないのかなという話が伝わって、協力できる部分については対応しようじゃないかというような声も私は聞きます。問題は、その数が、項目として上げてある、例えば外国人が10万人を5万にしたから、減らしたから悪いということじゃなくて、外国人が来るような仕組みをつくっていく、こういうことが大事だろうというふうに、こう思うんです。

もっと大事なことは、これを町がこういうふうに変わって、施策をやっているよということ、それぞれの――町民一人一人とまでは言いませんけれども、少なくとも、例えば商工会ですと会長さんも新しくなります。観光協会も新しくなります。そういう人たちの協力を得て、組織、組織で努力をして、チームワークでやっていく部分だろうと。町が全てをやるということになると、項目が多過ぎて、それこそ町の担当者は24時間寝ないでやっても、これ大変無理な話だろうというふうに思います。いかに協力者をつくっていくのか。ここが達成のための一つのポイントにもなるのかなと。ですので、これからいろいろ進めていく上で31年度、あるいはそれにとどまらない、これから先の計画をつくっていくときに、今までの町の動き方とちょっと違ったね、この声が出てくれば私は成功だと、このように理解しておりますので、そこらを含めてご検討いただければというふうに思います。

時間的にもなくなりますので、続いて、3つ目の質問に入らせていただければというふうに思います。

3つ目の質問の中においては、河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標2にあります河津への新しい人の流れをつくと、こういうことが大きな目標になっております。相対目標である人口の社会増減、これらについては、増やすことはできないけれども、減らすことを少しでも少なくしていこうと。そういうような中でつくられた部分だろうと思います。人口減少問題については、国全体でも大変困難な課題であるというふうにも理解しておりますし、また、一地方だけが突出してなかなかできにくいという側面もあろうかと思えます。こういう小さな町でやるわけですから、限られてくるだろうというふうに思います。

そういう中で、過去にも聞かせていただいたんですけれども、転入者、河津町へ転入してくる人たち、これらの人たちがどういう動機で河津町へ入ってきているのかなというこの中で、たしか町民生活課のほうについては、協力できる方はアンケートをとって、理由を確認するということを前町長の時代をお願いをしてやっていただいたというふうに記憶しております。そういうような部分も大いに参考になるのかなと。そういう分析をしていくことの一つ一つの分析をして、河津へ入ってきた人たち、その人たちが今いる人たちと協力して能力アップを図っていくということも重要ではないのかなというふうに思っています。そこらの部分については、また後の質問の中でお聞かせをいただくようにいたしますけれども、まずは重要業績目標の6項目、これがあるかと思えます。こういう状況についてのご回答をいただければというふうに思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの土屋議員の新しい流れをつくるためにということで、その質問について、同じくまち・ひと・しごと創生計画の中の部分の回答をしたいと思えます。

議員のおっしゃるように、新しい流れをつくることについては、これは大変大事なことでありまして、現在の河津町の人口減少と少子化によりまして、広域的な連携も叫ばれておりますけれども、社会保障ですとか防災、あるいは経済、コミュニティーなど、大変な大きな影を落としていると、そんな状況もあると思えます。町として何とか働く世代、子育て世代をふやすことが大事であると考えております。重要施策として、子育てしやすい、子供を産みやすい環境づくりによって、働く世代を増やすことを私は目指しております。

それから、現に住んでいる人を大事にすると同時に、議員がおっしゃるように、他地域からの移住者を増やすことも大事な施策であると思っております。少しでも多くの人々が河津に移り住んで暮らしてみたいと思うような、もう少し制度やシステム等も魅力的に変えていくことも必要ではないかと思っております。

詳細については、担当課長より答弁させます。

○議長（宮崎啓次君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、目標を基準年から42年後の平成72年、2060年になりますが、人口を約4,730人と見込んで計画をつくっております。これは施策効果により転出が抑制され、転入が増えるとともに、出生数も改善されると仮定したことから算出された人口でございます。

議員もご承知のように、国立社会保障・人口問題研究所が、平成27年国勢調査結果をもとに今年、集計しました河津町の人口は、今現在から今後何も人口対策の施策を行わなかった場合の将来人口は、さらに先ほどの数字より厳しい人口減少であるということが示されています。したがって、1人でも少ない人口減少対策のため、総合戦略の推進と継続した施策の取り組みにより効果を上げていくことが重要となっております。

この基本目標の2に上げられます6項目の設定目標の達成度ですが、4項目が達成しております。さらに目標値も引き上げて、増進を図っているところでございます。また、これらを推進する中で、移住体験等の支援としまして、町では移住を決断する前に、地域を知っていただくために短期間住んでいただく施設としまして、お試し移住体験ができる「なごみの里かわづ」を設けております。この施設を利用していただくことで、移住希望者のミスマッチを防ぎまして、河津町への円滑な移住を誘導しているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 6番、土屋貴君。

○6番（土屋 貴君） 大変ありがたいお答えをいただきました。

6項目の中で4項目は達成をしてくれているということでございますし、しかも、移住相談件数、このようなものについては数を増やしたと。河津町をまず知ってもらうところから始まるのかなというふうに思います。やはり新しい人の流れをつくるという項目で具体的に数値を上げて、これを達成していくということは大変難しいことだろうというふうに思っております。それこそ地域住民と協力していかないと、定着がしていかないのかなと。定着していく過程が一番やっぱり難しいのかなというふうに思っております。多くの人たちとの交流を通じて、協力者を増やしていくということから始まるのかなというふうに思います。実際に私どもの周りでも河津の人に農作業を教わって、ハウスを借りて、近々家も建つという方も笹原地内にはいらっしゃいます。そういうことにつながりが、やはり派手さはありませんですけども、一つ一つのつながりがプラスに転じていくことだろうと思います。

ので、担当する各部署の部分については、大変一般受けと言うとおかしいですけども、人気が出るような作業じゃなくて、むしろ地道な部分をこつこつと積み上げていくということが必要になっている部分ではないのかなというふうに思います。

そこらを理解した上で、もう少し伺いたいと思いますけれども、外の人たちと、あるいは中の人たちとのうまく人的交流がマッチングをしていくということにつながってくるのかなと思いますけれども、この新しい人の流れをつくるという項目の中に、あるいは新しいオフィス事業を展開していこうだとか、事業所を開設していこうだとか、多様な人材とのマッチングを行いましょよとか、こういう項目があるかと思います。ここらの部分について、今行われているような部分、あるいはこういう方向でやっていくよというような部分を、ここで少しアナウンスをしていただければと思います。と申しますのも、やはりそういうことは町でやっているんだよということを町民に理解をしてもらうことが、1人でも多くの協力者をつくっていくということにつながるのではないかなというふうに思いますけれども、そこらの点について具体的事例があれば、ご説明をいただければと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 土屋議員の質問の中で、新しいオフィスですとか事業所の誘致、あるいは多様な人材とマッチングについての質問についてお答えします。

定住するための施策として、空き家バンクというのも町でやっているわけですけども、その空き家バンクを利用して移住される方たちを対象に、もう一つ加えて、サテライトオフィスの機能を持たせ、そこで起業する方への補助金などの制度ですとか、あるいは宅地建物取引事業者が行う空き家バンク物件の仲介の手数料の一部を補助する制度ですとか、そんな形で今後、総合的といいますか、複合的といいますか、空き家バンクの充実とともに、受け入れ窓口を広げて、例えばサテライトオフィスにつなげていくとか、そんな仕組みを考えてみたらどうかと思っております。

それから、議員の言うように、町外の人に魅力を感じさせる広報活動ですとか、町民の中の協力者を増やしていくこともとっても大事なことであります。その中で、町民の方たちと接触する中で、町外の方が河津の魅力を感じてもらおうと。人と人との触れ合いといいますか、そういうのも大変大事であると思いますし、当然町全般のことを考えても、観光地ですので、当然人に対するおもてなしも含めて、そういうことはとっても大事だと思っております。

現状では、定住や移住については、委託事業として取り組んでおりますが、まだまだ検討の余地は多いかと思います。今後は今行っている事業などを見直して、拡大に向けて、例え

ばハード、ソフト、あらゆる面から取り組む必要があると思っております。

詳細は担当課長より答弁させます。

○議長（宮崎啓次君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） ご質問の中の多様な人材とのマッチングについてのご質問について答弁をさせていただきます。

例と今後の取り組み等についてでございます。

土屋議員のほうもご承知のように、長野県の白馬村と姉妹都市となりまして、ことしで36年となりました。スポーツ、学校間、物産の販売などを通しまして定期的に、また、盛んに交流が行われまして、生活圏の異なる両町村間で多様な価値観が共有されているということはお存じだと思います。

また、平成16年には防災協定を東京都の渋谷区と締結をしております。渋谷を舞台として考えた場合に、渋谷区くみんの広場への参加、青山学院との連携協定が縁で、毎年5月ですが、母の日のカーネーションイベントによる交流、あと、来年度は青山学院大学と連携事業を行う計画としまして、来年夏休みに、河津の子供たちを青山学院大学本学のキャンパスで特別の短期留学授業というものを行おうということで計画をしております。

また反対に、本町を舞台としましては、ことしで3回目となりますが、河津フラワートライアスロン大会を開催しているところですが、この競技につきましては、渋谷トライアスロン連盟の主管により、多くの選手の参加と運営協力をいただいているということでございます。こういうようなことを含めまして、新たな取り組みとして、来年度、渋谷区民の方が河津町で、河津の農業者と種まきから収穫までの農作業体験事業をということもちょっと計画をしているところでございます。こういうようなことで、渋谷区との関連を重点に置きまして、取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

また一方、別の事業になりますが、10月20日になりますが、地域おこし協力隊も加わりまして、町と町内宿泊事業者と共同で地域活性化事業、婚活イベントを河津バガテル公園と宿泊施設を舞台に開催することを今進めております。河津の人と河津の魅力を知っていただくことによりまして、定住促進に結びつけようということで開催をするものでございます。

今申し上げましたように、このようにさまざまな分野で取り組むことによりまして、多様な人材、多様な分野の方、そういう方とのマッチングを行うということで、このようなことを進めることによりまして、多様な人材とのマッチングというものが、少しずつ進んでいくというふうと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 6番、土屋貴君。

○6番（土屋 貴君） 大変いい話を聞かせていただきました。

白馬との交流については、私なんかも過去にも行かせていただいて、あるいは向こうの方々もそうでしたけれども、河津にいる方々も「もう親子のつき合いになるよ」と言うくらい長くやってきているということで、そのことを周りの人に言っていただくことによって、行ったことのない新しい子供たちも参加をしていくというように誘ったよとかいうような話も聞きました。こういうことがやっぱり本当に大事じゃないのかなというふうに思います。

また、課長の答弁の中で、せっかく青学とのルートができたんだから、青学の学校で短期留学をしたらいいいんではないのかなというふうな構想もあるという答えもいただきました。田舎の子供がというと語弊がありますがけれども、都会の一等地の、まして渋谷区の青山通りにあります青学のところでいろいろできるということについては、小さな子供にとっては全然別世界に入ってきたというふうに考えられます。そういうプラス部分はあろうかと思えますし、また、渋谷区の区民の方々と農業体験をしていきたいと思いますという世界の中で今後進めていこうと。私の周りにも地元の方もいらっしゃいますけれども、結構、川崎、横浜、そういうようなところから移住をしてきた方と親しくさせていただく人が何人もおります。そういう方々にとって、やはりまず第1歩は、キュウリをとりましたよ、トマトをとりましたよ、そういうところから始まって、今ではタケノコ掘りをしたり、あるいはシイタケの原木づくりをして打ったり、そのことが今まで経験していない部分が、大人が子供に返れるような、そういう部分があるということでつき合いをさせていただいております。

ですので、できれば今言われたようなことを極力町民の方々に、こういうところがありますよということを広めていただいて、僕は何も大きな農家の方でなくてもいいと思うんですね。家庭菜園でやっているような方々でも、いやあ、今度キュウリがとれそうだから、あそこの家、何人か来てもいいよというレベルでもいいと思うんです。そういうことをちょっと広めていっていただければというふうに思います。

私がこの総合戦略を1と2に対しまして質問させていただいた趣旨は、このことをきちっとやっていくよということは、一つには来年度行うことを町民に知らせるというだけじゃなくて、ともに実践をしていきたいと思います、そういうアナウンスになろうかと思えますし、町が抱えている今後大きな課題であります伊豆縦貫自動車道の開通を見据えた中で、河津町の魅力をどういうふうにつくっていくか、その一つの議論をしていく材料になるのかなと。町

はこんなふうに今動いているよ、こういう形でやってきていますよと。その中で、重要な項目については発展をさせていく。それが、インターチェンジができた後、河津町を素通りさせるのではなくて、必ず河津町におりて一緒に楽しんでもらう、そういう仕組みづくりを5年、10年かけてやっていく必要があるのではないのかなという観点の中でこの質問をさせていただきました。全ての項目を達成するには、それこそ今のスタッフでは大変だろうと思いますけれども、一つ一つ進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、大変忙しい中で申しわけないんですけれども、実はこの改訂版をもらったのが、この議会が開かれる、議運が終わった後もらいました。十分、過程としてはこうならざるを得ないという部分はわかるんですけれども、少なくとも検討しているのが8月で、9月にこれが来るというのはイメージとしては大変わかるんですけれどもね、冊子までつくらなくても結構ですから、方向性でいいと思うんですよ、議員は。そこらを含めて、早目、早目のアナウンスをしていただきますようお願いを申し上げまして、私の質問は終わりにさせていただきますと思います。

○議長（宮崎啓次君） 6番、土屋貴君の一般質問は終わりました。

11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

○議長（宮崎啓次君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（宮崎啓次君） 日程第2、報告第2号 平成29年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 報告第2号 平成29年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告に

ついて担当課長より説明させます。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 報告第2号 平成29年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成30年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。単位%でございます。

実質赤字比率ダッシュ（15.00）、連結実質赤字比率ダッシュ（20.00）、実質公債費比率6.2（25.0）、将来負担比率13.2（350.0）。

平成30年9月4日提出、河津町長、岸重宏。

本報告につきましては、地方公共団体が毎年度、前年度の決算に基づきまして、財政状況を客観的にあらわし、公表が義務づけられております。町の財政事情を判断するに当たりまして、対象を一般会計のみならず、特別会計を含めた町全体の財政状況を数字であらわしたものでございます。

定例会資料の1ページをお開きください。

報告第2号の説明資料となっております。

健全化判断比率の概要でございます。

1の実質赤字比率につきましては、一般会計等を対象といたしました実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標と言えるものでございます。

算定式につきましては、(2)のとおりとなっております。

次に、2の連結実質赤字比率でございます。

連結実質赤字比率につきましては、公営企業会計を含む全会計を対象とし、実質赤字または資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、全ての会計の赤字や黒字を合算いたしまして、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化したものでございます。団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標と言えるものでございます。

算定式につきましては(2)の表のとおりとなっております。

2ページをお開きください。

3の実質公債費比率でございます。

実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標

準財政規模を基本とした額に対する比率でございます。借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標とも言えるものでございます。

算定式につきましては、記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。

4の将来負担比率でございます。

将来負担比率につきましては、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本といたしました額に対する比率でございます。一般会計等の借入金や公営企業、組合、設立法人等に対して、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標と言えるものとなっております。

算定式につきましては記載のとおりとなっております。

それでは、議案にお戻りください。

表中の実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、赤字額が生じていないため算定はされておられません。ダッシュ表示となっております。

括弧書きの数値は、早期健全化の基準でございます。財政収支が不均衡な状況で、その他の財政状況が悪化した場合におきまして、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準とされており、健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないとされております。

次ページをお願いいたします。

監査委員の意見書が付してございますので、ご確認をいただきたいと思っております。

(2)の個別意見でございます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字がなく、健全財政と見受けられる。また、実質公債費比率6.2%、将来負担比率13.2%でいずれも早期健全化基準を大きく下回っている。今後も健全財政の維持に努められたい。

(3)の是正改善を要する事項でございます。

特に指摘すべき事項はないとされております。

以上で平成29年度決算に基づきます河津町健全化判断比率の報告をさせていただきます。

○議長（宮崎啓次君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

3番、塩田正治君。

○3番（塩田正治君） 実際、健全化判断比率につきましては、非常に健全であるということ
は当然間違いないわけですが、きのうの行政報告や一般質問の中にもありましたとお
り、長期的に見たときには、楽観視できないような町の財政状況にあるんだろうと。当然人
口減少が進んでいけば税収も落ちてくる。そういった中ですが、確実に将来の自主財
源を確立するためにも、適正な投資をしていかなければならないと思うわけですが、
町長が、現在の6.2というのは当然健全な比率で、実質公債費比率、将来負担比率で見て6.2
ポイント、13.2ポイントということで、水準としては県内の各市町と比較しても、非常にレ
ベルとしては低い健全な数字だと思いますけれども、今後、投資をやはりある程度していく
お考えもあると思うわけですが、上限としてはどのぐらいまでという考え等がもしあ
れば、お答えください。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 特に上限ということではなくて、きのうも申しましたけれども、やは
り将来のことを考えますと、基本的には公共施設についても、インフラ、道路、橋につい
ても、更新需要が来ているものについてはまず直さなきゃならないということは、それは当然
だと思います。ただ、施設については、必要なものとかある程度の機能を加えることによっ
て一緒にできるものもあると思いますので、それもただ更新するというんじゃなくて考え
ながらやっていく必要があるのではないのかなと思っております。

それから、あと、今後の例えば耐用年数なんかの問題も、学校なんかは特にあると思いま
すので、それも考えながら効率よいやっぱり財政運用心がけなきゃいけないなど。ただ、水
道もそうなんですけれども、やっぱり将来的な負担というのは、今後人口が減ることによっ
て、あるいは将来の——今の状況を考えてなかなか厳しいものがあることは間違いないと
思いますので、また町民の皆さんにその辺の状況も丁寧にお知らせをしながら必要なものは
やっていく。それから、無駄といたしますか、必要ないものは考えて検討していくと、そんな
政治姿勢でいたいなど、そうっております。

以上でございます。

○3番（塩田正治君） 承知しました。

○議長（宮崎啓次君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

以上をもって報告第2号 平成29年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について

の報告を終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（宮崎啓次君） 日程第3、報告第3号 平成29年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 報告第3号 平成29年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について、担当課長より説明させていただきます。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 報告第3号 平成29年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成30年度に公表する資金不足比率を次のとおり報告する。単位は%でございます。

特別会計の名称、河津町水道事業会計、資金不足比率ダッシュ（20.0）。

備考でございます。令第17条第1号（法適用企業）の規定により事業の規模を算定。

次に、河津町温泉事業会計、資金不足比率ダッシュ（20.0）。令第17条第1号（法適用企業）の規定により事業の規模を算定。

平成30年9月4日提出、河津町長、岸重宏でございます。

本報告につきましては、地方公営企業が毎年度、前年度の決算に基づきまして、経営事業から経営状況を客観的にあらわし、公表が義務づけられているものでございます。

定例会資料の4ページをお願いいたします。

報告第3号の説明資料となっております。

資金不足比率の概要でございます。

資金不足比率につきましては、公営企業の経営状況を判断する比率であり、資金の不足額の事業規模に対する比率を言うものでございます。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないとされております。

算定につきましては(2)算定式のとおりとなっております。

それでは、議案にお戻り願います。

水道事業会計、温泉事業会計、いずれの会計につきましても資金不足額が生じていないため算定されておりません。ダッシュ表示となっております。

なお、括弧書きの数値につきましては、経営健全化の基準となっております。

次ページ以降に、各公営企業会計に対しての監査委員の意見書が付しておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

水道事業会計の経営健全化審査意見書でございます。

審査の結果の個別意見といたしまして、資金不足比率につきましては資金不足なし、是正改善を要する事項につきましても、指摘すべき事項は特になくなっております。

次のページをお願いいたします。

温泉事業会計の経営健全化の審査意見書でございます。

こちらにつきましても個別意見といたしまして、資金不足比率につきましては資金不足なし、是正改善を要する事項につきましても、指摘すべき事項はなしとされております。

以上で平成29年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告についてを説明を終わりとさせていただきます。

○議長（宮崎啓次君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

以上をもって報告第3号 平成29年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告についての報告を終わります。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住所 河津町田中501番地の4

氏名 後藤一代、昭和34年10月7日生まれ。

平成30年9月4日提出、河津町長、岸重宏。

提案理由でございますが、本案は、前任者の板垣正利氏にかわり推薦するものであります。

後藤氏は、昭和55年4月より平成26年3月まで役場職員として勤務されました。その間、平成21年度から2年間窓口係在職中に、人権擁護委員担当職員として人権活動に携わりました。人権についての理解も深く、また、社会貢献の精神が旺盛で人柄も温厚であり、町民からの信頼も厚く適任者であり、推薦するものであります。

ご審議をよろしく申し上げます。

なお、任期は平成31年1月1日から平成33年12月31日、3カ年でございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦について適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり推薦については適任とすることに決定しました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君） 日程第5、同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第3号 教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所 河津町浜85番地の2 ガーデンハイツカミヤ101

氏名 植松智子、昭和35年5月3日生まれ。

平成30年9月4日提出、河津町長、岸重宏。

提案理由でございますが、植松氏については、板垣秀樹氏の任期満了に伴う後任としてお願いするものであります。昭和35年生まれで58歳であります。現在浜で自営業を営みながら、文化協会の会計、町社会福祉協議会評議委員、商工会女性部副部長をなさっております。人格は高潔で円満、教育には熱心で社会的な知識や経験も豊富であり、教育委員としてふさわしい方であり、その責務を果たしていただけるものと確信しております。

任期は平成30年11月19日から平成34年11月18日まで、4年間となります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（宮崎啓次君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第3号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君） 日程第6、同意第4号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第4号 教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所 河津町縄地479番地の6

氏名 石井健介、昭和46年8月14日生まれ。

平成30年9月4日提出、河津町長、岸重宏。

提案理由でございます。

石井氏につきまして、白井晴子氏の任期満了に伴う後任としてお願いするものであります。昭和46年生まれで46歳でございます。現在縄地で農業を営まれておりまして、現在南小のPTA地区役員を務められまして教育に熱心でありまして、また、地域活動にも参加をして知識や社会経験も豊富で、町民からの信頼も厚く、教育委員としてふさわしい方でありまして、

その責務を果たしていただけるものと確信をしております。

任期は平成30年11月19日から平成34年11月18日まで、4年間であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第4号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君） 日程第7、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（河津町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

河津町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

平成30年9月4日提出、河津町長、岸重宏。

内容につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 議案で次のページをお願いします。

河津町告示第72-2号 専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第4号 河津町条例第11号、河津町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

平成30年6月22日、河津町長、岸重宏。

恐れ入りますが、定例会資料で説明させていただきます。

資料の5ページをごらんください。

河津町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、河津町税条例の一部を改正しました。同改正に、生産性向上特別措置法関連の改正規定がありました。この生産性向上特別措置法につきましては、平成30年5月23日に公布、6月6日施行された法律で、目的は、中小企業の実業性向上のための設備投資への支援措置というもので、国は導入促進指針を策定し、それを受けて町は導入促進基本計画を策定し、事業者は先端設備等導入計画を策定、申請するというものでございます。

支援の内容としまして、予算支援として国補助金制度を、金融支援として借入保証枠拡大を、税制措置として固定資産税軽減をするというもので、このとき国補助金制度の優先採択要件として、事業所の存する自治体が固定資産税の特例率をゼロとする意向を表明し、条例が成立していることとされました。

これを受けまして改正の概要でございますが、生産性向上特別措置法が施行され、国の導入促進指針が示されたことにより、国の同意のもと、導入促進指針に則した町の導入促進基本計画を策定することとなりました。これに伴いまして、専決時点では、国の指針に合致するものと町の計画に合致するもので、2段階の課税軽減の規定となっておりましたが、町の計

画に定める対象を全ての業種及び事業としたことにより、括弧書きで規定した箇所は重複規定となるため削除し、固定資産税の特例率をゼロとするものです。

こちらの専決処分日は6月22日で、これは町で同法に基づく導入促進基本計画の国協議を開始した日としております。

なお、6ページに新旧対照表をお示ししておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

議案に戻っていただきまして、附則、施行期日、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上です。

○議長（宮崎啓次君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

7番、渡邊弘君。

○7番（渡邊 弘君） 一応内容的にはわかるんですけども、ちょっと書き方のところで、資料の6ページの改正後の一応条例の中の26というところなんですけど、割合はゼロということですね。漢字で「零」と書いてあるんですけども、これは通常は条例はこういう書き方をするんですか。

○議長（宮崎啓次君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 県の準則等を参考にしまして記載を入れたのですが、ちょっと暫時休憩をお願いします。

○議長（宮崎啓次君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時33分

○議長（宮崎啓次君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 例規を策定する際に、業者が例規を参考にするシステムがございます。そちらに基づきまして26、法附則第15条第47項に規定する市町村に定める割合は零とするという参考例がございまして、そちらを参考にして上程しております。

○議長（宮崎啓次君） よろしいですか。

7番、渡邊弘君。

○7番（渡邊 弘君） それで、わかっていればいいんですけども、町の条例なので、町のほうの法律ということで、書き方がこれはこうで、これはこうでというのは余り芳しくないかなというふうに思いましたので。それで町のほうで承認いただければそれでいいわけです。

○議長（宮崎啓次君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なき模様です。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（河津町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君） 日程第8、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度河津町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

平成30年度河津町一般会計補正予算（第2号）について。

平成30年9月4日提出、河津町長、岸重宏。

内容については担当課長より説明します。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） それでは、承認第5号についてご説明させていただきます。

次ページをお願いいたします。

河津町告示第84号 専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第5号 平成30年度河津町一般会計補正予算（第2号）。

平成30年度河津町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,296万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,242万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年8月1日、河津町長、岸重宏。

提案理由でございます。

こちらにつきましては、平成30年7月28、29日の台風12号に関連します災害復旧に関する経費の補正予算となっております。

被災の気象概要につきましては、暴風、高潮、高波によりまして、主に沿岸部が被災を受けたところでございます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

単位千円でございます。

款、項、補正額の順に朗読させていただきます。

18款繰越金3,296万円1項繰越金同額でございます。

歳入合計3,296万円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出です。

10款災害復旧費3,296万円 1項農林水産施設災害復旧費3,225万8,000円、3項その他公共施設・公有施設災害復旧費70万2,000円。

歳出合計3,296万円。

3ページ、4ページ、歳入歳出予算事項別明細書は省略とさせていただきます。

それでは5ページをお願いいたします。

2、歳入。

18款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額3,296万円、1節繰越金3,296万円。補正の財源でございます。

それでは、6ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に報告させていただきます。単位は千円でございます。

10款災害復旧費 1項農林水産施設災害復旧費 1目漁港用施設災害復旧費3,211万6,000円 11節需用費136万4,000円、施設修繕料でございます。河津浜田尻海岸等の施設修繕に要した経費でございます。

12節役務費28万6,000円、流木等処理手数料、流木等処分手数料でございます。こちらも災害復旧に伴います流木等の処理、処分手数料でございます。

14節使用料及び賃借料253万5,000円、こちらにつきましては、谷津港、見高港、縄地港、今井浜海岸、河津浜海岸、縄地海岸、田尻浜海岸におけます土石及び転石、流木等の処理に関しました経費といたしまして、重機借り上げ料253万5,000円を要したところでございます。

次に、15節工事請負費2,713万円、漁港施設災害復旧工事2,713万円でございます。こちらの費用に関しましては、昨年災害を受けました菖蒲沢漁港でございます。こちらの工事用の仮設道路が被災を受けたところでございます。工事費の内訳でございます。第1防波堤の復旧に係る経費といたしまして1,600万円、第2防波堤及び船揚場の仮設道路の復旧に伴う工事費が813万円となっております。それともう1件、谷津港の防波堤が一部決壊によりまして、その復旧に関する経費が300万円となっております。合わせて2,713万円を工事請負費として計上をしたところでございます。

次に、16節の原材料費でございます。80万1,000円、生コン・砕石等でございます。漁港

施設等の施設の復旧に伴います原材料費でございます。

次に、3目農地農業用施設災害復旧費14万2,000円12節役務費6万6,000円、14節使用料及び賃借料。こちらの役務費と賃借料につきましては、農道縄地線、こちらの風倒木の処理に関します処理の手数料と重機の借り上げ料に要した費用となっております。

次に、3項その他公共施設・公有施設災害復旧費1目観光施設災害復旧費70万2,000円11節需用費70万2,000円、施設修繕料といたしまして、こちらも菖蒲沢海岸のトイレ及び河津浜海岸のトイレの修繕費として計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

1番、遠藤嘉規君。

○1番（遠藤嘉規君） せんだっての台風の応急復旧と、去年の台風の応急復旧中に、また再度繰り返し被災をしてしまったものというのが、両方入っているというふうなことでいいんでしょうか、この予算の中には。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） この工事費に関しましては、今回の台風の12号によりまして被災を受けた分の復旧費となっております。

○議長（宮崎啓次君） 1番、遠藤嘉規君。

○1番（遠藤嘉規君） これ2年、別なものということなんですけれども、2年連続で海岸部に関しては大きな被害が出ているということで、今後同程度のものが来ないとは限らないというふうなところがあるかと思えます。そうすると、例えば漁業者の方なんかだと、去年の台風では船が大きく破損して、それに対しては保険を適用してどうにか船を用意して、また漁業に戻っているというような経緯があると思うんですけれども、保険適用したからといって負担がゼロだったわけではないと思うんです。そういうのを考えると、また同程度のものが来たというふうに仮定したときに、また持っていかれるのかというのを毎回毎回びくびくしながらというふうなことになるよりは、改良をして、もう同程度のものが来ても二度とこういうことにはならないよというふうな方向性で、改良復旧に持っていったほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、今回のこの復旧というのは原状復旧という形でとどまってしまうものなのでしょうか。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 今回被災を受けたものに関しましては、現在復旧工事に関します工事用の仮設道路、現場までの仮設道路が被災を受けたということで、その復旧費用として工事費を計上させていただいております。

〔「完全にやるべきじゃないかと言ったよ。緊急じゃなくて」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） あくまでも、前もちょっとお話ししたと思うんですけども、災害復旧に関しましては現況復旧が原則でございます。ただ、前にもお話ししたと思うんですけども、改良費を入れた工事でも可能でありますけれども、それはいろいろな制約がございまして、災害復旧費の改良費に対しましては災害復旧費の割合がございまして、例えば今回もし5,000万円の工事、災害復旧費用があるとすると、改良工事を入れられる割合が決まっております、その範囲内での改良工事ということになります。それで、その改良工事につきましては、町のほうの単独費というふうな形になりますので、一部助成が入るようございますけれども、ほとんど町のほうの持ち出しでの改良というふうに聞いております。そういった形でよろしいでしょうか。

○議長（宮崎啓次君） 1番、遠藤嘉規君。

○1番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

なかなか改良するというのは難しいのかなと思うんですけども、できればまた来年、もしくは今後、この9月、10月で大きい台風が来て持っていかれちゃったというようなことがあったら、それこそ1次産業崩壊しかねないような、例年、毎年続くなんていうことになったら、崩壊しかねないのかなというふうに思いますので、産業振興の面から考えても、ちょっと、今後またそういうことが考えられる場合は検討していただきたいかなというふうに思います。

○議長（宮崎啓次君） ほかに質疑ございませんか。

3番、塩田正治君。

○3番（塩田正治君） 今と同じような話になっちゃうんですけども、今回のこの繰越金で処分されるということですけども、国や県からの後からの助成というか、そういうのはどのぐらいあるんですか。

○総務課長（野口浩明君） 災害の話ですか。

○3番（塩田正治君） はい。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 今回の菖蒲沢地区に関しましては、現在災害復旧中の災害ということになります。本来でしたら災害の査定を受けるわけですが、制度的に1回災害復旧を受けた現場でございますので、制度上は手戻り工事という形で査定的なものを受けて、通常の国庫補助がいただけるというふう聞いております。ただ、この手戻り工事につきましては、国のほうの査定が再調査と、今までは災害復旧の査定という形だったんですけども、今回は再調査という形の名目で調査に入られるそうです。

ただ、この調査が年に1回しか行われていないということで、本年度の再調査はもう既に7月に実施済みということです。ということで、今回の仮設道路の復旧費に伴います経費に関しましては、来年の7月の再調査ということでちょっと予算のほうには計上してございませんが、31年度の収入として通常の国庫補助を3分の2、66.7%が補助として、通常このまま再調査が通れば国のほうからの助成があると思います。

以上です。

○3番（塩田正治君） 了解しました。

○議長（宮崎啓次君） ほかに質疑ございませんか。

1番、遠藤嘉規君。

○1番（遠藤嘉規君） いいですか、関連で。

その7月に調査が終わってしまったので、すぐに調査が受けられないから来年にというようなことなんですけれども、これがもし来年になると、万が一調査が通らなくなってしまうなんていうようなことはないですか。今だったら的確な調査ができるけれども、ずっともう終わった後になってしまうから、可能性として調査の結果、国とか県の補助が出ないというようなことというのは可能性としてはあり得るんですか。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 今回の件に関しましては、当然県の漁港整備課と国の水産庁のほうと協議をした中で進めている話でございますので、当然現場の確保ということで被災時の写真をちゃんと撮っておりますので、県なり国の指導を仰ぎながら進めているところで、大丈夫ではないかなというふう感じております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 遠藤君、よろしいですか。

○1番（遠藤嘉規君） はい、ありがとうございます。

○議長（宮崎啓次君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度河津町一般会計補正予算（第2号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君） 日程第9、議案第33号 河津町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第33号 河津町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について。

河津町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年9月4日提出、河津町長、岸重宏。

内容については担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君） 建設課長。

○建設課長（村申信二君） それでは、議案第33号について説明をさせていただきます。

本条例の制定理由ですが、環境意識の高まりや東日本大震災を教訓とした国の再生可能エネルギー推進施策により、太陽光発電などの再生可能エネルギー発電施設は、近隣市町でも設置件数が増加しており、本町においても規模の大きい施設が設置されているところでございます。

設備の設置に伴う大規模な森林伐採による景観の阻害、土砂災害や生活環境への影響など、町民から不安の声が寄せられる事例も見受けられるようになってきているため、本町の美しい自然環境や景観及び町民の安全・安心な生活環境の保全と、再生可能エネルギー発電事業との調和を図ることを目的として本条例を制定するものです。

すみません、1枚めくっていただきます。

条例第 号 河津町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例。

すみません、内容については定例会資料7ページお開きください。

こちらの逐条解説に沿って説明をさせていただきます。

まず、（目的）第1条です。

この条例は、本町の美しい自然環境、自然豊かな景観と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業について必要な事項を定め、災害の防止、自然環境、町民の安全・安心な生活環境の保全及び景観保全に寄与することを目的とする。

解説としまして、本条は、再生可能エネルギー発電事業と自然環境や景観等との調和を図り、土砂災害等の発生を防いで、良好な生活環境の保全に寄与することを目的として定めるものです。

続きまして、（基本理念）第2条です。

これについては解説のみとさせていただきます。

本条は基本理念について定めているものです。

続きまして、（定義）第3条、こちらについては、第1号から6号で用語の規定をしているものでございます。

次のページ、8ページをお開きください。

（町の責務）第4条と（町民の責務）第5条、これらについては、それぞれ町の責務、町民の責務について定めているものとなります。

（土地所有者等の責務）第6条です。

本条は、土地所有者等の責務について定めるものです。内容として、土地の適正な管理を

規定してございます。

(事業者の責務) 第7条です。

本条は、事業者の責務について定めているものです。内容としては、関係法令の遵守、近隣関係者と良好な関係を保つことを規定してございます。

すみません、次のページ、9ページをお願いします。

(適用除外) 第8条です。

本条は、条例の適用除外について定めているものです。内容としては、太陽光については事業区域が2,000平方メートル未満のもの。建築物に設置するもの。風力については事業区域が2,000平方メートル未満、設備の高さが10メートル以下、稜線を超えないなどを定めております。

(抑制区域) 第9条です。

本条は、再生可能エネルギー発電事業を抑制する区域の指定について定めるものです。抑制区域の候補としては、以下のものを想定しています。第1号として、農業振興地域内の農用地区域、鳥獣保護区。第2号関係として、国立公園の区域、有形文化財、史跡名勝、埋蔵物文化財包蔵地。第3号関係として、宅地造成等規制区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、河川区域、海岸保全区域、森林区域、保安林。

次ページをお願いします。

地すべり防止区域、地すべり危険箇所、大規模崩壊危険箇所、大規模崩壊危険斜面を規定しております。

(近隣関係者への説明) 第10条です。

本条は、再生可能エネルギー発電事業の着手の届け出に先立ち、近隣関係者に対し説明会を開催し、理解が得られるよう努めなければならないこととし、近隣関係者から意見の申し出があったときは当該近隣関係者と協議をしなければならないことについて定めるものです。

(届出) 第11条です。

本条は、再生可能エネルギー発電事業に着手しようとするときや変更しようとするときにおける届け出時期及び届け出事項について定めるものです。

次のページをお願いします。

規則で定める軽微な変更とは、着手予定日よりも着手がおくれる場合や、完了予定日よりも早く完了する場合など、与える影響が少ないものを指しております。

(同意) 第12条です。

本条は、町内において再生可能エネルギー発電事業を施行しようとするときや、施行している再生可能エネルギー発電事業を変更しようとするときは、町長の同意を得なければならないことについて定めているものです。

事業区域が抑制区域に含まれる場合、町長は、原則同意しませんが、例外として、太陽光にあつては、太陽電池モジュールの総面積が1万2,000平方メートル以下のもの、風力にあつては再生可能エネルギー発電設備の高さが13メートル以下で、かつ当該設備の高さが稜線を越えないものについては同意の対象となり得ることについて定めております。

(同意の基準等) 第13条です。

本条は、同意の基準は規則で定めること及び同意に当たっては必要な条件を付すことができることについて定めているものです。

(関係書類の閲覧) 第14条です。

次のページをお願いします。

本条は、町長の同意を受けた事業者は、再生可能エネルギー発電事業を施行している間は、近隣関係者から求められたときは、町長に提出した書類の写しの閲覧に応じなければならないことについて定めているものです。

(着手等の届出) 第15条です。

本条は、着手等を行う場合、事前に届け出なければならないことについて定めているものです。

(完了の届出等) 第16条です。

本条は、再生可能エネルギー発電設備の設置工事が完了したときや、廃止作業が完了したときに必要な届け出及び内容の確認について定めているものです。

(報告の徴収) 第17条です。

本条は、必要に応じて関係者へ報告や資料の提出を求めることについて定めているものです。

(立入調査) 第18条です。

すみません、次のページをお願いします。

本条は、必要に応じて町職員等に事業者等の事業所や事業区域に立ち入らせ、書類等の調査や関係者等へ質問をさせることができることについて定めているものです。

(指導、助言及び勧告) 第19条。

本条は、指導、助言、勧告について定めるものです。町長は、必要に応じて指導、助言を行うことができるものとします。また、必要な届け出を怠った者、虚偽の届け出をした者、町長の同意を得ずに再生可能エネルギー発電事業に着手した者、立入調査を拒む者のほか、指導、助言に正当な理由もなく従わない者に対して勧告を行うことができることとしております。

(公表) 第20条。

本条は、勧告を受けた事業者が正当な理由もなく勧告に従わないときは、意見を述べる機会を与えた上で、事業者名や勧告の内容について経済産業省へ報告するほか、公表することについて定めているものです。

次のページをお願いします。

(委任) 第21条。

本条は、この条例の施行に関し、必要な事項を別に定めることができることについて定めているものです。

附則です。

(施行期日)

第1項 この条例は、平成30年12月1日から施行する。

(準備行為)

第2項 第12条第1項の規定による同意を得ようとする者は、施行日前においても、第11条の規定の例により、その届け出をすることができる。

(経過措置)

これについての説明は、すみません、次のページをお開きください。

解説欄で説明をさせていただきます。

解説欄の3行目、附則第3項は、経過措置として、施行日前に再生可能エネルギー発電事業の施行に必要な法令の許認可を得ているが、施行日の前日までに工事が完了していない者の取り扱いについて定めるものです。施行日前に受けている許認可の内容どおりに工事が完了する場合は、町長の同意は不要で、近隣関係者への説明会の開催は努力義務としますが、事業内容の届け出等は行う必要があります。

附則第4項、経過措置として、施行日前に再生可能エネルギー発電事業の施行に必要な法令の許認可を得ているが、施行日の前日までに工事が完了していない者の取り扱いについて定めるものです。この場合は、施行日から30日を経過する日までの間に再生可能エネルギー

発電事業を変更しようとする場合の届け出は、速やかに行うこととするほかは、条例の規定が適用されます。

附則第5項は、施行日前に太陽電池モジュールの総面積で1万2,000平方メートルを超える規模の再生可能エネルギー発電事業の開発に係る許認可を受けている場合、第12条第2項、ただし書きに規定する同意の対象範囲外の規模になりますが、既存計画部分については同意の対象とすることができることとします。

附則第6項は、施行日の前日までに再生可能エネルギー発電設備の設置工事が完了している場合は、条例の規定を適用しないこととします。ただし、災害等を発生させるおそれがあると認めるときは、報告や資料の提出を求めることができることとしております。

説明は以上となります。

○議長（宮崎啓次君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第33号 河津町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 04分

再開 午後 1時 00分

○議長（宮崎啓次君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君） 日程第10、議案第34号 河津町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第34号 河津町税条例の一部を改正する条例について。

河津町税条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年9月4日提出、河津町長、岸重宏。

内容は担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 次のページをお願いします。

条例第 号 河津町税条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料で説明させていただきます。

資料の16ページをお開きください。

議案第34号説明資料、河津町税条例の一部を改正する条例の概要でございます。

今回の改正につきましては、国際観光ホテル整備法の登録制度に合致したホテル、旅館等に係る固定資産税を軽減措置するものです。平成30年4月、伊豆半島がユネスコ世界ジオパークに認定されたことを受け、一定水準の宿泊施設に対する軽減措置を制度化するものです。県内では18市町で不均一課税を実施済みとなっております。

国際観光ホテル整備法の概要ですが、ホテルその他の外客宿泊施設の登録制度を実施し、外客に対する登録ホテル等に関する情報提供を促進するための措置等を規定し、外客に対する接遇を充実させ、国際観光の振興に寄与することを目的とするものでございます。

登録基準ですが、登録の実施機関としましては観光庁となっております。分類は、ホテルと旅館となっており、ハード面、施設等の基準としまして、ホテルの場合ですと、基準客室数が15室以上で、かつ総客室の半数以上あり、また館内表示は、外客に対応した館内表示で、例としまして館内案内や客室、避難経路等となります。その他一定水準以上のロビーや食堂の面積等の規定がございます。ソフト面としまして、接客等については共通事項となりますが、外客接客主任者の専任最低1名が必要となっております。

こういった基準で登録をされ、町に申請を受けた場合で、二重丸になりますが、不均一課税では100分の1.2とするものでございます。通常は100分の1.4となっております。

不均一課税の制度適用期間は、登録翌年度から登録取り消しまでの間となっております。次ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参考にごらんください。

議案に戻っていただきまして、附則。

(施行期日) 第1項 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(適用区分) 第2項 この条例による改正後の河津町税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

説明は以上です。

○議長（宮崎啓次君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

3番、塩田正治君。

○3番（塩田正治君） ユネスコ世界ジオパークに認定されたということで、宿泊関連施設の皆さんにも非常に頑張ってほしいと、そういう意味合いを込めた条例だと思っております。そこでですが、我が町では、この規定に合致する宿泊施設はまず何軒ございますか。合致するだけの基準を満たしている施設。

○議長（宮崎啓次君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） およその調べでございまして、7施設考えられております。

○議長（宮崎啓次君） 3番、塩田正治君。

○3番（塩田正治君） やはりある程度大きな施設ということになるわけですがけれども、河津町は、昔からイベントごとを開催するのは上手だけれども、大きな箱がないために、実際にお金を落としてもらうのが下手な町だとよく聞くこともあるわけですが、こういった制度を

有効に活用していただいて、こういった施設の方々にもより頑張ってもらいたいと思うわけですが、たとえ1.4%が1.2になるとはいえ、もともとの箱が大きいですから、非常に効果が高い支援制度になるかなと思うわけです。そんな中で、今後、町からそういった7施設に向けて、こういう制度ができましたみたいなプレゼンはする予定があるのか、ないのか。

○議長（宮崎啓次君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 7施設につきましては、まず調査になりますので、広報紙等で周知をしていこうかとは考えております。

○3番（塩田正治君） 了解しました。

○議長（宮崎啓次君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第34号 河津町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君） 日程第11、議案第35号 河津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第35号 河津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

河津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年9月4日提出、河津町長、岸重宏。

内容は担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、議案第35号 河津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

本条例でございますが、学校教育法の改正に伴う条例改正でございます。学校教育法の改正により、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学が制定されました。専門職大学は、前期、後期の課程に区分することができるとされており、専門職大学の前期課程を修了した者についても放課後児童クラブの支援員として資格を与えるものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号 河津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

河津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年河津町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

なお、定例会資料の18ページのほうに新旧対照表をつけておりますので、参考にしてください。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

3番、塩田正治君。

○3番（塩田正治君） ちょっと確認なんですけれども、前期課程をとということは中退者も認めるということでもいいんですか。

○議長（宮崎啓次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） これ、前期、後期と課程がございますが、前期が修了した者に対して資格を与えるということでございます。

○議長（宮崎啓次君） 3番、塩田正治君。

○3番（塩田正治君） ということは、前期を修了した後に退学等をした者は含まれると読んでいいということですか。

○議長（宮崎啓次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） 専門職大学の内容によってもかなり異なると思いますが、あくまで法律上、前期の課程が修了した者に対して与えるというものが国のほうの法律等では言われているものですから、それに準じた形でこの資格を与えるというものでございます。

○議長（宮崎啓次君） 塩田議員、よろしいですか。

○3番（塩田正治君） わかりました。

○議長（宮崎啓次君） 暫時休憩しなくていいですか。

○3番（塩田正治君） いいです。

○議長（宮崎啓次君） じゃ、続けます。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第35号 河津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君） 日程第12、議案第36号 平成30年度河津町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第36号 平成30年度河津町一般会計補正予算（第3号）。

平成30年度河津町一般会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,938万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億7,181万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年9月4日提出、河津町長、岸重宏。

内容については担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

総務課長に申し上げます。

説明が長くなるようですので、着席の上説明していただいて結構でございます。

○総務課長（野口浩明君） ありがとうございます。それでは着席させていただきます。

議案第36号 平成30年度河津町一般会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、平成30年度内に執行した事業並びに事務事業費の確定によりま

す精算金とその所要額を補正予算として計上するものでございます。

次ページ、1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

単位は千円でございます。

款、項、補正額の順に読み上げさせていただきます。

13款国庫支出金64万8,000円 2項国庫補助金32万4,000円、3項委託金増額でございます。

14款県支出金95万9,000円 2項県補助金65万9,000円、3項委託金30万円。

16款寄附金10万円 1項寄附金同額でございます。

17款繰入金582万6,000円 1項特別会計繰入金同額でございます。

18款繰越金378万円 1項繰越金同額でございます。

19款諸収入1,675万5,000円 5項雑入同額でございます。

20款町債3,130万7,000円 1項町債同額でございます。

歳入合計5,938万5,000円。

2ページをお願いいたします。

歳出です。

歳入同様読み上げさせていただきます。

2款総務費426万3,000円 1項総務管理費同額でございます。

3款民生費472万3,000円 1項社会福祉費343万3,000円、2項児童福祉費129万円。

4款衛生費360万3,000円 1項保健衛生費同額でございます。

5款農林水産業費705万7,000円 1項農業費657万3,000円、2項林業費24万9,000円、3項水産業費23万5,000円。

6款商工費1,189万1,000円 1項商工費同額でございます。

7款土木費2,678万5,000円 1項道路橋梁費2,670万円、5項住宅費8万5,000円。

8款消防費22万7,000円 1項消防費同額でございます。

9款教育費83万6,000円 2項小学校費19万2,000円、5項社会教育費64万4,000円。

歳出合計5,938万5,000円でございます。

3ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。単位は千円でございます。

追加分でございます。

起債の目的でございます。

道路施設整備事業、こちらにつきましては、町道の佐ヶ野1号線の道路改良工事に伴います起債となっております。限度額2,230万円、起債の方法、証書借り入れ、利率5%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法でございます。借り入れ先の融通条件による。ただし、財政等の都合により据え置き期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借りかえることができる。なお、起債の全部または一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。

次に、変更でございます。

こちらにつきましては、臨時財政対策債の確定によります限度額の変更となっております。左側が補正前、右側が補正後となっております。

補正前の限度額1億1,137万5,000円、補正後の限度額1億2,038万2,000円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

4ページ、5ページの事項別明細書歳入歳出は省略とさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に説明をさせていただきます。

2、歳入。

13款国庫支出金2項国庫補助金5目総務費国庫補助金32万4,000円1節総務管理費補助金32万4,000円、社会保障・税番号制度の対策費補助金でございます。こちらにつきましては、マイナンバーカード等の記載事項の変更に伴うシステムの改修補助でございます。

次に、3項委託金2目民生費委託金32万4,000円1節社会福祉費委託金32万4,000円、国民年金事務委託金でございます。制度改正に伴いますシステムの改修委託金でございます。

次に、14款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金5万9,000円1節社会福祉費補助金5万9,000円、低所得利用者対策事業費補助金でございます。こちらにつきましては、介護保険の低所得利用者負担額の軽減措置事業費の補助金でございます。5万9,000円でございます。

3目衛生費県補助金60万円1節保健衛生費補助金60万円、こども医療費の補助金でございます。こども医療費の助成対象年齢の拡充に伴いますものでございます。

次に、3項委託金4目商工費委託金30万円1節観光費委託金30万円、県有観光施設補修費委託金でございます。県有施設の補修費といたしまして30万円の県からの収入を読んだものでございます。

16款寄附金 1 項寄附金 3 目教育費寄附金10万円 2 節学校教育費寄附金10万円、学校教育振興費寄附ということで10万円でございます。こちらは、東伊豆のスイミングクラブの解散に伴います寄附ということで頂戴したものでございます。

次に、17款繰入金 1 項特別会計繰入金 1 目介護保険特別会計繰入金582万6,000円 1 節介護保険特別会計繰入金582万6,000円でございます。平成29年度の精算によります特別会計からの繰り入れとなっております。

7 ページをお願いいたします。

18款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金378万円 1 節繰越金378万円でございます。補正財源に充当でございます。

次に、19款諸収入でございます。5 項雑入 1 目雑入1,676万5,000円 1 節雑入1,676万5,000円でございます。こちらにつきましては、下田地区消防組合の返還金、広域連合負担金の精算金、過年度児童福祉事業国県の精算金となっております。また、河津桜の切り枝試験用の出荷収入といたしまして6万円を計上してございますが、こちらは歳出のほうで説明をさせていただきます。

20款町債 1 項町債 2 目臨時財政対策債900万7,000円 1 節臨時財政対策債900万7,000円、確定によります増額となっております。

3 目土木費2,230万円 3 節道路整備事業債2,230万円、町道佐ヶ野 1 号線の改良工事に伴います町債となっております。

次に、8 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入同様の説明とさせていただきます。

2 款総務費 1 項総務管理費 4 目財産管理費44万3,000円12節役務費28万1,000円、14節使用料及び賃借料16万2,000円、こちらに関しましては町有地の管理に伴います草刈りの手数料と、それに伴います重機の借り上げ料といたしまして計上をさせていただいております。

次に、5 目電算費87万円12節役務費54万円、第 4 次 L G W A N のサーバの設定変更に伴います手数料となっております。平成31年度からの運用に向けての対応でございます。

13節委託金32万4,000円、番号制度対応システムの開発業務委託料でございます。こちらにつきましては、マイナンバーカード記載事項の変更に伴うシステム改修となっております。財源につきましては10割補助となっております。先ほど歳入で説明をさせていただいております。

14節使用料及び賃借料6,000円、L G W A N 接続ルーター賃借料でございます。新規ルー

ターの入れかえに伴います賃借料といたしまして、1カ月分を計上させていただきました。

次に、7目企画費25万円8節報償費5万円、19節負担金、補助金及び交付金20万円でございます。こちらの報償費と負担金、補助金につきましては、河津桜の切り枝の試験出荷に関する経費として計上をさせていただいております。8節の報償費につきましては、切り枝提供者への謝礼といたしまして、5人掛ける1万円です5万円として計上をさせていただいております。19節に関しましては、こちらは切り枝の栽培者の新規栽培者を育成、推進するための費用といたしまして、苗木の購入費用、経費の2分の1を助成ということで、上限を1,000円掛ける100本ということで10万円を計上してございます。また、設置経費につきましても経費の2分の1助成、上限を1,000円ということで、同上の10万円を計上させていただいたものでございます。

それでは、次に8目の地域づくり推進費でございます。270万円19節負担金、補助及び交付金270万円、地区集会施設修繕事業費補助金でございます。こちらにつきましては、地区集会施設の修繕に関しまして地区要望を取りまとめたところ、16地区から要望がございました。要望総額520万円ということで、予算措置されている金額は250万円でございます。その差し引きの270万円を今回補正要求をさせていただいたところでございます。

補正額の計といたしましては、426万3,000円となっております。

次に、3款の民生費1項社会福祉費2目老人福祉費25万7,000円19節負担金、補助及び交付金7万9,000円、社会福祉法人等利用者負担額軽減措置事業費補助金でございます。7万9,000円でございます。23節償還金、利子及び割引料17万8,000円、国県支出金の返還金でございます。29年度分の確定による返還金となっております。

9ページをお願いいたします。

3目障害者福祉費223万2,000円9節旅費5万4,000円、普通旅費でございます。こちらに関しましては、人事異動に伴います専門研修等の増ということで5万4,000円を計上させていただいております。23節償還金、利子及び割引料217万8,000円、国県支出金の返還でございます。29年度確定による精算となっております。

次に、4目国民年金費でございます。32万4,000円13節委託料32万4,000円、国民年金システムの改修委託料でございます。こちらに関しましては、制度改正に伴うもので、全額国庫補助となっております。

次に、5目国民健康保険費62万円4節共済費8万8,000円、7節賃金53万2,000円、こちらの共済費、賃金に関しましては、職員の産休に伴います臨時職員の経費として計上をさせて

いただいております。臨時職員につきましては12月1日から3月末までを予定をしております。

補正額の合計といたしまして343万3,000円でございます。

次に、2項児童福祉費1目児童福祉費129万円23節償還金、利子及び割引料129万円、国県の支出金の返還金でございます。平成29年度の確定によります精算分といたしまして129万円を精算するものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費167万6,000円4節共済費23万6,000円、7節賃金140万1,000円、9節旅費3万9,000円、こちらに関しましても職員の産休に伴います臨時職員の経費でございます。9月15日から3月31日までの間の採用ということで計上をしております。

10ページをお願いいたします。

2目予防費184万4,000円12節役務費9万1,000円、20節扶助費165万9,000円、こちらの経費に関しましては、こども医療費事務手数料と扶助費ということで、こども医療費の拡充に伴います高校生分の医療費分となっております。

23節償還金、利子及び割引料9万4,000円、国県支出金の返還金ということで、精算による返還金となっております。

5目母子衛生費8万3,000円7節賃金4万7,000円、8節報償費3万6,000円でございます。こちらに関しましては、母子の健康教育相談事業といたしまして、療養教室を実施しております。これの対象者の増によりまして支援体制の充実を図るために臨時保育士1名、託児職員2名の経費として計上させていただいております。

次に、5款の農林水産業費でございます。1項農業費3目農業振興費13万2,000円11節需用費10万8,000円、事業消耗品といたしまして10万8,000円でございます。こちらは、現在実施中の地籍調査に関しましての経費でございます。当初境界のプレートにつきまして400点程度を予定をしておったわけでございますが、実施に当たり、プレートが1,000点ほど必要となったということで、その同分の消耗品ということで10万8,000円を計上させていただいております。

次に、19節負担金、補助及び交付金2万4,000円、全国農業担い手サミット負担金、こちらの負担金に関しましては、平成31年度に全国農業担い手サミットが静岡県で行われる予定と聞いております。来年のサミットに関しまして、本年山形県大会が行われており、その大会への視察ということで、伊豆農林事務所管内で協議会を現在設立しております。その協議

会での負担金ということで2万4,000円を計上させていただいております。11月8日から9日にかけて、来年度の静岡県大会に向けて山形大会への視察に行く予定でございます。

次に、5目農業施設費606万9,000円11節需用費267万円、施設修繕料、物件費33万円、施設修繕料、維持修繕費231万円となっております。12節役務費23万8,000円、14節使用料及び賃借料180万8,000円、16節原材料費135万3,000円、こちらの農業施設費に関しましては、全て今年度の地区要望に対応する補正予算となっております。

次に、6目の山村振興対策費でございます。37万2,000円、需用費30万4,000円、修繕料といたしまして30万4,000円でございます。こちらは、見高入谷高原温泉の給湯ポンプ、こちらが破損したということで、その修繕に伴います修繕費と緊急修繕費を19万5,000円を計上させていただいております。合計で30万4,000円の所要額となっております。

次に、12節役務費6万8,000円、温泉成分分析手数料でございます。こちらの手数料につきましても、本来でしたら当初予算に計上をしなければならなかったわけでございますが、この温泉分析に関しましては10年に1度の分析ということでございました。そういったこともございまして当初予算に計上漏れということで、今回補正予算として計上をさせていただいております。

11ページをお願いいたします。

補正額の計といたしましては657万3,000円となっております。

次に、2項林業費でございます。1目林業振興費13万2,000円12節役務費7万2,000円、16節原材料費6万円でございます。こちらの役務費、原材料費につきましては、伊豆元気わくわくの森の河津桜の試験植樹のための経費ということで計上をさせていただいたところでございます。

2目林業施設費11万7,000円14節使用料及び賃借料11万7,000円、重機借り上げ料でございます。これは谷津治山の椎之久保の堆積土砂の撤去に伴います重機の借り上げ料でございます。

補正額の計24万9,000円でございます。

次に、3項水産業費でございます。2目漁港管理費23万5,000円11節需用費23万5,000円、施設修繕料でございます。地区要望に対応する修繕料でございます。

次に、6款商工費1項商工費3目観光費ゼロ、こちらに関しましては財源更正ということでございます。当初一般財源で予定しておりましたが県の補助が得られたということで、財源更正ということでなっております。

次に、4目踊り子温泉会館運営費567万1,000円11節需用費567万1,000円、施設修繕料19万円、こちらに関しましては、踊り子温泉会館の女性風呂、こちらのバルブ修繕に伴う費用となっております。また、維持修繕といたしまして548万1,000円を計上しております。こちらの経費に関しましては、男女両浴室のサウナ、またベランダの手すり、踏み板等が破損が著しいということで修繕を実施するものでございます。

次に、6目の河津バガテル公園管理費でございます。527万3,000円11節需用費372万7,000円、燃料費29万2,000円でございます。こちらに関しましては、5月までバガテル公園でカーネーションのハウスを運営していたわけでございますが、今後バラのハウス栽培をすることで、それに関します経費となっております。温度管理が必要ということですので、温室の温度管理のボイラーの燃料費代ということで29万2,000円を計上したところでございます。次に施設修繕料でございます。343万5,000円。こちらの経費に関しましては、園内のキオスク、こちらの老朽化によります修繕ということで経費を計上してございます。

次に、12節役務費31万8,000円、池排泥作業手数料でございます。26万8,000円、こちらの費用に関しましては、レストランの横に池があるわけでございますが、その池の中の泥が堆積したということで、その撤去に伴います手数料でございます。また、廃棄物の処分手数料ということで同廃棄物の手数料5万円を計上してあるところでございます。

12ページをお願いいたします。

13節委託料115万9,000円、集客イベント委託料でございます。こちらに関しましては、バガテル公園で行います秋バラの集客イベント等に関します委託料ということで32万4,000円を計上したところでございます。バラハウス管理委託料でございます83万5,000円、こちらに関しましては、バラの温室栽培に関しまして、ちょっと職員ではノウハウが今のところないということで、3月までの間専門の業者さんをお願いをした中で、1日4時間、これを30日、3月までバラのほうの管理をお願いするということで、その経費について計上をしてございます。

14節使用料及び賃借料6万9,000円、自動車借り上げ料4万円、こちらに関しましては、秋の集客イベントの中で河津中学校と稲取高校のブラスバンドのコラボ演奏会の実施を予定しております。それに伴います稲高生のブラスバンドの楽器運搬に使います車両の借り上げ料となっております。重機借り上げ料2万9,000円、こちらに関しましては、先ほどお話しいたしましたレストラン横の池の土砂の処分用の車両といたしまして2万9,000円を重機借り上げとして計上をしてございます。

7目さくら振興費94万7,000円11節需用費36万3,000円、事業消耗品でございます。こちらの消耗品に関しましては、河津桜の原木の維持管理に関します費用でございます。保護、育成に関します費用といたしまして36万3,000円を計上したところでございます。

次に、12節役務費でございます。58万4,000円、桜保護育成作業手数料ということで計上してございます。こちらに関しましては、浜の緑地帯に植栽されております河津桜周辺の支障木の整理を行うための手数料ということで計上をしたところでございます。

補正額の合計でございます。1,189万1,000円。

次に、7款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費190万円11節需用費190万円、施設修繕料でございます。こちらの費用に関しましては、本年度の地区要望に対応する経費となっております。

2目道路新設改良費2,480万円15節工事請負費2,480万円、町道佐ヶ野1号線改良工事の工事費となっております。なお、6月補正で用地費のほうを計上させていただきました。その中で用地費のほうが片づいたということで、9月定例会において工事費を計上させていただいたところでございます。

補正額の合計といたしまして2,670万円でございます。

次に、5項住宅費1目住宅管理費8万5,000円11節需用費8万5,000円、修繕料でございます。湯ヶ野の町営住宅の修繕料でございます。

次に、8款消費費1項消費費1目防災費22万7,000円12節役務費22万7,000円、通信運搬費として計上をしてございます。本年度導入を予定しております緊急防災情報システムの端末の通信料でございます。備品等は当初予算に計上してあったわけでございますが、通信費につきましては当初予算計上漏れでございましたので、補正予算として計上をさせていただいたところでございます。

13ページをお願いいたします。

9款の教育費でございます。2項小学校費6目南小学校教育振興費19万2,000円18節備品購入費19万2,000円、南小学校の冷水器の購入費として19万2,000円を計上してございます。また、特定財源といたしまして、先ほど歳入で説明をさせていただきました寄附金を10万円充当させていただいているところでございます。

次に、5項の社会教育費2目文化財保護費64万4,000円1節報酬15万3,000円、文化財保護審議会委員12万2,000円、町史編さん審議会委員3万1,000円、こちらに関しましては、町史編さんに伴いまして寺院関連の調査をするということで、それに関連する経費でございます。

8節報償費8万3,000円、原稿執筆謝金でございます。こちらに関しましては寺院調査の調査報告に基づきまして、この資料をもとに執筆をするということで執筆に関します原稿執筆謝金ということで計上をさせていただいております。

9節旅費2万4,000円、費用弁償でございます。各委員の費用弁償となっております。

11節需用費38万4,000円、事業用消耗品でございます。教育委員会の分室の資料の整理用の書籍の保存箱といたしまして38万4,000円を計上をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

3番、塩田正治君。

○3番（塩田正治君） まず8ページです。桜の切り枝のことです。今回、まず試験的に、要はデータどりをするためだと私は認識しているわけですが、当然市場に出しまして、そうすると市場からの要望も返ってくるわけです。例えば初めて出荷したときには、生花ですか、こういう花を飾るために使うのに、例えば1メートルが要望されるのか、いや、1メートルで出してみたら、いや、もうちょっと短いほうがいいよとか、そういった要望もデータとして集めなければならない。それから、今度は多分大田の青果市場に送るんだと思うわけですが、そこには当然八百屋さんのほうもくっついていきます。そうすると、河津桜というのがあるということになると、今度つまに使うこんな小っちゃな小枝でも欲しいよという声も、もしかしたら上がるかもしれないとか、要は、そういったデータを集めるために、今年から試験的に出荷してみようという取り組みだと思っています。

それで、今回この試験的なのを今後どのぐらい続けていって、声を反映させて、結局最終的には町のあいている遊休農地だとかそういったことの活用や、新規就農者の一つの労働の手だてとして利用していくんだらうと思うわけですが、要は、今後何年ぐらい試験的に運用してみようというふうにお考えかお聞かせください。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 私のほうから基本的な考え方だけ先に述べまして、その後担当課長に答弁させます。

桜の切り枝商品化ということで、今まで河津町は特に出していなかったですけども、聞くところによると二、三でしたら出していたという話も聞いております。それで、実際のと

ころ大田市場なんかに聞きますと、もう県外から、神奈川とか埼玉から出ているという話も聞きます。少しほかの桜に比べると、山形のけいおう桜に比べると比較的単価もいいんじゃないかということで、農協の担当者もこの研究会に入っておりますので、その方を通じて、長さですとか梱包の仕方とか、その辺は今後研究をしていきたいなと思っております。

あと、担当のほうからお話しします。

○議長（宮崎啓次君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 町長のほうから大枠のお話は、今していただいたわけですが、今年も試験出荷ということで、協力をしてくれるところはちょっと何か所かお願いをしてありまして、そこで11月ごろに、要は管理用に所有の方が桜を剪定します。それを私どもは研究会として頂戴をしまして、それを芽吹かせる作業を県の試験場で行いまして、12月の中旬ぐらい、あるいは下旬ぐらいに最初の出荷を考えています。それを1月30日ぐらいの出荷まで三、四回を出荷して、桜まつり前までに市場のあたりを見ようということです。

枝の長さは大体もう農協さんのほうである程度経験的に情報も持ってありまして、大体1メートルぐらいの枝が欲しいよということで、それを箱に詰めて河津桜発祥の地の河津桜ということをしっかり表示して、送って、その市場のあたりを見てみようということで考えています。

これが今年の取り組みということですが、ちょっと別のところにいきますけれども、桜の支援事業の補助金という部分があります。これは新規に河津桜を遊休農地等に植えていただける方を募りまして、今度の冬に植えていただけるようにできればいいなということで、その枠を設けたわけでございます。これにつきましては、植えてから、試験場のお話ですと、大体切れるまで10年近くは普通にやるとかかるんですけども、それをうまく誘引仕立てをすることによって、こういう何か実際やると、三、四年、何か短く短縮して収穫というか採取ができるというような技術があるそうです。ですから、それを継続的に行うことによって、実際農家の方が能動的に行ったものが7年ぐらいするとできるかなと。その間に既存の桜をもし活用、もう既にお持ちになっている方がいらっしゃるわけですから、その人たちにそういう協力をしていただければ、試験出荷と今回事業で植えた部分の間のつなぎができて、だんだん軌道に乗っかるというふうに、ちょっとストーリーは描いているところです。

そのような流れの中で、実際その市場がどういう要求があるとか、あるいはどんな評価をされるのかとか、あと梱包の部分から表示とかいろんなそういう部分についても、ことし試験をやりながら手探りの状態ですから、その辺の情報を集めて、少しずつしっかりした流

通ラインに乗るように進めていこうということで取り組んでいます。

○議長（宮崎啓次君） 3番、塩田正治君。

○3番（塩田正治君） もちろん元祖河津桜の町ということで、そこから本物の河津桜を出すんだということで、当然高付加価値なものにして、より高い単価で流通してもらいたいと願うわけです。それには、やっぱり一番最初の取り組み、このデータどりというのは本当に大事になってくると思うんです。それは、先ほど言われたJAさんのほうのノウハウ等というものも確かにあるでしょうけれども、ぜひとも町の職員の方々にも大田市場まで実際に足を運び、そして試験出荷中だというお話をすれば、大田市場の方々も協力体制はしっかり協力してくれると思いますので、末端で実際に使ってくださる方々の声というのを吸い上げる、そこまでぜひやっていただきたいなと思います。頑張ってやってほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（宮崎啓次君） ほかに質疑ございませんか。

1番、遠藤嘉規君。

○1番（遠藤嘉規君） 13ページの教育費文化財保護費、町史編さんのところで寺社仏閣の調査ということで予算がついているんですけども、少し詳しく説明をいただけたらと思います。

○議長（宮崎啓次君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君） お答えします。

町史編さんについてですけれども、町に17戸のお寺がございます。そのうち2カ所については調査が済んでおります。今年、あと5カ所行いたいと思います。来年10カ所を予定しております。これについては昭和62年に町史編さんを行った中で、資料編の河津町の寺院というのは、各お寺からの申告に基づいての原稿で書いておりましたが、調査等は行っておりませんでした。今回の町史では直に調査をさせていただいて、新たな事実等がわかればそれに載せさせていただいているもので計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 1番、遠藤嘉規君。

○1番（遠藤嘉規君） 今年5カ所、来年10カ所ということで、ぜひしっかりと調査をするのに、それなりに人も時間も必要、費用もかかると思いますので、しっかりと予算をつけていただいて、しっかりと調査をして、いいものをつくってもらいたいと思いますので、お

願います。

○議長（宮崎啓次君） ほかに質疑ございませんか。

3番、塩田正治君。

○3番（塩田正治君） 申しわけないです。

もう1点、11ページです。わくわくの森の桜並木というところで補正で乗っかってきているわけですが、これやっぱりわくわくの森に桜を植えても、もう毎年毎年鹿に食われているという現状を聞いたことがあるわけですが、町長のわくわくの森に対しての基本的な考え方、今後どうしていくのかという、先ほど来の会議の中でも終息させていくものはしっかりという言葉もありましたけれども、その辺も念頭に入れて考える時期に来ているんじゃないかと私は思うので、わくわくの森の今後について町長の見解をお願いします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） この植栽事業につきましては、前回の議会で山田議員から質問がありました。特に動物の被害の影響があるということで、植えてあったものが食われてなかなか育たないという状況があります。そういう意味で、今回、本数はそんなに多くないんですけども、試験的に動物被害等を考えながら、山田議員のお話ですと、観光的な部分といいますか、景観の部分もあったりするので、全体ではなくても、そういう部分の考え方もあるのかなということで、今回試験的に植えてみて、動物の被害等の状況を見ながら今後生かしていきたいという意味で、前回の議会の答弁を受けた中で試験的にやってみようということで、予算を上げたものでございます。

以上でございます。

○3番（塩田正治君） 承知しました。

○議長（宮崎啓次君） ほかに質疑ございませんか。

1番、遠藤嘉規君。

○1番（遠藤嘉規君） 関連で。

そうすると、もし今回のわくわくの森の植樹というのが鳥獣対策をしっかりとやって、十分にこれは食べられずに育つという結果が出た場合は、その手法を使って、ほかの地域でも桜を植えることが可能になってくるという新たな展開もあるんでしょうか。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まだそこまで考えていないわけですが、ただ費用の問題もあります。鳥獣害の対策でしっかりとやるということもあるんですけども、今回はなるべく費用

をかけないでやる方法はないのかなということで試験的にやってみようということでございます。本当に大きなお金をかければ完全にできるということもあるんですけども、今度は本数の問題も出てくるものですから、どの部分でどの程度やれば被害が防げるのかなということもあるものですから、そんなことを含めて今回やってみようということをやってみようということでございます。

○議長（宮崎啓次君） 1番、遠藤嘉規君。

○1番（遠藤嘉規君） 幾つかいろんなやり方があるかと思うんで、ぜひそういう場所でもちゃんと桜が生えるという結果を出していただいて、そうすれば、考えようですけども、もう河津の見渡す限りいろんなところに桜を山に植えるということも展望としては見えてくるかなというふうに思いますので、ぜひ良い結果が出るように、いろんなパターンを試して成功させていただきたいと思います。

○議長（宮崎啓次君） ほかに質疑ございませんか。

5番、小林和子君。

○5番（小林和子君） 何点かあるんですけども、1つずつお願いします。

まず、6ページの学校教育の振興会の何か東伊豆のスイミングクラブを解散して、その寄附をいただいたと。これどういうことがちょっとよくわからないので、もう少しちゃんと説明をお願いします。

○議長（宮崎啓次君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君） お答えします。

ことしの6月29日に東伊豆スイミングクラブが解散に伴いまして、解散時点の全会員が38名おります。そのうちの河津町の町民の方々が8名、その内訳としましては、未就学児が2名の南小学校が4名、大人の2名の方の計8名でございます。この中で南小学校の生徒さんというか通っている方が多かったので、南小学校のところに寄附をさせてもらいたいよということで、スイミングクラブからの申し出がありましたので、それで寄附をさせていただきました。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 5番、小林和子君。

○5番（小林和子君） 東伊豆のアスド会館のところのプールが解散したからという、そういうことだと考えますが、そうすると、8名が多いか少ないかは別として、この子たちがこの次は、じゃ、敷根のほうへ通うよというような、そういうことを選択していくのでしょうか

ということと、大人はいなかったですね、この中に。いいです、もしその中に大人の方がいるようでしたら、大人の方たちは河津町内の方でも菊水館のプールでスイミング教室やっていますけれども、もう少し町民が自由に使えるようなプールがあるといいねという声も聞いていますので、今言った2つのことについてお答えをお願いします。

○議長（宮崎啓次君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君） お答えします。

未就学生が2名、南小学校が4名、大人の方が2名です。

この後の敷根等の話は、すみません、僕らのほうでは把握しておりませんのでわかりません。この後また菊水館さん、渋谷区さんのほうもありますけれども、それについてはまだ考えございません。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 5番、小林和子君。

○5番（小林和子君） プールの件についてはいいです。

その次の質問に入っていいですか。

○議長（宮崎啓次君） どうぞ。

○5番（小林和子君） 7ページの町道佐ヶ野線の改良工事というのは、今やっているところの工事ですか。あれはさらに、まだ……、ちょっとここがよくわからない、場所がよくわからないので教えてください。

○議長（宮崎啓次君） 建設課長。

○建設課長（村串信二君） 佐ヶ野1号線の改良工事はこれから工事を行うわけですが、上佐ヶ野の公民館の少し上の部分になります、場所としては。上佐ヶ野の公民館……

○5番（小林和子君） 山田さんちの下のところですか。

〔発言する人あり〕

○5番（小林和子君） わかりました。

○建設課長（村串信二君） まだ、だから今の段階では何もやっていません。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 5番、小林和子君。

○5番（小林和子君） わかりました。後で教わります。

そうすると、私もっと下の、ごめんなさいね、佐川急便の前から農協のところの工事は終わっているんじゃないかと思うんですけども、あそこの馬はなぜいつまでもまだ外れない

であるのでしょうか。

○議長（宮崎啓次君） 建設課長。

○建設課長（村串信二君） すみません、あの工事については県の工事になりますので。

○5番（小林和子君） 県の工事になるから答えが……

○建設課長（村串信二君） まだ完了はしてありません。

○5番（小林和子君） わかりました。

○議長（宮崎啓次君） 小林議員、よろしいですか。

○5番（小林和子君） はい、いいです。

○議長（宮崎啓次君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第36号 平成30年度河津町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

○議長（宮崎啓次君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君） 日程第13、議案第37号 平成30年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第37号 平成30年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度河津町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,344万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,452万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月4日提出、河津町長、岸重宏。

内容は担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、議案第37号 平成30年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

本議案の提案理由でございますが、平成29年度療養給付費等の精算、国保システム改修に伴う補正でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。単位は千円でございます。

5款県支出金27万円 1項県負担金・補助金同額でございます。

8款繰越金2,255万3,000円 1項繰越金同額でございます。

9款諸収入62万3,000円 3項雑入同額でございます。

歳入総額2,344万6,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費27万円 1 項総務管理費同額でございます。

8 款諸支出金2,317万6,000円 1 項償還金及び還付加算金同額でございます。

歳出合計2,344万6,000円。

恐れ入ります。3 ページ、4 ページの事項別明細書総括は省略させていただきます。

5 ページをお願いいたします。

事項別明細書、2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順で述べさせていただきます。

5 款県支出金 1 項県負担金・補助金 1 目保険給付費等交付金27万円 2 節特別交付金27万円、特別調整交付金分でございます。こちらのほうにつきましては、国保情報データベースシステムの改修に伴う交付金でございます。

8 款繰越金 1 項繰越金 2 目その他の繰越金2,255万3,000円 1 節その他の繰越金2,255万3,000円、その他の繰越金でございます。

9 款諸収入 3 項雑入 5 目療養給付費等負担金62万3,000円 1 節過年度分62万3,000円、過年度分でございます。29年度退職医療の療養給付費等交付金確定に伴う精算分でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費27万円委託料27万円、国保情報データベースシステムの改修委託料でございます。国保情報データベースシステムの療養給付費負担金、それから財政調整交付金システムについて、町申請ベースとしておりました機能を、30年度から県申請をベースとした機能に改修するものでございます。

8 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 3 目償還金2,317万6,000円23節償還金、利子及び割引料2,317万6,000円、国県支出金の返還金でございます。29年度の精算に伴う支出金でございます。

説明は以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第37号 平成30年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決
します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君） 日程第14、議案第38号 平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算
（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第38号 平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,755万3,000円を追加し、歳入歳出予算
の総額を歳入歳出それぞれ10億4,604万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月4日提出、河津町長、岸重宏。

内容について担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、議案第38号 平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算（第2号）を説明をさせていただきます。

本議案の提案理由でございますが、平成29年度介護給付費等の確定に伴う精算によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

4款支払基金交付金106万円1項支払基金交付金同額でございます。

9款繰越金1,649万3,000円1項繰越金同額でございます。

歳入合計1,755万3,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

7款諸支出金1,755万3,000円1項繰出金582万6,000円、2項償還金及び還付加算金1,172万7,000円。

歳出合計1,755万3,000円。

恐れ入ります。3ページ、4ページの事項別明細書総括は省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書、2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順で述べさせていただきます。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金54万2,000円2節過年度分54万2,000円、介護給付費交付金29年度精算によるものでございます。

2目地域支援事業交付金51万8,000円2節過年度分51万8,000円、地域支援事業交付金、こちらも29年度の精算によるものでございます。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金1,649万3,000円1節繰越金1,649万3,000円、繰越金でござ

ございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

7款諸支出金1項繰出金1目一般会計繰出金582万6,000円28節繰出金582万6,000円、一般会計繰出金でございます。29年度精算に伴うものでございます。

2項償還金及び還付加算金2目償還金1,172万7,000円23節償還金、利子及び割引料1,172万7,000円、国県支出金の返還金でございます。29年度精算に伴うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第38号 平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君） 日程第15、議案第39号 平成30年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第39号 平成30年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ304万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,509万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月4日提出、河津町長、岸重宏。

内容については担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、議案第39号 平成30年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

本議案の提案理由でございますが、平成29年度後期高齢者医療保険料の確定に伴い、広域連合への納付金を精算するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

5款繰越金304万7,000円 1項繰越金同額でございます。

歳入合計304万7,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款後期高齢者医療広域連合納付金304万7,000円 1項後期高齢者医療広域連合納付金同額

でございます。

歳出合計304万7,000円。

恐れ入ります。3ページ、4ページの事項別明細書総括は省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書、2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順で述べさせていただきます。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金304万7,000円1節繰越金304万7,000円、繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金304万7,000円19節負担金、補助及び交付金304万7,000円、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。29年度保険料の精算に伴う納付金でございます。

説明は以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第39号 平成30年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

2時45分まで休憩します。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時45分

○議長（宮崎啓次君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第40号～議案第47号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（宮崎啓次君） 日程第16、議案第40号 平成29年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第41号 平成29年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第42号 平成29年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第43号 平成29年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第44号 平成29年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第45号 平成29年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第46号 平成29年度河津町水道事業会計決算認定について、議案第47号 平成29年度河津町温泉事業会計決算認定について、以上8議案は同種の平成29年度決算でありますので一括議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号の8議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第40号 平成29年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第41号 平成29年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第

42号 平成29年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第43号 平成29年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第44号 平成29年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第45号 平成29年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第46号 平成29年度河津町水道事業会計決算認定について、議案第47号 平成29年度河津町温泉事業会計決算認定について、それぞれ担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君） 会計管理者。

会計管理者に申し上げます。

歳入歳出決算書の説明は、項につきましては収入済額または支出済額のみとして結構です。また、会計管理者は説明が長くなるようでしたら着席して説明をしてください。

○会計管理者兼会計室長（土屋 亨君） それでは、議案第40号から議案第45号までの一般会計及び各特別会計の決算認定についてご説明をさせていただきます。

議案の説明に入ります前に、平成29年度河津町決算総括表から説明させていただきます。

お手元の平成29年度一般会計・特別会計決算書の表紙をめくっていただきますと、決算総括表がございます。そちらをごらんください。

決算総括表の説明につきましては、会計別、区分、予算額、決算額、予算額と決算額との比較、予算対決算比率の順に朗読説明とさせていただきます。なお、単位は円でございます。一般会計です。

歳入、40億4,590万7,000円、38億7,655万4,275円、△1億6,935万2,725円、95.81%です。歳出です。40億4,590万7,000円、36億8,112万8,225円、3億6,477万8,775円、90.98%です。

差引残額1億9,542万6,050円。

続きまして、河津駅前広場整備事業特別会計です。

歳入、450万2,000円、429万3,649円、△20万8,351円、95.37%。

歳出、450万2,000円、397万5,842円、52万6,158円、88.31%。

差引残額31万7,807円。

次に、土地取得特別会計です。

歳入、91万3,000円、90万292円、△1万2,708円、98.61%。

歳出、91万3,000円、54万950円、37万2,050円、59.25%。

差引残額35万9,342円。

次に、国民健康保険特別会計です。

歳入、14億7,463万3,000円、15億1,421万4,101円、3,958万1,101円、102.68%。

歳出、14億7,463万3,000円、14億3,533万5,436円、3,929万7,564円、97.34%。

差引残額7,887万8,665円。

次に、介護保険特別会計です。

歳入、9億5,148万7,000円、9億5,511万5,991円、362万8,991円、100.38%。

歳出、9億5,148万7,000円、9億2,146万9,783円、3,001万7,217円、96.85%。

差引残額3,364万6,208円。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

歳入、1億21万5,000円、1億321万1,956円、299万6,956円、102.99%。

歳出、1億21万5,000円、1億14万7,000円、6万8,000円、99.93%。

差引残額306万4,956円です。

総合計は、ごらんのとおりでございます。説明は省略させていただきます。

議長のご配慮がありますので、これより着席して説明をさせていただきます。

1枚おめくりください。

議案第40号 平成29年度河津町一般会計決算書。

もう1枚めくっていただいて、1、2ページをお願いいたします。

歳入です。

説明は、款につきましては予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に、項につきましては収入済額のみを朗読説明とさせていただきます。なお、予算現額と収入済額との比較につきましては省略させていただきます。単位は円でございます。

1 款町税 9億7,904万7,000円、10億7,753万53円、10億1,010万4,960円、598万2,746円、6,144万2,347円。

1 項町民税 3億296万3,905円。

2 項固定資産税 5億9,412万5,375円。

3 項軽自動車税 2,293万1,615円。

4 項町たばこ税 6,768万9,275円。

5 項入湯税 2,239万4,790円。

2 款地方譲与税 4,330万円、4,245万3,000円、4,245万3,000円、ゼロ、ゼロ。

1 項自動車重量譲与税 3,015万2,000円。

2 項地方揮発油譲与税1,230万1,000円。

3 款利子割交付金140万円、133万4,000円、133万4,000円、ゼロ、ゼロ。

1 項利子割交付金同額でございます。

4 款配当割交付金250万円、333万5,000円、333万5,000円、ゼロ、ゼロ。

1 項配当割交付金同額でございます。

5 款株式等譲渡所得割交付金230万円、391万3,000円、391万3,000円、ゼロ、ゼロ。

1 項株式等譲渡所得割交付金同額でございます。

6 款地方消費税交付金 1 億3,230万円、1 億3,498万5,000円、1 億3,498万5,000円、ゼロ、ゼロ。

1 項地方消費税交付金同額でございます。

7 款自動車取得税交付金1,700万円、1,565万9,000円、1,565万9,000円、ゼロ、ゼロ。

1 項自動車取得税交付金同額でございます。

8 款地方特例交付金228万円、228万円、228万円、ゼロ、ゼロ。

1 項地方特例交付金同額でございます。

9 款地方交付税14億4,944万円、14億5,994万1,000円、14億5,994万1,000円、ゼロ、ゼロ。

1 項地方交付税同額でございます。

10 款交通安全対策特別交付金130万円、127万6,000円、127万6,000円、ゼロ、ゼロ。

1 項交通安全対策特別交付金同額でございます。

11 款分担金及び負担金2,849万6,000円、2,734万4,514円、2,734万4,514円、ゼロ、ゼロ。

1 項負担金同額でございます。

12 款使用料及び手数料9,630万1,000円、8,427万8,706円、8,303万5,066円、31万1,560円、93万2,080円。

1 項使用料7,925万9,496円。

2 項手数料377万5,570円。

次のページの3、4ページをお願いいたします。

13 款国庫支出金 3 億633万4,000円、2 億4,753万295円、2 億4,753万295円、ゼロ、ゼロ。

1 項国庫負担金 1 億6,859万2,679円。

2 項国庫補助金6,974万4,000円。

3 項委託金919万3,616円。

14 款県支出金 2 億4,778万円、2 億3,128万656円、2 億3,128万656円、ゼロ、ゼロ。

1 項県負担金 1 億2,463万9,050円。

2 項県補助金8,533万4,498円。

3 項委託金2,130万7,108円。

15款財産収入2,830万6,000円、2,991万5,070円、2,991万5,070円、ゼロ、ゼロ。

1 項財産運用収入1,564万1,522円。

2 項財産売却収入1,427万3,548円。

16款寄附金7,469万2,000円、7,480万292円、7,480万292円、ゼロ、ゼロ。

1 項寄附金同額でございます。

17款繰入金8,716万円、2,173万5,898円、2,173万5,898円、ゼロ、ゼロ。

1 項特別会計繰入金564万9,872円。

2 項基金繰入金1,608万6,026円。

18款繰越金 1 億6,206万2,000円、1 億6,206万2,618円、1 億6,206万2,618円、ゼロ、ゼロ。

1 項繰越金同額でございます。

19款諸収入 1 億1,208万1,000円、1 億854万906円、1 億854万906円、ゼロ、ゼロ。

1 項延滞金157万2,660円。

2 項預金利子ゼロ。

3 項公営企業貸付金元利収入206万2,585円。

4 項受託事業収入16万3,900円。

5 項雑入 1 億474万1,761円。

20款町債 2 億7,182万8,000円、2 億1,502万8,000円、2 億1,502万8,000円、ゼロ、ゼロ。

1 項町債同額でございます。

歳入合計40億4,590万7,000円、39億4,522万3,008円、38億7,655万4,275円、629万4,306円、6,237万4,427円。

続きまして、5、6 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

説明は、款につきましては予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に、項につきましては支出済額のみを朗読説明とさせていただきます。なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、省略をさせていただきます。単位は同じく円でございます。

1 款議会費5,445万6,000円、5,269万8,671円、ゼロ、175万7,329円。

1 項議会費同額でございます。

2 款総務費 6 億6,242万円、6 億1,968万6,743円、ゼロ、4,273万3,257円。

1 項総務管理費 4 億8,881万7,744円。

2 項徴税費5,528万2,633円。

3 項戸籍住民基本台帳費4,431万1,943円。

4 項選挙費3,029万3,854円。

5 項統計調査費33万8,619円。

6 項監査委員費64万1,950円。

3 款民生費 8 億9,388万9,000円、8 億5,805万1,811円、ゼロ、3,583万7,189円。

1 項社会福祉費 6 億2,501万5,486円。

2 項児童福祉費 2 億3,283万6,325円。

3 項災害援助費20万円。

4 款衛生費 4 億6,317万1,000円、4 億895万2,245円、ゼロ、5,421万8,755円。

1 項保健衛生費 1 億5,317万2,153円。

2 項清掃費 2 億5,578万92円。

次に、5 款農林水産業費 1 億6,713万円、1 億5,185万1,223円、ゼロ、1,527万8,777円。

1 項農業費9,806万7,497円。

2 項林業費4,170万393円。

3 項水産業費1,208万3,333円。

6 款商工費 3 億4,658万3,000円、3 億2,301万9,886円、ゼロ、2,356万3,114円。

1 項商工費同額でございます。

7 款土木費 3 億1,009万5,000円、2 億5,459万9,459円、3,620万3,000円、1,929万2,541円。

1 項土木管理費4,091万430円。

2 項道路橋梁費 1 億9,608万3,588円。

3 項河川費849万4,753円。

4 項都市計画費799万5,087円。

5 項住宅費111万5,601円。

8 款消防費 2 億5,823万5,000円、2 億3,688万7,973円、ゼロ、2,134万7,027円。

1 項消防費同額でございます。

次のページをお願いいたします。

9 款教育費 4 億5,302万5,000円、4 億2,189万6,209円、ゼロ、3,112万8,791円。

1 項教育総務費5,744万9,145円。
2 項小学校費 1 億2,248万1,597円。
3 項中学校費3,613万5,542円。
4 項幼稚園費5,674万2,957円。
5 項社会教育費4,929万2,760円。
6 項保健体育費9,979万4,208円。
10款災害復旧費9,440万1,000円、2,414万4,401円、6,609万6,000円、416万599円。
1 項農林水産施設災害復旧費2,062万9,757円。
2 項公共土木施設災害復旧費ゼロ。
3 項教育施設災害復旧費82万2,960円。
4 項その他公共施設・公有施設災害復旧費269万1,684円。
11款公債費 3 億3,298万円、3 億2,933万9,604円、ゼロ、364万396円。
1 項公債費同額でございます。
12款予備費952万2,000円、ゼロ、ゼロ、952万2,000円。
1 項予備費同額でございます。
歳出合計40億4,590万7,000円、36億8,112万8,225円、1 億229万9,000円、2 億6,247万9,775円。

歳入歳出差引残額 1 億9,542万6,050円、うち基金繰入額ゼロ円。

平成30年 9 月 4 日提出、河津町長、岸重宏。

次に、147ページをお願いいたします。

一般会計の実質収支に関する調書でございます。

説明は、区分、金額の順に朗読説明とさせていただきます。

1. 歳入総額38億7,655万4,000円。
2. 歳出総額36億8,112万8,000円。
3. 歳入歳出差引額 1 億9,542万6,000円。

4. 翌年度へ繰り越すべき財源。

- (1) 継続費通次繰越額ゼロ円。
- (2) 繰越明許費繰越額1,195万9,000円。
- (3) 事故繰越し繰越額ゼロ円。

計1,195万9,000円。

5. 実質収支額 1 億8,346万7,000円。

6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円。

以上が一般会計の決算でございます。

1 枚おめくりください。

議案第41号から特別会計となりますが、説明につきましては一般会計と同様に行わせていただきます。

議案第41号 平成29年度河津駅前広場整備事業特別会計決算書。

1 枚めくっていただいて、1、2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款使用料及び手数料386万8,000円、391万9,420円、391万9,420円、ゼロ、ゼロ。

1 項使用料同額でございます。

2 項手数料ゼロ。

2 款財産収入5,000円、1,475円、1,475円、ゼロ、ゼロ。

1 項財産運用収入同額でございます。

3 款繰入金22万9,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ。

1 項基金繰入金同額でございます。

4 款繰越金40万円、37万2,754円、37万2,754円、ゼロ、ゼロ。

1 項繰越金同額でございます。

歳入合計450万2,000円、429万3,649円、429万3,649円、ゼロ、ゼロ。

次の3、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費450万2,000円、397万5,842円、ゼロ、52万6,158円。

1 項総務管理費同額でございます。

歳出合計450万2,000円、397万5,842円、ゼロ、52万6,158円。

歳入歳出差引残額31万7,807円、うち基金繰入額ゼロ円。

平成30年9月4日提出、河津町長、岸重宏。

次に、9ページをお願いいたします。

河津駅前広場整備事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

説明は同様とさせていただきます。

1. 歳入総額429万4,000円。

2. 歳出総額397万6,000円。
3. 歳入歳出差引額31万8,000円。
4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。計ゼロ円です。
5. 実質収支額31万8,000円。
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円。

以上が駅前広場整備事業特別会計の決算でございます。

また1枚めくってください。

議案第42号 平成29年度河津町土地取得特別会計決算書。

次の1、2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

- 1 款財産収入58万7,000円、54万950円、54万950円、ゼロ、ゼロ。
- 1 項財産運用収入同額でございます。
- 2 款繰入金1,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ。
- 1 項一般会計繰入金同額でございます。
- 3 款繰越金32万4,000円、35万9,342円、35万9,342円、ゼロ、ゼロ。
- 1 項繰越金同額でございます。
- 4 款諸収入1,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ。
- 1 項預金利子同額でございます。

歳入合計91万3,000円、90万292円、90万292円、ゼロ、ゼロ。

次の3、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

- 1 款諸支出金91万3,000円、54万950円、ゼロ、37万2,050円。
- 1 項土地取得費ゼロ。
- 2 項繰出金54万950円。

歳出合計91万3,000円、54万950円、ゼロ、37万2,050円。

歳入歳出差引残額35万9,342円、うち基金繰入額ゼロ円。

平成30年9月4日提出、河津町長、岸重宏。

次に、9ページをお願いいたします。

土地取得特別会計の実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額90万円。

2. 歳出総額54万1,000円。
3. 歳入歳出差引額35万9,000円。
4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。計ゼロ円。
5. 実質収支額35万9,000円。
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円。

以上が土地取得特別会計の決算でございます。

1枚おめくりください。

議案第43号 平成29年度河津町国民健康保険特別会計決算書でございます。

次の1、2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款国民健康保険税 2 億4,470万円、3 億629万3,752円、2 億6,103万5,827円、272万8,900円、4,252万9,025円。

1 項国民健康保険税同額でございます。

2 款一部負担金2,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ。

1 項一部負担金同額でございます。

3 款使用料及び手数料15万2,000円、47万6,500円、19万9,200円、1万8,600円、25万8,700円。

1 項手数料同額でございます。

4 款国庫支出金 3 億1,706万円、3 億2,730万2,513円、3 億2,730万2,513円、ゼロ、ゼロ。

1 項国庫負担金 2 億6,842万1,513円。

2 項国庫補助金5,888万1,000円。

5 款療養給付費等交付金2,963万7,000円、1,663万510円、1,663万510円、ゼロ、ゼロ。

1 項療養給付費等交付金同額でございます。

6 款前期高齢者交付金 3 億1,667万円、3 億1,667万701円、3 億1,667万701円、ゼロ、ゼロ。

1 項前期高齢者交付金同額でございます。

7 款県支出金6,641万3,000円、8,232万964円、8,232万964円、ゼロ、ゼロ。

1 項県補助金6,451万3,317円。

2 項県負担金1,780万7,647円。

8 款共同事業交付金 3 億2,101万4,000円、3 億3,220万7,635円、3 億3,220万7,635円、ゼ

ロ、ゼロ。

1 項共同事業交付金同額でございます。

9 款財産収入7,000円、2,240円、2,240円、ゼロ、ゼロ。

1 項財産運用収入同額でございます。

10 款繰入金7,244万1,000円、7,033万6,033円、7,033万6,033、ゼロ、ゼロ。

1 項他会計繰入金同様でございます。

2 項基金繰入金ゼロ。

11 款繰越金 1 億520万9,000円、1 億520万8,768円、1 億520万8,768円、ゼロ、ゼロ。

1 項繰越金同額でございます。

12 款諸収入132万8,000円、229万9,710円、229万9,710円、ゼロ、ゼロ。

1 項延滞金加算金及び過料200万1,809円。

2 項預金利子ゼロ。

3 項雑入29万7,901円。

歳入合計14億7,463万3,000円、15億5,974万9,326円、15億1,421万4,101円、274万7,500円、4,278万7,725円。

次の3、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費1,103万4,000円、900万5,907円、ゼロ、202万8,093円。

1 項総務管理費673万9,897円。

2 項徴税費192万9,530円。

3 項運営協議会費15万3,628円。

4 項趣旨普及費18万2,852円。

2 款保険給付費 9 億2,313万6,000円、8 億9,453万5,349円、ゼロ、2,860万651円。

1 項療養諸費 7 億5,982万8,968円。

2 項高額療養費 1 億3,205万5,331円。

3 項移送費ゼロ。

4 項出産育児諸費210万1,050円。

5 項葬祭諸費55万円。

3 款後期高齢者支援金等 1 億3,568万6,000円、1 億3,567万661円、ゼロ、1 万5,339円。

1 項後期高齢者支援金等同額でございます。

4款前期高齢者納付金等50万8,000円、50万6,664円、ゼロ、1,336円。

1項前期高齢者納付金等同額でございます。

5款老人保健拠出金8,000円、3,093円、ゼロ、4,907円。

1項老人保健拠出金同額でございます。

6款介護納付金5,636万1,000円、5,467万7,165円、ゼロ、168万3,835円。

1項介護納付金同額でございます。

7款共同事業拠出金3億984万9,000円、3億984万7,643円、ゼロ、1,357円。

1項共同事業拠出金同額でございます。

8款保健事業費1,082万8,000円、871万4,009円、ゼロ、211万3,991円。

1項特定健康診査等事業費537万2,923円。

2項保健事業費334万1,086円。

9款基金積立金1,400万7,000円、1,400万2,240円、ゼロ、4,760円。

1項基金積立金同額でございます。

10款公債費50万円、ゼロ、ゼロ、50万円。

1項公債費同額でございます。

11款諸支出金871万6,000円、837万2,705円、ゼロ、34万3,295円。

1項償還金及び還付加算金同額でございます。

次のページをお願いいたします。

12款予備費400万円、ゼロ、ゼロ、400万円。

1項予備費同額でございます。

歳出合計14億7,463万3,000円、14万3,533万5,436円、ゼロ、3,929万7,564円。

歳入歳出差引残額7,887万8,665円、うち基金繰入額ゼロ円。

平成30年9月4日提出、河津町長、岸重宏。

次は、29ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額15億1,421万4,000円。

2. 歳出総額14億3,533万5,000円。

3. 歳入歳出差引額7,887万9,000円。

4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。計ゼロ円。

5. 実質収支額7,887万9,000円。

6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円。

以上が国民健康保険特別会計の決算でございます。

もう1枚めくっていただきます。

議案第44号 平成29年度河津町介護保険特別会計決算書でございます。

次の1、2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款保険料 1 億7,088万2,000円、1 億7,810万9,740円、1 億7,387万1,380円、166万1,050円、257万7,310円。

1 項介護保険料同額でございます。

2 款手数料 3 万5,000円、7 万2,900円、2 万4,900円、1 万7,500円、3 万500円。

1 項手数料同額でございます。

3 款国庫支出金 2 億1,870万6,000円、2 億1,961万5,389円、2 億1,961万5,389円、ゼロ、ゼロ。

1 項国庫負担金 1 億5,961万1,457円。

2 項国庫補助金6,000万3,932円。

4 款支払基金交付金 2 億5,419万円、2 億4,592万2,000円、2 億4,592万2,000円、ゼロ、ゼロ。

1 項支払基金交付金同額でございます。

5 款県支出金 1 億3,580万6,000円、1 億3,694万7,016円、1 億3,694万7,016円、ゼロ、ゼロ。

1 項県負担金 1 億3,313万7,000円。

2 項県補助金381万16円。

6 款繰入金 1 億2,970万3,000円、1 億2,970万2,000円、1 億2,970万2,000円、ゼロ、ゼロ。

1 項一般会計繰入金同額でございます。

2 項基金繰入金ゼロ。

7 款諸収入251万9,000円、247万1,700円、247万1,700円、ゼロ、ゼロ。

1 項延滞金加算金及び過料ゼロ。

2 項預金利子ゼロ。

3 項雑入247万1,700円。

8 款財産収入1,000円、30円、30円、ゼロ、ゼロ。

1 項財産運用収入同額でございます。

9 款繰越金3,852万円、4,556万9,576円、4,556万9,576円、ゼロ、ゼロ。

1 項繰越金同額でございます。

10款分担金及び負担金112万5,000円、99万2,000円、99万2,000円、ゼロ、ゼロ。

1 項負担金同額でございます。

歳入合計 9 億5,148万7,000円、9 億5,940万2,351円、9 億5,511万5,991円、167万8,550円、
260万7,810円。

次の3、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費1,181万3,000円、974万8,382円、ゼロ、206万4,618円。

1 項総務管理費422万3,049円。

2 項徴収費33万485円。

3 項介護認定審査会費519万4,848円。

2 款保険給付費 8 億9,230万6,000円、8 億6,788万64円、ゼロ、2,442万5,936円。

1 項介護サービス等諸費 7 億9,689万3,487円。

2 項介護予防サービス等諸費1,299万9,577円。

3 項その他諸費55万4,760円。

4 項高額介護サービス等費1,587万9,584円。

5 項高額医療合算介護サービス等費202万3,256円。

6 項特定入所者介護サービス等費3,952万9,400円。

3 款財政安定化基金拠出金1,000円、ゼロ、ゼロ、1,000円。

1 項財政安定化基金拠出金同額でございます。

4 款地域支援事業費2,927万9,000円、2,588万6,918円、ゼロ、339万2,082円。

1 項介護予防・生活支援サービス事業費617万8,532円。

2 項一般介護予防事業費900万1,288円。

3 項包括的支援事業・任意事業費1,069万4,003円。

4 項その他諸費 1 万3,095円。

5 款公債費1,000円、ゼロ、ゼロ、1,000円。

1 項公債費同額でございます。

6 款基金積立金1,000円、30円、ゼロ、970円。

1 項基金積立金同額でございます。

7 款諸支出金1,808万6,000円、1,795万4,389円、ゼロ、13万1,611円。

1 項繰出金563万7,172円。

2 項償還金及び還付加算金1,231万7,217円。

歳出合計です。9 億5,148万7,000円、9 億2,146万9,783円、ゼロ、3,001万7,217円。

歳入歳出差引残額3,364万6,208円、うち基金繰入額ゼロ円。

平成30年9月4日提出、河津町長、岸重宏。

次に、29ページをお願いいたします。

介護保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額9 億5,511万6,000円。

2. 歳出総額9 億2,147万円。

3. 歳入歳出差引額3,364万6,000円。

4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。計ゼロ円。

5. 実質収支額3,364万6,000円。

6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円。

以上が介護保険特別会計の決算でございます。

1 枚めくってください。

議案第45号 平成29年度河津町後期高齢者医療特別会計決算書でございます。

次の1、2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料7,400万4,000円、7,794万9,100円、7,707万7,100円、ゼロ、87万2,000円。

1 項後期高齢者医療保険料同額でございます。

2 款使用料及び手数料1 万5,000円、1 万7,200円、1 万1,900円、ゼロ、5,300円。

1 項手数料同額でございます。

3 款繰入金2,596万2,000円、2,564万4,356円、2,564万4,356円、ゼロ、ゼロ。

1 項一般会計繰入金同額でございます。

4 款諸収入23万3,000円、8 万7,300円、8 万7,300円、ゼロ、ゼロ。

1 項延滞金及び過料ゼロ。

2 項償還金及び還付加算金8 万7,300円。

3項預金利子ゼロ。

5款繰越金1,000円、39万1,300円、39万1,300円、ゼロ、ゼロ。

1項繰越金同額でございます。

歳入合計1億21万5,000円、1億408万9,256円、1億321万1,956円、ゼロ、87万7,300円。

次の3、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款後期高齢者医療広域連合納付金1億4万7,000円、1億4万7,000円、ゼロ、ゼロ。

1項後期高齢者医療広域連合納付金同額でございます。

2款諸支出金16万8,000円、10万円、ゼロ、6万8,000円。

1項償還金及び還付加算金8万7,300円。

2項繰出金1万2,700円。

歳出合計1億21万5,000円、1億14万7,000円、ゼロ、6万8,000円。

歳入歳出差引残額306万4,956円、うち基金繰入額ゼロ円。

平成30年9月4日提出、河津町長、岸重宏。

次に、11ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額1億321万2,000円。

2. 歳出総額1億14万7,000円。

3. 歳入歳出差引額306万5,000円。

4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。計ゼロ円です。

5. 実質収支額306万5,000円。

6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円。

以上が後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

ただいま議案第40号から議案第45号について説明をさせていただきました。次ページ以降に財産に関する調書を提出してございますが、説明は省略させていただきます。後ほどごらんいただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） それでは、議案第46号について説明させていただきます。

公営企業決算書をごらんください。

議案第46号 平成29年度河津町水道事業会計決算書でございます。

続いて、1ページ目をお願いいたします。

平成29年度河津町水道事業会計決算報告書。

(1)収益的収入及び支出。

収入、税込みです。単位は円でございます。

区分、当初予算額、補正予算額、合計、そして決算額の順で読み、説明させていただきます。

それでは、第1款水道事業収益1億9,973万1,000円、ゼロ、1億9,973万1,000円、1億7,775万5,045円。

第1項営業収益1億7,968万8,000円、ゼロ、1億7,968万8,000円、1億5,838万487円。

第2項営業外収益2,004万2,000円、ゼロ、2,004万2,000円、1,937万4,558円。

第3項特別利益1,000円、ゼロ、1,000円、ゼロ。科目存置です。

決算額のうち、仮受消費税1,121万6,985円。

次ページをお願いいたします。

支出でございます。

流用増減を加えて説明をさせていただきます。

第1款水道事業費用1億8,321万1,000円、△661万6,000円、1億7,659万5,000円、1億7,778万9,647円。

第1項営業費用1億7,098万5,000円、△661万6,000円、△500万7,000円の流用減です。1億5,936万2,000円、1億6,108万9,356円。

第2項営業外費用1,172万4,000円、ゼロ、500万7,000円の流用増、1,673万1,000円、1,670万291円。

第3項特別損失2,000円、ゼロ、2,000円、ゼロ。

第4項予備費50万円、ゼロ、50万円、ゼロ。

決算額のうち、仮払消費税559万8,439円です。

次ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

同様に説明をさせていただきます。

第1款資本的収入1億1,609万4,000円、ゼロ、1億1,609万4,000円、6,191万1,000円。

第1項企業債1億800万円、ゼロ、1億800万円、5,500万円。

第8項他会計補助金809万4,000円、ゼロ、809万4,000円、691万1,000円。

決算額のうち、仮受消費税ゼロ円です。

次ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

第1款資本的支出1億7,519万3,000円、480万円、1億7,999万3,000円、1億2,875万4,784円。

第1項建設改良費1億3,604万2,000円、480万円、1億4,084万2,000円、8,960万4,026円。

第2項企業債償還金です。3,708万9,000円、ゼロ、3,708万9,000円、3,708万8,790円。

第3項他会計長期借入償還金です。206万2,000円、ゼロ、206万2,000円、206万1,968円。

決算額のうち、仮払消費税663万7,336円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,684万3,784円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額663万7,336円、過年度分損益勘定留保資金6,020万6,448円で措置した。

平成30年9月4日提出、河津町長、岸重宏。

以上でございます。

続いて、温泉事業でございます。

ページをめくっていただきまして、議案第47号 平成29年度河津町温泉事業会計決算書でございます。

1ページをお願いいたします。

平成29年度河津町温泉事業会計決算報告書。

(1)収益的収入及び支出。

収入、税込みです。単位は円でございます。

水道事業同様に、区分、当初予算額、補正予算額、合計、そして決算額の順で読み説明とさせていただきます。

第1款温泉事業収益1億1,688万5,000円、ゼロ、1億1,688万5,000円、1億2,518万7,930円。

第1項営業収益1億168万8,000円、ゼロ、1億168万8,000円、1億542万5,023円。

第2項営業外収益1,519万7,000円、ゼロ、1,519万7,000円、1,976万2,907円。

決算額のうち、仮受消費税780万9,051円です。

次ページをお願いいたします。

支出です。

流用増減を加えて説明をさせていただきます。

第1款温泉事業費用1億1,240万6,000円、176万6,000円、ゼロ、1億1,417万2,000円、1億338万1,173円。

第1項営業費用1億966万円、176万6,000円、△268万の流用減、1億874万6,000円、9,965万2,433円。

第2項営業外費用224万5,000円、ゼロ、268万円の流用増となります。492万5,000円、375万4,300円。

第3項特別損失1,000円、ゼロ、1,000円、15万4,440円。

第4項予備費です。50万円、ゼロ、50万円、ゼロ。

決算額のうち、仮払消費税399万939円。

次ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

同様に説明させていただきます。

第1款資本的収入97万2,000円、ゼロ、97万2,000円、32万4,200円。

第9項温泉加入金97万2,000円、ゼロ、97万2,000円、32万4,000円。

決算額のうち、仮受消費税2万4,000円。

次ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

第1款資本的支出628万円、ゼロ、ゼロ、628万円、361万3,464円。

第1項建設改良費628万円、ゼロ、ゼロ、628万円、361万3,464円。

決算額のうち、仮払消費税26万7,664円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額328万9,464円は、消費税及び地方消費税資本的支出収支調整額26万7,664円、過年度損益勘定留保資金302万1,800円で措置した。

平成30年9月4日提出、河津町長、岸重宏。

説明は以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 説明は終わりました。

これより質疑を許します。

あらかじめ申し添えておきますが、本8議案は、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その特別委員会に付託する予定でございます。

なお、質疑は、議事進行上、議案番号順に、また歳入歳出とも款の順にお願いします。

議案第40号 平成29年度河津町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

2番、上村和正君。

○2番（上村和正君） すみません。議案第40号の普通会計についてお伺いしたいんですけども、今申し上げてもらいました収入済額のこの金額と、主要な施策の12ページの普通会計の概要とあるんですけども、ここの例えば繰越金の部分についてなんですけれども、4ページ、18款、例えば繰越額1億6,206万2,000円なんですけれども、主要な施策のほうの概要版の29年度決算額の例えば繰越額1億6,279万3,000円と、ちょっとこの部分だけじゃなくてほかの部分も、平成29年度の支出の部分もところどころ数字がちょっと違うんですけども、この差異についてご説明をいただきたいんですけども。

○議長（宮崎啓次君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 3時56分

○議長（宮崎啓次君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

今の2番、上村議員の質疑の答弁をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 今お尋ねの件でございます。

主要な施策の成果、こちらに記載されております数値につきましては、決算統計の資料ということで数字を拾っております。こちらの会計の中には、一般会計の中に駅前広場特別会計予算と土地取得特別会計、こちらの2会計も含まれたもので表示がされているということで、こちらとイコールとはなりません。よろしいでしょうか。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第41号 平成29年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第42号 平成29年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第43号 平成29年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第44号 平成29年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第45号 平成29年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第46号 平成29年度河津町水道事業会計決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第47号 平成29年度河津町温泉事業会計決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

お諮りします。

これをもって質疑を打ち切り、ただいま議題となっております議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号の8議案を、会議規則第39条第1項の規定により、議員全員で構成する決算審査特別委員会へ付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第47号までの8議案については決算審査特別委員会へ付託することに決しました。

決算審査特別委員会の委員長を副議長にお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

副議長に決算審査特別委員会委員長をお願いいたします。

委員長は、14日の本会議までに審査報告書を議長へ提出されるようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（宮崎啓次君） 本日の日程はこれをもって終了しました。

ただいまより14日午後3時まで休会とし、特別委員会での決算審査をお願いします。

14日は午後3時から議会を再開します。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 3 日

9 月 14 日（金曜日）

平成30年河津町議会第3回定例会会議録

議事日程(第3号)

平成30年9月14日(金曜日)午後3時開議

- 日程第 1 議案第40号 平成29年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第41号 平成29年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第42号 平成29年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
議案第43号 平成29年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第44号 平成29年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第45号 平成29年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第46号 平成29年度河津町水道事業会計決算認定について
議案第47号 平成29年度河津町温泉事業会計決算認定について
- 日程第 2 発議第 1号 河津町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議員派遣の件
- 日程第 4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(10名)

1番	遠藤嘉規君	2番	上村和正君
3番	塩田正治君	4番	仲里司君
5番	小林和子君	6番	土屋貴君
7番	渡邊弘君	8番	稲葉静君
9番	宮崎啓次君	10番	山田勇君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	土屋晴弥君
教育長	鈴木基君	総務課長	野口浩明君
企画調整課長	後藤幹樹君	町民生活課長	飯田吉光君
健康福祉課長	川尻一仁君	産業振興課長	鳥澤俊光君
建設課長	村串信二君	水道温泉課長	中村邦彦君
教育委員会 教務局長	渡辺音哉君	会計管理者 兼会計室長	土屋亨君

事務局職員出席者

事務局長	木村吉弘	書記	鈴木英光
------	------	----	------

開議 午後 3時00分

◎開議の宣告

○議長（宮崎啓次君） 皆さん、こんにちは。

どうもご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎啓次君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ごらん願います。

なお、説明のため町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎議案第40号～議案第47号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君） 日程第1、議案第40号 平成29年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第41号 平成29年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第42号 平成29年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第43号 平成29年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第44号 平成29年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第45号 平成29年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第46号 平成29年度河津町水道事業会計決算認定について、議案第47号 平成29年度河津町温泉事業会計決算認定についてを議題とします。

本8議案につきましては、去る5日に議員全員で構成する決算審査特別委員会に付託してあります。また、これに関して、委員長より審査報告書が提出されております。これより本

案について委員長の審査報告を求めます。

7番、渡邊弘君。

〔決算審査特別委員会委員長 渡邊 弘君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（渡邊 弘君） 本案につきまして、朗読をもって報告とさせていただきます。

平成30年9月14日、河津町議会議長、宮崎啓次様。

河津町議会決算審査特別委員会委員長、渡邊弘。

平成29年度決算審査特別委員会審査報告書。

一、議案第40号 平成29年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について

一、議案第41号 平成29年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

一、議案第42号 平成29年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

一、議案第43号 平成29年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

一、議案第44号 平成29年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

一、議案第45号 平成29年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

一、議案第46号 平成29年度河津町水道事業会計決算認定について

一、議案第47号 平成29年度河津町温泉事業会計決算認定について

本委員会に付託の上記8議案は、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

続きまして、平成30年9月14日、平成29年度決算審査特別委員会附帯意見書。

河津町議会決算審査特別委員会委員長、渡邊弘。

意見。

一、定員管理計画によって職員数を削減してきた中、町民要望や庁内業務が多種・多様化、増加しており、通常事業にも支障を来している様子がうかがえる。採用方法等の見直しを含め職員定数の適正化に努められたい。

二、学校教育において、電子黒板やタブレットパソコンの導入を促進し、ICT支援員の設置も行っている。これらを有効に活用し、町の将来を担う人材の育成に努力されたい。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 委員長の審査報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

委員長は席にお戻りください。

これより議案第40号 平成29年度河津町一般会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第40号 平成29年度河津町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。
お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第41号 平成29年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第41号 平成29年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第42号 平成29年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての討

論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第42号 平成29年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第43号 平成29年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第43号 平成29年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第44号 平成29年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第44号 平成29年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第45号 平成29年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第45号 平成29年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第46号 平成29年度河津町水道事業会計決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第46号 平成29年度河津町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第47号 平成29年度河津町温泉事業会計決算認定についての討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第47号 平成29年度河津町温泉事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君） 日程第2、発議第1号 河津町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等

に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

提出者は登壇してください。

10番、山田勇君。

〔10番 山田 勇君登壇〕

○10番（山田 勇君） 発議第1号について説明いたします。

なお、説明は、朗読をもって説明とさせていただきます。

発議第1号 河津町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び河津町議会会
議規則（昭和63年河津町議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

平成30年9月14日、河津町議会議長、宮崎啓次様。

提出者、河津町議会議員、山田勇。

賛同者、河津町議会議員、渡邊弘、同じく仲里司、同じく遠藤嘉規、同じく上村和正、同じく小林和子、同じく稲葉静、同じく土屋貴、同じく塩田正治。

条例第 号。

河津町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

河津町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和33年河津町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 議長、副議長、常任委員長及び議会運営委員長は、その選挙された日、その他の議員はその職に付いた日からそれぞれ議員報酬を支給する。

2 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及びその他の議員が任期満了、辞職、失職、除名又は解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給する。ただし、月の途中で死亡したときは、その月分を全額支給する。

3 前2項の規定により議員報酬を支給する場合であっても、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日までに支給するとき以外のときは、その議員報酬の額はその月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

第6条中「または」を「又は」に改め、「、日額1,000円及び」を削る。

附則。施行期日、この条例は、平成30年10月1日から施行する。

なお、発議の提出理由でございますが、本条例において会議等に出席した場合に支払われる費用弁償（車賃実費を除く分）及び議員報酬の就任及び退任における月払い支給（日割制度を適用していない）については、このような支払いを行う明確な根拠がなく、郡下でも当町のみであることから、議員月例会等で検討を重ねてきた結果、郡内町議会に合わせた内容とする改正を行うものであります。

次のページに、河津町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表を添付してありますので、ごらんいただきたいと思います。

説明は以上です。

○議長（宮崎啓次君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第1号 河津町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（宮崎啓次君） 日程第3、議員の派遣の件を議題とします。

法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（宮崎啓次君） 日程第4、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（宮崎啓次君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日、これをもって平成30年河津町議会第3回定例会を閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年河津町議会第3回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時21分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

平成30年第3回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
報告第2号	平成29年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について	30. 9. 5	
報告第3号	平成29年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について	〃	
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	適任 後藤一代
同意第3号	教育委員会委員の任命について	〃	同意 植松智子
同意第4号	教育委員会委員の任命について	〃	同意 石井健介
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (河津町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について)	〃	承認
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (平成30年度河津町一般会計補正予算(第2号))	〃	〃
議案第33号	河津町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について	〃	原案可決
議案第34号	河津町税条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第35号	河津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第36号	平成30年度河津町一般会計補正予算(第3号)	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第37号	平成30年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	30. 9. 5	原案可決
議案第38号	平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算(第2号)	〃	〃
議案第39号	平成30年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	〃	〃
議案第40号	平成29年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について	30. 9. 14	認定
議案第41号	平成29年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第42号	平成29年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第43号	平成29年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第44号	平成29年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第45号	平成29年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第46号	平成29年度河津町水道事業会計決算認定について	〃	〃
議案第47号	平成29年度河津町温泉事業会計決算認定について	〃	〃
発議第1号	河津町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	〃	原案可決
	議員派遣の件	〃	
	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	〃	